

令和 8 年度

合 志 市
地域防災計画書

令和 8 年 6 月 3 0 日

合志市防災会議

目 次

第 1 章	総 則	1
第 1 節	目 的 (安全安心課)	1
第 2 節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務 (安全安心課)	1
第 3 節	地勢と災害の特性 (安全安心課)	3
第 4 節	その他 (安全安心課・市長公室)	3
第 2 章	災害予防計画	4
第 1 節	地域防災力強化計画 (安全安心課・各部局)	4
第 2 節	災害危険区域の指定計画 (安全安心課・都市建設部)	8
第 3 節	土砂災害・急傾斜地崩壊（がけ崩れ）予防計画 (安全安心課・都市建設部)	1 2
第 4 節	風水害予防計画 (安全安心課)	1 3
第 5 節	火災予防計画 (安全安心課・都市建設部)	1 4
第 6 節	地震災害予防計画 (安全安心課)	1 7
第 7 節	防災訓練計画 (安全安心課)	2 3
第 8 節	自主防災組織等育成計画 (安全安心課)	2 5
第 9 節	災害ボランティア計画 (健康福祉部)	2 8
第 10 節	避難行動要支援者支援計画 (健康福祉部)	3 1
第 11 節	防災業務施設整備計画 (総務部)	3 5
第 12 節	防災関係機関等による業務継続計画 (安全安心課・各部局)	3 7
第 13 節	受援計画 (総務課・各部局)	3 7
第 3 章	災害応急対策計画	3 9
第 1 節	防災組織計画 (安全安心課)	3 9
第 2 節	動員計画 (安全安心課・各部局)	4 6
第 3 節	自衛隊派遣要請計画 (安全安心課)	5 0
第 4 節	民間団体活用計画 (安全安心課・各部局)	5 4
第 5 節	気象予警報等伝達計画 (安全安心課)	5 5
第 6 節	通信施設利用計画 (安全安心課・市長公室)	7 3
第 7 節	情報収集及び共有並びに被害報告取扱計画 (各部局)	7 4
第 8 節	広報計画 (市長公室)	8 9
第 9 節	消防計画 (安全安心課)	9 0
第 10 節	避難計画 (安全安心課・各部局)	9 1
第 11 節	災害救助法の適用計画 (各部局)	1 1 3
第 12 節	救出計画 (各部局)	1 1 4
第 13 節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 (安全安心課・健康福祉部)	1 1 5
第 14 節	医療救護活動及び保健活動計画 (健康福祉部・こども部)	1 1 6
第 15 節	食糧、物資等供給及び輸送計画 (安全安心課・産業振興部)	1 1 7
第 16 節	給水計画 (水道局)	1 2 0
第 17 節	生活必需品供給計画 (安全安心課・健康福祉部・産業振興部・こども部)	1 2 1
第 18 節	住宅応急対策計画 (都市建設部)	1 2 2
第 19 節	建築物・宅地等応急対策計画 (都市建設部)	1 2 3

第 20 節	交通規制計画	（安全安心課・都市建設部）	1 2 4
第 21 節	防疫計画	（市民生活部・健康福祉部・こども部）	1 2 6
第 22 節	清掃計画	（市民生活部・下水道課）	1 2 8
第 23 節	廃棄物処理計画	（市民生活部・健康福祉部）	1 2 8
第 24 節	文教対策計画	（教育委員会教育部）	1 3 0
第 25 節	障害物除去計画	（各部局）	1 3 1
第 4 章	災害復旧計画		1 3 3
第 1 節	災害復旧及び復興の基本方向	（各部局）	1 3 3
第 2 節	公共土木施設災害復旧計画	（都市建設部・水道部）	1 3 3
第 3 節	農林水産施設災害復旧計画	（産業振興部）	1 3 4
第 4 節	その他の災害復旧計画	（市民生活部・都市建設部・教育委員会教育部）	1 3 5
第 5 節	被災農林業の経営安定計画	（産業振興部）	1 3 6
第 6 節	被災中小企業振興計画	（産業振興部）	1 3 6
第 7 節	被災者自立支援対策計画	（健康福祉部・こども部）	1 3 7
第 8 節	地震災害対策計画	（安全安心課）	1 3 8
第 9 節	大規模火災対策計画	（安全安心課・市民生活部・都市建設部）	1 4 1
第 10 節	罹災証明書等の発行	（安全安心課・市民生活部）	1 4 1
資 料 編			1 5 2
	職員配置体制		1 5 3
	特別警報の基準等、降灰予報の発表イメージ		1 5 4
	安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表チェックリスト		1 5 6
	車両避難適地		1 5 8
	物資配分の要領		1 5 9
	物資輸送の要領		1 6 0
	避難情報等の判断基準・伝達について		1 6 1
	災害時の応急対策活動協力に関する計画図		1 6 7
	合志市電波伝搬調査結果		1 6 8
参 考			
	災害協定一覧表		別 冊
	合志市備蓄計画		別 冊

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的（安全安心課）

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法第 223 号）（市町村地域防災計画）第 42 条の規定に基づき、合志市（以下「本市」という。）において防災に関し、各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより、市土（市が占める土地）の保全、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務（安全安心課）

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務は次のとおりとする。

機 関 名		事 務 又 は 業 務
1	合 志 市	1. 合志市防災会議の開催とそれに関する事務 2. 防災に関する施設及び組織の整備 3. 防災に関する訓練の実施 4. 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 5. 防災思想の普及 6. 災害に関する情報の収集と市民への広報 7. 災害発生時の防護と被害拡大の防止 8. 被災者の救済措置 9. 災害時の文教対策及び保健衛生 10. 緊急輸送の確保 11. 災害復旧の実施
2	熊 本 県	所掌事務についての防災対策
3	熊 本 県 警 察 (熊本北合志警察署)	1. 災害時における治安、交通、警察通信の確保及び警察行政の調整に関すること 2. 非常時における災害情報の伝達及び警察無線通話の協力 3. その他警察署の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
4	菊 池 広 域 連 合 消 防 本 部 (西 消 防 署) (桜 消 防 署)	1. 災害時における負傷者の救急及び緊急輸送 2. 気象予警報、災害情報等の伝達 3. 災害時における消防無線通話の協力 4. 避難者の誘導 5. その他防火に関する消防署の所掌事務
5	合 志 市 消 防 団	1. 情報の収集、伝達 2. 災害広報 3. 避難者の誘導 4. 被災者の救助 5. 市民の生命、身体及び財産の保護 6. 警戒区域の設定及び被害の拡大防衛 7. 関係機関との連絡調整及び応援
6	陸上自衛隊 第 8 師団 (第 4 2 即 応 機 動 連 隊)	1. 天災地変その他の災害時における災害応急対策及び復旧対策 2. 災害予防に係る情報収集、訓練等

機 関 名			事 務 又 は 業 務
7	指定 地方 行政 機関	福 岡 管 区 気 象 台 熊 本 地 方 気 象 台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2. 気象、地象（地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報、警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援及び助言 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
		九 州 地 方 整 備 局 熊 本 河 川 国 道 事 務 所	1. 直轄河川の整備、維持、管理及び水防 2. 直轄国道の整備、維持、管理及び防災 3. 緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施 4. その他防災に関し、九州地方整備局の所掌事務すべきこと
8	指定 公共 機関 及び 指定 地方 公共 機関	九州電力送配電株式会社 （大津配電事業所） （熊本西配電事業所）	1. 電力施設の保全、保安及び防災対策 2. 災害時における電力供給確保
		西 部 ガ ス 株 式 会 社 （熊 本 供 給 部 ）	1. ガス施設の防災対策 2. 災害時におけるガス供給確保
		N T T 西 日 本 株 式 会 社 （熊 本 支 店 ）	1. 電信及び電話施設の保全対策 2. 災害時における非常・緊急通話の調整
		独立行政法人国立病院機構 熊本再春医療センター	1. 被災時における収容者の保護 2. 災害時における負傷者等の医療及び救助
		日 本 郵 便 株 式 会 社 （熊 本 北 郵 便 局 ）	1. 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱による資金の融通 2. 災害時における郵便業務の確保
		熊 本 電 気 鉄 道 株 式 会 社	災害時における避難者及び負傷者の輸送協力
		西日本高速道路株式会社 （九州支社熊本高速道路事務所）	有料道路及び施設の防災対策
9	その 他 公 共 的 機 関 及 び 団 体 等	菊 池 地 域 農 業 協 同 組 合 （合 志 中 央 支 所 ） （西 合 志 中 央 支 所 ）	1. 農林水産関係の被害調査又は協力 2. 農作物の災害応急対策についての指導 3. 被災農家に対する融資又はその斡旋並びに飼料、肥料等の確保又はその斡旋
		合 志 土 地 改 良 区 西 合 志 土 地 改 良 区	1. 溜池、水こう門等の整備と防災管理 2. 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
		区 長 連 絡 協 議 会	地域住民への情報伝達及び防災機関への情報提供
		合 志 市 社 会 福 祉 協 議 会	1. 災害ボランティア活動 2. その他災害応急対策の協力
		合 志 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 連 合 会	避難行動要支援者の避難、保護及び情報提供
		合 志 市 商 工 会	1. 災害時の食糧及び生活用品の提供 2. 災害復旧時の応援及び協力

機 関 名			事 務 又 は 業 務
9	その他公共的機関及び団体等	合 志 市 建 設 業 協 会	災害復旧時の応援及び協力
		ボ ラ ン テ ィ ア 桜 の 会	災害復旧時の応援及び協力
		合 志 市 認 可 保 育 園 連 盟	災害時の乳幼児の避難、保護及び情報提供
		合 志 市 立 小 中 学 校	災害時の児童及び生徒の避難、保護及び情報提供
		合 志 市 防 災 士 連 絡 協 議 会	防災士への情報伝達及び避難所運営等市への協力

第3節 地勢と災害の特性（安全安心課）

1. 地 勢

本市は、地理的には熊本市の北東約 12km に位置し、阿蘇外輪山に連なる火山灰洪積台地の東西約 12km、南北約 8km、総面積 53.19 km² からなる。河川は、堀川、塩浸川、上生川、野々島川、鶴川等小河川が流れ、また、標高 120m～150m の飯高山（123m）、群山（145m）及び弁天山（145m）が存在する。北部は起伏が多く施設園芸や畜産などの緑豊かな農村地帯が広がる一方、南部は急激な宅地化により人口が急増し、市人口の 6 割が居住している。

2. 災害特性

本市の災害は、梅雨期の豪雨や長雨、線状降水帯に伴う豪雨、台風による暴風等の自然災害のほか、阿蘇山の噴火に伴う降灰、火砕流等の流出等による災害が予測される。また地震は、過去熊本県内では陸域の浅い場所での発生であり、主に別府－島原地溝帯に沿った地域とその周辺（布田川－日奈久断層帯に沿う地域、立田山断層に沿う地域など）で発生しており、いずれの場合もこれら自然災害による市民の生命、身体及び財産に及ぼす被害は甚大である。

第4節 その他（安全安心課・市長公室）

1. 計画の性格

- (1) この計画は、災害対策基本法第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく災害で暴風、竜巻、豪雨、洪水、がけ崩れ、地震、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発による災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、合志市地域防災計画として位置づける。
- (2) 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策及び産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災、減災等に資する国土強靱化基本法第 11 条において、国及び県の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされている。このため、市では、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

- ア 人命の保護が最大限図られる。
- イ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ウ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- エ 迅速な復旧及び復興

2. 防災計画の修正

防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法第 223 号）（市町村地域防災計画）第 42 条の規定に基づき、国及び県の防災方針並びに市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要あるときは速やかにこれを修正する。

3. 防災計画の周知徹底

本計画は、市の職員、関係行政機関及びその他防災に関する主要施設管理者に周知徹底を図るよう措置する。

第 2 章 災 害 予 防 計 画

第 1 節 地域防災力強化計画（安全安心課・各部局）

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、自治会等における地域活動を通じて地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災及び減災体制の構築に努める。

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材及び拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層及び女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

また、市は、地域における自助及び共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、市民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人一人の防災行動計画）」の普及を始めとして合志市総合防災マップや熊本県防災ハンドブック等を活用し、市民や事業者等に対して啓発を行うとともに、令和 7 年 8 月豪雨の分析結果を反映した「避難場所を決め、避難する」ための項目に絞ったマイタイムライン様式についても、その普及を図る。

さらに、自主防災組織の活動活性化のため、希望する防災士を対象とした講習及び訓練を実施し、地域防災リーダーとしての S P 防災士の育成を進める。加えて、市民の防災情報収集手段として幅広い年代でスマートフォン等の利用が進んでいることを踏まえ、SNS 等によるプッシュ型の情報発信を行う。

また、県と連携し、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保及び育成や災害発生時における官民連携の強化、特に駐車場利用協定を締結するなど車両避難先の確保に努め、地域防災力の向上を図る。

1. 自 助

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」「自分でできることは自分で行う」が基本であることに自覚を持ち、平時に防災知識の習得に努め災害に備えるものとする。

また、災害時には早めの避難等、命を守る行動をとるとともに、近隣住民等と協力した防災活動に努めるものとする。

(1) 平時の行動

ア 知識等の取得

- (ア) 過去の災害の発生状況
- (イ) 気象予報警報等の種別と対策
- (ウ) 防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- (ア) 命を守る「マイタイムライン（防災行動計画）」の作成
- (イ) 自宅周辺のハザード
- (ウ) 避難するタイミング
- (エ) 避難場所及び避難方法（指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所）
- (オ) 家族等との連絡方法や集合方法
- (カ) 就寝場所の安全
- (キ) 災害情報の入手方法
- (ク) 近隣の井戸の位置等の確認
- (ケ) 防災行政無線戸別受信機等の操作要領、スイッチ確認
- (コ) 自家用車も含めた事前避難先の確保

ウ 事前の備え

- (ア) 地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強等
 - (イ) 防災メールサービス、各種アプリへの登録
 - (ウ) ペットの避難要領の検討及び確認並びに餌、リード、ケージ等の準備
 - (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
 - (オ) 最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄※を含む。）
※日常備蓄：通常の食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
 - (カ) 非常持ち出し品（非常食品、マイナンバーカード、資格確認書、お薬手帳（コピー可）、着替え、懐中電灯、ラジオ（76MHz～99MHz 対応機種）等）の準備
- (2) 災害時の行動
- ア 早めの避難（予防的避難含む）等自らの命を守る行動。特に河川近傍や急傾斜地崩壊危険箇所等の居住者は「早期に立退き避難」
 - イ 近所の避難行動要支援者等に対する避難支援
 - ウ 避難所運営等への協力

2. 共 助

市民は、平時より自治会、自主防災組織、事業所等での地域活動を通じて防災活動に参加するなど、積極的なコミュニティづくりを進め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という隣保協同の精神と連帯感により行う防災活動「共助」により、地域における防災体制の構築に努める。

災害時には、主体的に地域住民が一致団結して「地域でできることは地域で行う」ことを目標に、地域での予防及び安全対策に努めるものとする。

このため、地区防災計画の策定及び修正により住民の共助を促進し、地域の災害対応能力の向上に努めるものとする。

- (1) 平時の活動
- ア 防災に関する知識の普及
 - イ 地域一体となった防災訓練の実施と参加（市と連携した訓練等）及び避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ウ 避難行動要支援者等の把握
 - エ 情報の収集伝達体制の整備
 - オ 火気使用設備器具等の点検
 - カ 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - キ 危険箇所の点検及び情報共有
- (2) 災害時の活動
- ア 地域内の被害状況等の情報収集及び市をはじめとする防災機関への伝達
 - イ 出火防止及び初期消火の実施
 - ウ 地域内における避難情報の情報伝達
 - エ 近隣住民の安否確認及び避難誘導
 - オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
 - カ 救出及び救護活動への協力
 - キ 避難所の運営
 - ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
 - ケ 避難所における給食、給水、物資配布等の協力

3. 事業所による防災力の向上

- (1) 事業所は、地域防災訓練等へ積極的に参加する等、平時から地域の住民とコミュニケーションを図り、特に要配慮者利用施設においては、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うものとする。
- また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助及び共助に基づく自発的な地区内の防災活動を行うように努める。

- (2) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献及び地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するように努めるものとする。

ア 防災体制の整備

イ 防災訓練の実施

ウ 事業所の耐震化

エ 予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検及び見直し

オ 電気、水道、ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応

カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施

- (3) 食料、飲料水及び生活必需品の提供並びに防災応急対策等業務を業とする企業等は、市との災害時応援協定の締結や防災訓練への参加等により、各種防災施策の推進に協力するように努めるものとする。

4. 公共施設等災害予防

生活に密着した公共施設等が被災した場合、市民の生活維持に重大な支障を来することが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化、機能強化等を図る。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、他市町村、関係機関等における共有を図る。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図る。

その他、市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

(1) 道路及び橋梁

道路及び橋梁は、災害時に、避難、救援、救護及び消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な機能を有している。このため、市長（道路管理者）は、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。

また、防災拠点間の道路網となる緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

ア 道 路

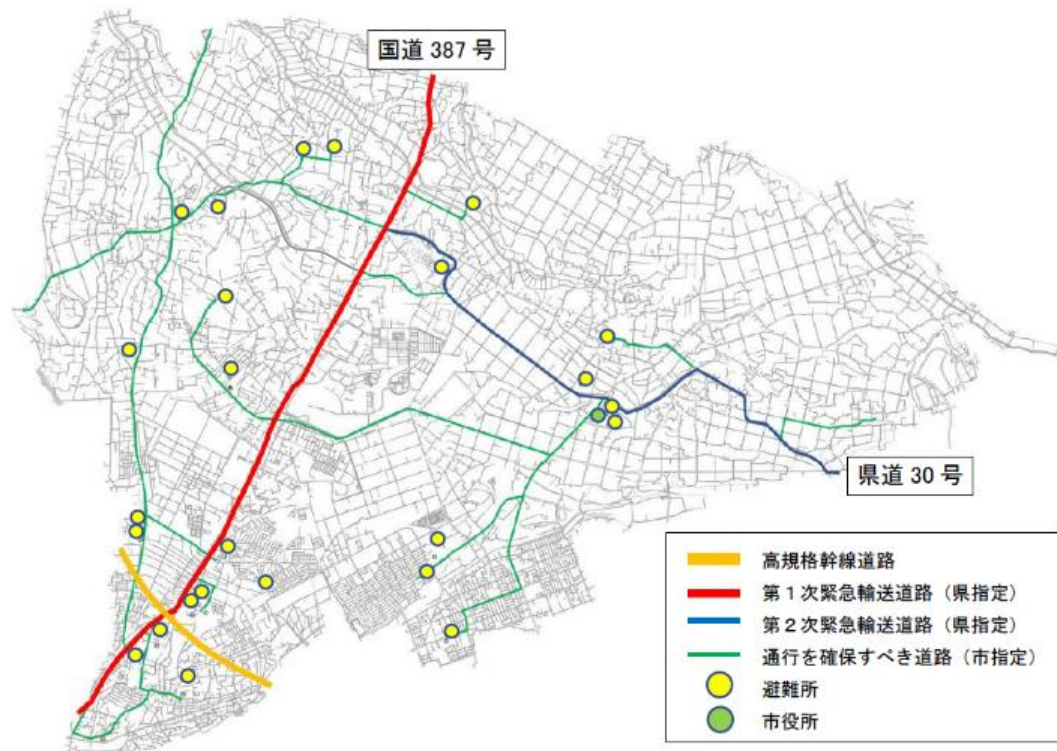
市は、崩土、がけ崩れ等のおそれのある道路については、舗装事業等の年次計画と併せ、逐次、防災コンクリート擁壁、法面被覆などにより整備を図る。特に、県指定の緊急輸送道路及び市指定の通行を確保すべき道路については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。

緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行う。

自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携し、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

更に、排水路の不備によって交通不能となる道路の冠水箇所については、逐次、排水路等の整備を図るとともに渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失防止のため、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

合志市の周辺を含む緊急輸送道路網



イ 橋 梁

市内の橋梁については、特に水防上危険な橋梁はないと思われるが、老朽橋を含めて、防災及び交通上の見地から、重要度及び危険度を検討勘案し、順次改築整備を図る。

(2) 上水道

上水道は、必要不可欠なライフラインであり、生命、健康を守ることがもとより、日常生活や産業活動の発展及び地域経済活動の維持に欠くことのできない社会基盤として重要な役割を担っている。このため、災害による水道施設の損壊、断水等が発生した場合、住民生活等に重大な影響を及ぼすため、市は発災に備え、水道施設の耐震化・老朽化対策等の必要な措置を講じる。

(3) 下水道

下水道や集落排水施設の機能が麻痺すると市民生活に与える影響は極めて大きいため、汚水処理場やポンプ場の被害に伴う停電に対する必要な対策を図る。

また、発災後は迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

(4) ため池

豪雨等によりため池が決壊した場合の浸水想定区域や避難に関する情報について、ため池ハザードマップを確認し、必要な対策を図る。

(5) 社会福祉施設

市は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対し、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行う。また、耐災害性の向上を推進するため、非常用自家発電の整備や老朽化した設備の更新を支援する。

ア 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。

イ 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。

ウ 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

エ 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

オ 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。

カ 施設における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進すること。

(6) 医療施設

市は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行う。

ア 施設独自の防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。

イ 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。

ウ 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

エ 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。

オ 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。

カ 施設における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進すること。

(7) 学校施設対策

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、市立学校について、次に掲げる対策を講じる。

ア 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施する。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じる。

イ 設備及び備品の安全管理等

コンピューター、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、防災対策を強化するとともに、児童生徒及び教職員の安全と避難通路が確保できる設置方法、場所等について十分配慮する。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認する。

第２節 災害危険区域の指定計画（安全安心課・都市建設部）

この計画は、異常降雨等によって災害の発生するおそれのある河川や急傾斜地山腹について、行為規制等の必要な措置や危険区域巡視等の災害予防の上で必要な措置を講ずるためにその区域を指定するものである。

1. 災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握については、次の点に留意のうえ行う。

- (1) 近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、漏れのないように常に現状把握を行う。
- (2) 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により、危険箇所の指定から外されている場合においても異常な自然現象や当該施設が破損すれば、甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、当該箇所の状況を把握しておく。
- (3) 市は、治水、防災、まちづくり及び建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。

また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

2. 警戒区域の設定

市長若しくはその委任を受けた市職員は、災害が発生又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険防止のため、必要により、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入り制限、立入禁止又は当該区域からの退去を命じることができる。

3. 重要水防河川の箇所及び区間等

番号	河川名	地 先 名	延長 (m)	予想される災害
1	上生川	合志市野々島～合志市上生 (B ランク 県知事管理区間)	右岸 1,100 左岸 1,100	溢水 (堤防高不足)
2	野々島川	合志市野々島辻～ (C ランク 県知事管理区間)	右岸 350 左岸 350	溢水 (堤防高不足)

(令和6年度熊本県水防計画書(資料編))

※重要度

A ランク・・・背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設があり甚大な被害が予想される区域

B ランク・・・背後地に家屋、あるいは公共施設があり被害が予想される区域

C ランク・・・背後地に農地等があり被害が予想される区域

4. 急傾斜地山腹の崩壊危険箇所(県指定土砂災害警戒区域)

連番	区域名	区域番号	所在地	備 考
1	野々島(1)	407-1-001	野々島	
2	辻3	407-1-005	野々島	
3	野々島(2)	407-2-003	野々島	
4	北	407-2-015	野々島	
5	辻1	407-2-016	野々島	
6	辻2	407-2-017	野々島	
7	外園(1)	407-2-018	野々島	
8	辻4	407-2-019	野々島	
9	野々島2	407-3-005	野々島	
10	野々島4	407-3-007	野々島	
11	野々島5	407-3-008	野々島	
12	野々島6	407-3-022	野々島	
13	外園(2)	407-3-023	野々島	
14	野々島7	407-3-024	野々島	
15	中尾	407-3-025	野々島	
16	北1	407-3-026	野々島	
17	北2	407-3-027	野々島	
18	辻	407-3-028	野々島	
19	合志塚1	407-3-029	野々島	
20	合志塚2	407-3-030	野々島	
21	須屋迫上1	407-1-002	須 屋	R5年9月再指定
22	須屋迫上2	407-1-003	須 屋	
23	須屋	407-1-004	須 屋	
24	須屋1	407-2-021	須 屋	
25	須屋2	407-2-022	須 屋	
26	須屋3	407-2-023	須 屋	
27	弘生2	407-1-006	合 生	
28	黒松	407-2-004	合 生	
29	荻迫1	407-2-005	合 生	
30	荻迫2	407-2-006	合 生	
31	荻迫3	407-2-007	合 生	
32	荻迫4	407-2-008	合 生	

連番	区域名	区域番号	所在地	備 考
33	立割	407-2-009	合 生	
34	生坪 1	407-2-010	合 生	
35	中林	405-1-001	栄	
36	日平－ 1	405-1-002-1	上 庄	
37	日平－ 2	405-1-002-2	上 庄	
38	日平－ 3	405-1-002-3	上 庄	
39	日平－ 4	405-1-002-4	上 庄	
40	日向	405-1-003	竹 迫	
41	出分 1－ 1	405-1-004-1	福 原	
42	出分 1－ 2	405-1-004-2	福 原	
43	出分 2	405-1-005	福 原	
44	上生	407-2-001	上 生	
45	城	407-2-002	上 生	
46	小合志 1 (小合志)	407-2-012	合 生	
47	江良 1	407-2-013	合 生	
48	江良 2	407-2-014	合 生	
49	上生 1－ 1	407-3-001-1	上 生	
50	上生 1－ 2	407-3-001-2	上 生	
51	上生 1－ 3	407-3-001-3	上 生	
52	上生 2	407-3-002	上 生	
53	上生 3	407-3-003	上 生	
54	野々島 1	407-3-004	上 生	
55	黒松 1	407-3-009	合 生	
56	黒松 2	407-3-010	合 生	
57	黒松 3	407-3-011	合 生	
58	荻迫 1 (荻迫 5)	407-3-013	合 生	
59	荻迫 2 (荻迫 6)	407-3-014	合 生	
60	立割 2	407-3-016	合 生	
61	小合志 1－ 1	407-3-017-1	合 生	
62	小合志 1－ 2	407-3-017-2	合 生	
63	小合志 1－ 3	407-3-017-3	合 生	
64	小合志 1－ 4	407-3-017-4	合 生	
65	小合志 1－ 5	407-3-017-5	合 生	
66	小合志 2	407-3-018	合 生	
67	小合志 3	407-3-019	合 生	
68	小合志 4	407-3-020	合 生	
69	江良	407-3-021	合 生	
70	後川辺 1	k－405－0001	栄	
71	後川辺 2	k－405－0003	栄	分割有： 2 箇所
72	中林 2	k－405－0004	栄	
73	鹿水	k－405－0005	栄	
74	平島	k－405－0006	栄	
75	上庄 1	k－405－0007	上 庄	分割有： 3 箇所
76	上庄 2	k－405－0008	上 庄	分割有： 2 箇所

連番	区域名	区域番号	所在地	備 考
77	原口 1	k-405-0009-1	豊 岡	
78	原口 2	k-405-0009-2	豊 岡	
79	城山	k-405-0009-3	上 庄	
80	蛇ノ尾	k-405-0012	上 庄	分割有：2箇所
81	日向 1	k-405-0015	幾久富	
82	反野木	k-405-0018-1	幾久富・竹迫	
83	亀甲	k-405-0018-2	幾久富・竹迫	
84	居屋敷 1	k-405-0019	福 原	
85	居屋敷 2	k-405-0020	福 原	
86	出分 3	k-405-0021	福 原	
87	上古閑	k-405-0023-1	福 原	
88	出分 4	k-405-0023-2	福 原	
89	出分 5	k-405-0024	福 原	
90	日向 2	k-405-0025	幾久富・竹迫	
91	城 1	k-407-0001	上 生	
92	城 2	k-407-0002	上 生	
93	外園 (3)	k-407-0004	野々島	
94	江良 3	k-407-0008	合 生	
95	江良 4	k-407-0009	合 生	分割有：2箇所
96	辻久保	k-407-0010	合 生	分割有：2箇所
97	本村	k-407-0011	野々島	
98	辻 5	k-407-0012	野々島	
99	辻 6	k-407-0013	野々島	
100	須屋迫上 3	k-407-0015	須 屋	
101	飯高山	k-405-0017	幾久富	分割有：2箇所

※ 県HP参照

5. 実施責任者

河川の災害危険地域の巡視及び災害予防上必要な措置については、熊本県水防計画により、水防管理団体（市長が水防管理団体の長）及び知事が行うものと定められている。

6. 危険区域の巡視等

(1) 水防関係

異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は危険区域について、河川、堤防等の巡視を行うものとし、監視のための水防団員（消防団員）を配置する。

- (2) 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても、異常な水位上昇により、破堤、越波等の発生するおそれもあるため、警戒、巡視等においては、従来からリストアップされた危険箇所だけでなく、水位と堤防等の高さを比較のうえ適切に対応するものとする。

なお、通報その他災害予防上必要な事項については、熊本県水防計画の定めるところによる。

7. 盛土関係

(1) 盛土による災害の防止のための取組

市は、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。また、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等

の可能性のある盛土に関する詳細調査及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

(2) 是正指導

市は、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

第3節 土砂災害・急傾斜地崩壊（がけ崩れ）予防計画（安全安心課・都市建設部）

市内における災害の危険がある「土砂災害防止法」に基づき指定された土砂災害警戒区域について、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずる。

1. 指定土砂災害警戒区域の現況調査

毎年度の梅雨期前に土砂災害警戒区域の現況調査を行うとともに、当該指定区域内及び近隣地域に対して予警告を行い、併せて土砂災害防止対策を推進する。

なお、当該指定区域以外において土砂災害の危険性が発生した場合についても、同じ取り扱いとし、必要な措置を講ずる。

2. 土砂災害に関する情報の収集と伝達並びに予報警報の発表と伝達について

第3章第5節「気象予警報等伝達計画」により速やかな情報収集と伝達を行うこととし、併せて同章第10節「避難計画」により避難情報等の必要な措置を講ずる。

3. 土砂災害警戒区域の緊急避難場所、避難経路等について

土砂災害警戒区域における緊急避難場所及び避難経路については、別途に各警戒区域に即した合志市総合防災マップ等を利用し、当該区域住民に周知する。併せて市が提供する各種防災情報についても広く市民に周知する。

4. 土砂災害に係る避難訓練の実施について

第2章第7節「防災訓練計画」による訓練を実施するとともに、各自治会や地域単位の自主的な避難訓練の実施について活動を推進する。

5. 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設及び浸水想定区域内における医療施設、社会福祉施設等の名称及び所在地

(1) 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設

野々島学園 合志市野々島 2774-4

(2) 浸水想定区域内の医療施設、社会福祉施設等

連番	施設名	所在地
1	地域密着型通所介護秋桜	合志市須屋 250-1
2	高齢者向け住宅スリースマイル秋桜	合志市須屋 250-1
3	ライフサポート須屋	合志市須屋 622-3
4	デイサービスしずく	合志市須屋 297-46
5	みやの小児科	合志市幾久富 1866-513
6	ナカシマセブクリニック	合志市須屋 1415-5
7	平瀬内科医院	合志市幾久富 1909-227
8	山岡胃腸科内科	合志市幾久富 1758-145
9	播磨医院	合志市幾久富 1866-343
10	池田クリニック	合志市幾久富 1866-1332
11	合志こども園	合志市幾久富 1647-96
12	ひかり園	合志市幾久富 1909-1456-2

連番	施設名	所在地
13	百合ヶ丘保育園	合志市須屋 494-1
14	合志たけのこ保育園	合志市須屋 240-1
15	はっぴいの園	合志市須屋 297-15
16	ぞうさんのはな保育園	合志市須屋 81-5
17	ビオシス	合志市須屋 4-6
18	プレジャーワーク	合志市須屋 4-6
19	栗	合志市幾久富 1656-100
20	チーム日本ジュニア	合志市幾久富 1758-284

6. 救助に関する事項

第3章第12節「救出計画」により、必要な措置を講ずる。

7. 市民の早期避難対策（予防的避難の推進）

ハザードマップ等の情報に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚、知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第4節 風水害予防計画（安全安心課）

1. 防災知識普及計画

台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、市、県等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援及び強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

(1) 一般市民に対する防災知識の普及の内容

ア 市地域防災計画の概要

イ 災害予防および応急措置の概要

災害の未然防止もしくは軽減が、一般市民等に対する予防知識の普及徹底によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に普及徹底するよう努める。

前述の普及事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 予防の心得
- (イ) 気象予警報等の種別と対策
- (ウ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (エ) 農林水産物に対する応急措置
- (オ) 非常食糧及び水の準備(3日分の備蓄)
- (カ) 夕方明るいうちからの予防的避難
- (キ) 寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)
- (ク) 防災サイレン吹鳴の意義
- (ケ) マイタイムラインの活用
- (コ) 指定緊急避難場所、安全な親戚及び知人宅、ホテル、旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (サ) 避難先および避難方法
- (シ) 避難が困難な場合の対応(深夜の豪雨など)
- (ス) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (セ) 防疫の心得および消毒方法等の要領
- (ソ) 災害時の心得

- (タ) 自動車運転者のとるべき措置
- (2) 学校教育における防災知識の普及

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保及び防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

2. 内水氾濫対策

近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進めるものとする。

- (1) 逃げ遅れ等を防止するため、内水ハザードマップ作成を促進する。
- (2) 大規模な内水氾濫発生時の被害を軽減するため、SNS等での予防的避難の呼びかけや訓練を通じた初動体制の強化など早期避難につながるソフト対策を県と連携して実施する。

3. 土地利用の適正化

平成24年7月の熊本広域大水害や平成29年7月の九州北部豪雨など全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る。

また、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

4. 市民の早期避難対策（予防的避難の推進）

地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成して市民等に提供し、地域の水害及び土砂災害リスクや災害時にとるべき行動並びにマイタイムラインの検討及び作成について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか、市民等に確認を促すよう努める。

ハザードマップ等の情報に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚、知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第5節 火災予防計画（安全安心課・都市建設部）

1. 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

ア 市及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震及び不燃化、水面及び緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水、下水処理等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ 市、県、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備及び維持管理

(ア) 市、県、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができる

よう 定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

- (イ) 市、県、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。

また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。

イ 建築物の防火管理体制

市、県、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

ウ 建築物の安全対策の推進

- (ア) 市及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

- (イ) 市、県、事業者等は、高層建築物、地下街等について、避難経路、火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料及び防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

- (ウ) 市及び県は、文化財保護のための施設及び設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

2. 防災知識の普及

(1) 防災知識の普及

市は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模な火事の危険性を周知する。

(2) 防災関連設備等の普及

市は、市民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧及び復興への備え

(1) 避難の受入れ及び情報提供活動関係

市は、指定緊急避難場所について、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(2) 施設及び設備の応急復旧活動関係

市及び県、公共機関は、それぞれの所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材を整備するものとする。

(3) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 消防機関は、大規模災害を想定し、より実践的な消火、救助、救急等の訓練を実施するものとする。

イ 消防機関を始めとする市、県、国の機関、事業者、地域住民等が相互に連携した訓練の実施を追求するものとする。

4. 消防力の充実強化

本市消防力の現状に鑑み、消防施設の整備及び人的消防力の充実を図るとともに、教養訓練の徹底により、消防力の充実強化を期す。

(1) 消防施設等の充実強化

ア 方針

- (ア) 消防ポンプ未設置の集落については、消防ポンプの設置を推進する。

- (イ) 各集落の消防施設格納庫の整備に併せ、積載車の配備を推進する。

- (ウ) 上水道の布設に伴い、消火栓の増設を推進する。

- (エ) 消防設備、機械器具及び資材の性能試験を実施し、消防設備の整備を図る。

イ 計 画

(ア) 消防力の現況

本市の消防力は、次表のとおりである。

消防水利の現況

(R 8. 4. 1 現在)

総計	防 火 水 槽				消火栓	その他 ※
	100 m ³ 以上	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	40m ³ 未満	小 計		
1446	0	318	152	470	965	11

※その他とはプール、池とし、消防水利として利用することができる。

(イ) 本市消防団の現況 (R 8. 4. 1 現在)

団長 1 人 副団長 3 名 総員 625 人 (うち女性消防団員 54 人)

階級 分団名	分団長	副 分団長	部 長	班 長	団 員 (うち機動隊員)	計	小型ポンプ	ポンプ 自動車	積載車
第 1 分 団	1	1	2	4	29	37	4	0	4
第 2 分 団	1	1	2	4	33	41	4	0	4
第 3 分 団	1	1	1	1	17	21	1	0	1
第 4 分 団	1	1	2	2	29	35	2	0	2
第 5 分 団	1	1	2	2	27	33	2	0	2
第 6 分 団	1	1	1	3	21	27	3	0	3
第 7 分 団	1	1	2	4	22 (2)	30	3	0	3
第 8 分 団	1	1	1	2	9	14	2	0	2
第 9 分 団	1	1	2	5	28 (6)	37	3	0	3
第 10 分 団	1	1	1	4	40 (9)	47	4	0	3
第 11 分 団	1	1	2	3	55	62	3	0	3
第 12 分 団	1	1	2	4	41 (4)	49	4	0	4
第 13 分 団	1	1	2	3	46	53	3	0	3
第 14 分 団	1	1	2	3	39	46	3	0	3
本部機動隊	1	1	1	3	83	89	2	0	2
計	15	15	25	47	519 (21)	621	43	0	42

(ウ) 消防施設強化促進計画

令和 8 年度から令和 1 2 年度までの 5 年間における、消防施設強化促進計画を別表のとおり推進する。

消防施設強化促進計画表

(R 8 年度～R 1 2 年度)

区分	年度	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
小 型 動 力 ポ ン プ (買い換え)		2	2	2	2	2
小型動力ポンプ積載車 (買い換え)		2	2	2	2	2
消防水利	防火水槽	1	1	1	1	1
	消 火 栓	3	3	3	3	3

(2) 団員の教養訓練

消防団員の資質の向上と、消防技術習熟のため、県消防学校が行う訓練を受講するとともに、菊池広域連合消防本部の指導による訓練や非常呼集訓練を随時実施する。

5. 消防思想の普及徹底

(1) 火災予防思想の普及徹底

本市においては、南部地域における住家等の増加がめざましく、住宅が密集化しているため大規模火災の危険度が高い状態にある。そこで、火災を未然に防止し、被害の拡大を防止するため、火災予防対策を強力に推進しなければならない。

市民の火災予防に対する認識を高め、火災予防思想の普及向上に努めるため、例年全国一斉に行われる春秋２回の火災予防運動にあたり、消防署及び消防団合同での巡回広報宣伝等を行う。

また、毎年１月２６日に定められている「文化財防火デー」の取組を通じて所有者等に情報提供と助言を行う。

(2) 自主防災体制の整備

自主防災組織、幼年、少年、女性消火・防災消防クラブ等をはじめ、市民及び事業所の自主防災組織等の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

(3) 危険物製造所等の現況

ア 危険物製造所等の現況（Ｒ８．４．１現在）

製造所	貯蔵所							取扱所				総計
	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計	
0	17	2	17	15	22	4	77	23	0	23	46	123

イ 予防措置

(ア) 工場等危険物大量取扱所

予防査察及び自衛消防施設の整備強化の促進を図る。

(イ) 危険物製造所等

消防施設を常時点検及び整備しておくとともに、菊池広域連合消防本部と協同で予防査察を励行し、火災危険の排除に努めるよう指導する。

第６節 地震災害予防計画（安全安心課）

地震発生時には、火気設備器具、危険物などを要因とする多くの潜在的な出火危険がある。火気器具自体の転倒及び落下、また、建築物の倒壊や家具等の収容物の転倒及び落下により、可燃物が火気設備器具に接触する等、二次的な火災が発生し、多大の被害が予想されるため、以下のような対策をとるものとする。

１．防災知識普及計画

地震による災害を最小限に食い止めるためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため市等防災関係機関は、自らの職員及び市民に対し、地震災害に関する正しい知識や災害予防、災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、熊本地震等の過去の災害を教訓とし、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防及び災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。その際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、避難行動要支援者への対応や男女共同参画など多様な視点に配慮するものとする。

また、市は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発する等、地震災害と防災に関する市民の理解向上に努める。

２．市職員に対する防災教育及び防災訓練

地震災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる市職員には、地震災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、市は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育及び防災訓練を実施し、職員の防災に関する知識の習得、判断力の養成及び初動対処能力の向上を図り、迅速かつ円滑に防災体制の確立等、防災活動ができる体制づくりの推進を図るものとする。また、災害時に直ちに対応できるようにマニュアル作成に留意し、防災対応能力の向上に努める。

なお、市は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全員

で共有できるように努める。

(1) 教育及び訓練の内容

防 災 教 育	防 災 訓 練
① 合志市の地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担 ② 災害対応マニュアル等の活用 ③ 非常参集の方法 ④ 地震対策等の専門的知識 ⑤ 過去の主な被害事例 ⑥ 防災関係法令の運用 ⑦ 防災システムの操作方法等 ⑧ その他必要な事項	① シェイクアウト訓練 (低く、守り、動かない) ② 電話連絡網確認訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 職員動員及び参集訓練

(2) 教育及び訓練の方法

防 災 教 育	防 災 訓 練
① 講演会、研修会等の参加及び実施 ② 防災活動の手引き等印刷物の配布 ③ 見学、現地調査等の実施	① 庁舎内放送を活用して実施 ② 電話、メール等を使用して実施 ③ 自宅等から徒歩等による登庁を実施 ※いずれも定期的及び不意急襲的に実施

3. 市民に対する防災知識の普及

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、市民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震に関する防災知識の普及徹底を図るとともに、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

地震による人的被害を軽減する方策は、市民等の初動期行動が重要となることを踏まえ、日頃から地震発生時に対しての心構えを認識しておくよう、避難情報等の意味、内容等の啓発活動等を住民等に対して行う。

また、市民等の防災意識の向上を促進するため、防災に関する様々な情報を分かりやすく発信し、地震発生時に、臨機応変に避難行動をとることができるよう、防災訓練や教育などを通じて地域住民等による危機意識の共有及びリスクコミュニケーションづくりに努め、地震に対する正確な理解の促進を図る。

(1) 普及内容

ア 合志市地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第5項に基づく「熊本県地域防災計画」修正要旨の公表は、防災会議事務担当課（安全安心課）が市のホームページにおいて行い、適宜周知を図る。

イ 地震に関する一般的知識

ウ 熊本県及び合志市の過去の地震と主な被害事例

- (ア) 1723年12月 竹迫村、福原村、幾久富村、上庄村、豊岡村及び栄村 M6.5
- (イ) 1889年7月 金峰山 M6.3、死者20人
- (ウ) 1894年8月 旧阿蘇村 M6.3
- (エ) 1895年8月 西原村 M6.3 土蔵破損400件
- (オ) 1916年12月 水俣及び芦北 M6.1
- (カ) 1975年1月 旧一の宮町 M6.1
- (キ) 2016年4月14日 熊本地震 M6.5（合志市震度5強）

(ク) 2016年4月16日 熊本地震 M7.3 (合志市震度6強)

※2016年の熊本地震では合志市での直接死は0人、災害関連死が7人

エ 地震災害対策の現状

オ 平時の心得(日頃の準備)

(ア) 住宅の点検(住宅の耐震性、ブロック塀補強等)

(イ) 屋内の整理点検(家具転倒防止等)

(ウ) 台風襲来時の家屋の保全方法

(エ) 災害危険箇所の認識

土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等

(オ) 火災の防止

消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の設置、住宅用火災警報器設置、点検及び交換に関する啓発等

(カ) 応急救護

(キ) 非常食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄(3日分(推奨1週間分))

(ク) 非常持出品(救急品、懐中電灯、ラジオ(76MHz~99MHz 対応機種)、乾電池、マイナンバーカード、資格確認証、おくすり手帳(コピー可)等)の準備

(ケ) 寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)

(コ) 防災サイレン吹鳴の意義、再確認方法、戸別受信機の電源等の確認

(サ) マイタイムラインの作成

a 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚及び知人宅、ホテル、旅館等の避難場所、避難経路等の確認

b 緊急連絡先の確認

c 家族間等による安否の確認方法

(シ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について

(ス) 自動車へのこまめな満タン給油

(セ) 明るいうちからの予防的避難

(ソ) 避難所生活のマナーとルール

(タ) ペット同行避難を受け入れ予定の避難所

(チ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備事項

(ツ) 防疫の心得及び消毒方法等の要領

カ 地震発生時の心得

(ア) 緊急地震速報を覚知した時の対応行動(自助)

命を守る行動(※シェイクアウト)

※机やテーブルの下にもぐり、低い姿勢で頭を防護(揺れがおさまるまで)

(イ) 場所別、状況別の心得

a 共 通

(a) 姿勢を低く頭部を防護する。

(b) 倒壊しそうな場所から離れる。

b 屋内、デパートなど

(a) エレベーターホールや大きな柱又は壁際に避難

(b) 陳列棚の商品の落下に注意

c 屋 外

(a) 看板やブロック塀から離れる。

(b) 垂れ下がった高圧線には触らない。

(ウ) 出火及び出水防止

避難の前には、通電火災（停電が復旧し、通電した際に火災が発生する現象）を防止するため、自宅等を出る際は電気のブレーカーを落とす。併せて、ガスや水道の元栓についても閉める。

(エ) 初期消火

万が一、火災が発生したら消防署（119）に通報。消火器や水囊などを使用して初期消火（火が天井に達したら直ちに屋外に避難）

(オ) 避難の心得

a 健康な人は徒歩で避難（車の使用は渋滞防止のため避ける）

b 避難の際は、出口を確保し、靴を履いて避難する。（裸足での避難は危険）

※日頃から、避難場所及び避難経路の確認と自分に合った非常用持出セットをリュックサックやカバンなどに用意しておく。また、貴重品は携行する。

(カ) 地域住民との連携（共助）

慌てて行動せず、近隣相互に声を掛け合って避難所に避難する。特に避難行動要支援者の人の避難は地域で協力しあう。

(キ) 自動車運転者のとるべき措置

a 急ブレーキは禁物。ハンドルをしっかりと握り、ハザードランプを点灯する等し、前後の車に注意しながら徐々にスピードを落とし、道路の左側に停車する。

b エンジン进行を切り、揺れがおさまるまでは車外に出ず、カーラジオ等から情報を入手する。

c 避難の必要がある場合は、車のキーは付けたままにし、ドアをロックしないで、窓を閉める。

d 連絡先を見えるところに書き、車検証などの貴重品を持ち、徒歩で避難する。

(ク) 被災者の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査、地震保険損害調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、被災者に明確に説明する。

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、市の防災対策監等を派遣する等して専門的な知識等について普及するとともに、防災ハンドブックや体験型学習等の訴求効果の高いものを活用するものとする。この際、報道機関等の協力を得る。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者への対応や男女共同参画など多様な視点にも十分配慮するものとする。

ア 社会教育を通じての普及

イ 広報紙等による普及

ウ 防災訓練における普及

エ 防災対策監等の出前講座による普及

講習会の開催等を通じて、地震災害等についての認識を強化し、一般住民の各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組を継続的に実施する。

オ 合志市防災士連絡協議会による普及

市の防災士連絡協議会を通じて防災士による地区の行事や防災訓練等の場を活用して防災教育や各種訓練を実施し、市民の防災知識の向上と防災意識の高揚に努める。

4. 学校教育における防災知識の普及

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定

が行われるよう促す。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命並びに身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行う。

ア 災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等）

イ 災害時の自助、共助及び公助の考え方とそれぞれの役割

ウ 地震等災害発生のしくみ

エ 防災対策の現状

大規模地震が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震災害を想定した避難訓練等を実施する。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知する。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じ、指導者の資質向上を図る。

(3) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

市は、学校における消防団員等が参画した体験的又は実践的な防災教育の推進に努める。

5. 防災上重要な施設の管理者等の指導

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に地震災害に関する防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

(1) 避難誘導等防災体制の整備

(2) 地震災害の特性及び過去の主な被害事例

(3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

(4) 出火防止、初期消火等の任務役割

(5) 防災業務従事者の安全確保

(6) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟

6. 防災知識の普及の時期

市及び防災機関は、「防災週間」「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、住民に対して地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※ 火山防災の日：8月26日 防災の日：9月1日 防災とボランティアの日：1月17日

7. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等

市は、県が市町村、大学、企業、各種団体等と連携し、県内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進める事業に協力する。

市等は、大規模災害により生じた遺構を保存及び管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑、モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、市民による災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

8. 出火防止対策

地震火災は、同時に多数の地点で出火する特徴から、消防力は分散され、また、道路の損壊や倒壊

物による道路閉塞で消防活動が阻害され、大火災になりやすく、特に木造家屋密集地域では延焼速度が早く広範囲への延焼が予想される。

このようなことから、一般家庭や事業所等において、出火の危険性につながる要因を検討し、その対応策について、技術的あるいは日常的な管理上の安全対策を推進するとともに、防災意識の高揚と地震発生時の行動力の向上を図ることによって、震災時における出火を防止する。

(1) 火気設備器具の安全対策

火気設備器具の固定などの安全措置及び耐震機器等の設置促進を図るとともに、火気使用場所及び周辺の不燃化等による安全環境の整備指導を推進する。また、平成 16 年改正の消防法第 9 条の 2 に基づき、住宅の用途に供される建築物には、住宅用防災機器を設置しなければならない。

さらに、消防法の改正により平成 23 年 6 月 1 日から火災警報器の設置が義務化されている。

(2) 電気及びガス設備の安全対策

建築物又は電柱の倒壊等により、電線の切断や電気及びガス設備器具の損傷、あるいはガス配管の折損等が出火又は延焼拡大の要因につながることから、一般家庭及び事業所における地震時の電気及びガスの遮断操作の指導を推進する。

(3) 自主管理による出火防止対策

事業所の防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、自主チェック体制を強化することにより、地震時の出火危険の排除を促進する。

また、各家庭にあつては、地震に対する知識の高揚に努め、地域ぐるみの出火防止対策を推進する。

(4) 防火意識の普及対策

毎月 20 日を「防災の日」と定め、市民一人ひとりが日常生活の中で自主防火の意識を持ちその対策を実践する習慣を身につけるよう市民広報を推進し、また、関係機関、団体等に対して働きかけを行い、連携した意識啓発の推進に努める。

9. 初期消火対策

地震時には、多くの出火要因が考えられることから、出火防止対策の徹底によっても、なお、相当数の火災の発生が予想される。

さらに、震災時には断水や道路の寸断等によって消防活動に支障が生じ、被害が拡大するおそれがあり、現行の消防体制のみでは対応できない事態が予想されることから、延焼火災を防止するため、市民一人ひとりの防災行動力の向上を図り、家庭や事業所を含めた地域一体となった自衛消火体制を確立することを目標とする。また、市民の火気取り扱いに対する啓発、家庭への消火器具の普及等出火防止対策及び初期消火対策を推進する。

(1) 市民の防災行動力の向上

市民一人ひとりの初期消火など防災行動力の向上を図るため、自治会や事業所等を単位とした防災研修及び訓練を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力のある市民の育成に努める。

(2) 初期消火資機材の普及

消火器、水バケツなど初期消火資機材の普及促進を図り、震災時の初期消火体制の充実を推進する。

(3) 事業所における自衛消防隊の防災行動力の向上

震災時において、消防用設備等を有効活用した迅速かつ的確な初期消火及び延焼防止を行い、被害を軽減するため防災研修及び訓練を強化し、自衛消防隊の防災行動力の向上に努める。

また、事業所間相互協力体制の強化を図るとともに、地域との共同体制づくりを推進する。

(4) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、事業所等の建物に設置された消防用設備等が震災時に有効に機能するよう日常的な維持管理の徹底を推進する。

10. 家庭及び事業所における自主防災力の向上

地震から生命及び財産を守るためには、それぞれの家庭及び事業所での自主防災力を向上させるこ

とが基本となる。市は、家庭や事業所での自主防災力の向上を図るため、啓発や防災訓練についての効果的な事業及び手法を検討していく。事業所については、防火管理業務の指導等も合わせ、災害時に予想される被害の発生、拡大防止等の防災対策を図っていくものとする。

家庭、事業所等の自主防災力を高めるための対策として、次のようなものが考えられる。

(1) 家庭、事業所等での危険防止対策

- ア 家具等の固定及び落下物の防止
- イ 家屋等の耐震化（耐震診断、補強等）及び不燃化
- ウ 家屋等周辺の危険個所の把握

(2) 家庭及び事業所での備蓄

- ア 消火器、バケツ等の消火用具及びのこぎり、バール等の救出用具
- イ 食料、飲料水及び燃料（各 3 日分程度）並びに救急医療セット、薬等の医療用品
- ウ 衣服、毛布等の生活用品及び懐中電灯等の照明用品
- エ ラジオ等の情報収集用品
- オ その他各家庭の実情に応じた品目（ミルク、オムツ、メガネ等）

(3) 防災知識と対処方法についての理解及び習得

- ア 地震の知識（発生メカニズム、「震度」と「マグニチュード」の違い、余震への対応等）
- イ 地震発生時の対処方法（初期消火、救出、救護等）
- ウ 非常時の家族の避難場所や連絡方法の確認及び災害用伝言ダイヤル等の利用方法
- エ 事業所に対する事業継続計画の（BCP）策定支援

11. 一般建築物の耐震化対策等の推進

地震による建築物の被災は、重大な人的被害をもたらすだけでなく、火災の発生源ともなり、被害軽減対策上、耐震性の確保は極めて重要である。このため、一般建築物の耐震化対策等についての啓発を推進し、建築設備、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、看板、屋内の家具等の転倒及び落下対策についても周知及び啓発を図っていく。

12. ライフライン施設の耐震化対策等の推進

上下水道、電気、ガス及び通信施設が地震による被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼす。そのため、上下水道施設の耐震化及び液状化対策に努めるとともに、電気、ガス及び通信施設に係る各社と日頃から情報交換を行い、防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請していく。

13. 危険物施設等災害予防の推進

地震動や液状化によって危険物施設等が損傷した場合、危険物質の飛散、漏洩、爆発、火災などにより、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがある。こうした事態に備え、危険物施設等の現況を的確に把握するとともに、法令上の基準の遵守及び施設、設備等の耐震化に関する指導の徹底を図る。また、自主防災組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携強化を進める。

14. 文化財の耐震化の推進

文化財を地震から保護するため、管理状況（転倒、倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な措置を講じていく。

第 7 節 防災訓練計画（安全安心課）

災害対策基本法（昭和 36 年法第 223 号）（防災義務）第 48 条に基づき災害応急対策の完全遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、総合的かつ計画的に訓練を実施するための計画である。

1. 防災訓練の実施責務とその内容

- (1) 市は、他の災害予防責任者（災害対策基本法 47 条第 1 項に定める災害予防責任者をいう。）と協同し、必要な防災訓練を行う。

- (2) 災害予防責任者の属する機関の職員等は、防災訓練計画の定めるところにより参加するものとする。
- (3) 市民その他関係団体は、災害予防責任者の行う防災訓練に参加するものとする。
- (4) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。
- (5) 防災訓練を円滑かつ効果的に実施するため「合志市防災訓練実行委員会」を訓練の都度設置する。
- (6) 各種感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設及び運営訓練を積極的に実施する。

2. 防災訓練の種類とその内容

(1) 総合防災訓練

ア 参加機関

市、警察、自衛隊、消防機関、その他防災関係機関、合志市議会、自主防災組織、各種団体地域住民、合志市防災士連絡協議会、各種ボランティア等

イ 内 容

災害対策本部の設置、情報の収集伝達、災害広報、安否確認、避難所運営、避難誘導、救出救護、災害警備、交通規制、救援物資の輸送、消防水防活動、防疫、道路啓開、燃料供給、ライフラインの復旧、図上シミュレーション訓練等を実施するものとする。実施においては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努める。この際、ICT（情報通信技術）の利活用に努める。

(2) 複合災害想定訓練

市は、総合防災訓練に併せ様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

(3) 個別防災訓練

ア 参加機関

市、その他の防災関係機関

イ 内 容

災害対策本部の設置、職員動員・参集訓練、情報の収集伝達、消防水防活動、災害救助等

(4) 地域防災訓練

ア 参加機関

市、消防団、自主防災組織、防災士連絡協議会、区（自治会）等

イ 内 容

災害対策本部の設置、情報収集伝達、避難誘導、交通規制、消防水防活動等

(5) 自主防災組織の防災訓練

自主防災組織等は、市や消防機関の指導を受け、防災訓練の実施に努める。

内容は、情報収集伝達、救出救護、避難誘導（ペット同行避難訓練を含む）等

(6) 学校教育等での訓練

市は、学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとし、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫する。

また、避難所への避難誘導における児童生徒等の対策として、市は、幼稚園、保育園、こども園、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

第8節 自主防災組織等育成計画（安全安心課）

自主防災組織の育成に当たっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全及び安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚による自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が市民運動として防災及び減災のための行動をとることを目指して取り組むものとする。

この計画は、市民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成して大規模な災害、事故等に備えるものである。

1. 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信及び交通の不通等により消防、警察等の防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想されるため、市民、市及び事業者によるそれぞれの役割に留意した自主防災組織の整備育成を促進する。

- (1) 地域住民は、自らが被害の防止や軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」「地域でできることは地域で行う」ことを目的とした地域住民による積極的な自主防災組織づくりを進める。

また、平時から防災活動をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに女性の参画の促進にも努めるなど多様な世代が参加できるよう、防災に係る役割を自覚し、防災知識の習得を図る。

- (2) 事業者は、多数の者が利用し、従事する施設また、危険物取り扱い事業所は、地震、風水害等の大規模な災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられていない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。
- (3) 市は、地域ごとの自主防災組織の設置、育成及び活動の活性化を図り、自主防災組織や合志市防災士連絡協議会等の多様な主体と消防団、事業所、その他の団体等との連携を通じて地域が一致団結し、災害時には市と自主防災組織が連絡を密に行い、自主防災組織における安否確認、避難支援、避難所で自ら活動する等、自主防災意識の向上と自主防災体制の整備に努める。

2. 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成指導及び強化等

市は、本計画に沿って、地域の自主防災組織の結成を促進するとともに、市と自主防災組織との連絡体制の構築、組織の育成及び活動の活性化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。また、防災関係機関と連携して自主防災組織の資質向上及び活性化を図る。

なお、市は災害時に自主防災組織と連携して災害対応を行えるよう、日頃から組織の活動状況を把握し、連絡網を構築するとともに、訓練等を通して連携体制を確保していく。

これらの取り組みの中では、特に、設立や活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布や活動時に必要な資機材等の助成により組織化を促進するとともに、組織による活動促進を図るため、水害、土砂災害及び防災気象情報に関する専門家を活用し、養成講座等を通じて自主防災組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図り、各地域の防災訓練や防災教育等への参加及び活用を図る。

(2) 組織の編成単位

ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域として一体性をもっている地域であること。

(3) 組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

ア 自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動に組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。

ウ 地域女性団体・青年団体、P T A等その地域で活動している組織を活用し、自主防災組織として育成する。

エ 自主防災組織結成の促進及び既存組織の充実強化

(ア) 自主防災組織結成の促進 (R 8. 4. 1 現在 結成数 6 3 団体)

連番	組織名	連番	組織名	連番	組織名
1	辻区自主防災会	26	上庄区自主防災組織	51	鹿水区自主防災組織
2	西須屋団地区自主防災組織	27	湯之端区自主防災組織	52	新開区自治会防災部
3	杉並台区自主防災の会	28	平島区自主防災組織	53	東須屋区自主防災組織
4	すずかけ台自衛消防団	29	須屋区自治会自主防災組織	54	弘生区自主防災組織
5	泉ヶ丘区自衛消防団	30	灰塚区自主防災組織	55	黒石区自主防災組織
6	堀川区自主防災組織	31	栄温泉団地区自主防災組織	56	上生区自主防災組織
7	小合志区自主防災組織	32	御代志区自主防災組織	57	みずき台区自主防災組織
8	南須屋区自主防災組織	33	油古閑区自主防災組織	58	桜路区自主防災組織
9	武蔵野台区自主防災組織	34	下町区自主防災組織	59	新栄温泉団地自治会自主防災組織
10	大池区自主防災組織	35	上町区自主防災組織	60	沖野台区自主防災組織
11	小池区防災班	36	出分区自主防災組織	61	木原野区自主防災組織
12	城区自主防災組織	37	東大池区自主防災組織	62	山下団地区防災会
13	永江団地区自主防災組織	38	辻久保区自主防災組織	63	そらのまち区自主防災組織
14	上須屋区自主防災部	39	立割区自主防災組織		
15	笹原自衛消防団	40	中林区自主防災組織		
16	本村区自主防災組織	41	芝原区自主防災組織		
17	榎ノ本区自主防災組織	42	高木区自主防災組織		
18	黒石団地区自主防災組織	43	ボレスト光の森区自主防災組織		
19	御領区自主防災組織	44	生坪区自主防災組織		
20	黒石原区自主防災組織	45	若原区自主防災組織		
21	黒松区自主防災組織	46	ユトリック団地区自主防災組織		
22	外園区自主防災会	47	南陽区自主防災組織		
23	東区自主防災組織	48	陽光台区自主防災組織		
24	北区自主防災組織	49	横町区自主防災組織		
25	原口区自主防災組織	50	後川辺区自主防災組織		

(イ) 既存組織の充実強化

必要に応じアンケート調査を実施して活動実態を把握し、その対策を図る。

(4) 事業計画の策定

組織の効率的な事業を推進するため、地域の規模や態様を十分活かした具体的な事業計画を策定するものとする。

(5) 主な活動内容

ア 平時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災訓練の参加

- a 避難情報の地域への情報伝達訓練
- b 被害状況（安否確認含む）の把握及び市への情報伝達訓練
- c 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- d 避難所の運営訓練
- e 消火訓練

(ウ) 情報の収集伝達体制の整備

(エ) 火気使用設備器具等の点検

- (オ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (カ) 危険箇所の点検及び情報共有
 - a 地域の見廻り
 - b 地区防災マップの作成
- (キ) 避難行動要支援者の把握
- (ク) 地域内にある消防団等の他組織との連携促進
- (ケ) 緊急連絡網の作成

イ 災害時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集及び市への伝達
- (イ) 出火防止及び初期消火の実施
- (ウ) 地域内における避難情報の情報伝達
- (エ) 地域住民の安否確認及び避難誘導
- (オ) 避難行動要支援者等に対する避難支援
- (カ) 救出及び救護活動への協力
- (キ) 避難生活における避難場所、避難所の運営等
- (ク) 避難所以外の避難者の情報の把握
- (ケ) 避難所における物資配布等の協力

(6) 自主防災組織と消防団との連携

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、市は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努めるとともに、研修の実施等による防災士等の防災リーダーの育成、多様な世代が参加可能な環境の整備等により消防団と自主防災組織の連携した防災活動の実施を促す。

さらに、住民は地域の防災活動など自発的に参加するよう努めるとともに、女性の参画の促進にも努めるものとする。

(7) 防災士の養成

自主防災組織、自治会等の中で、非常時の際に組織の効率的な活動ができるように防災リーダーとしての防災士の講習会及び試験を近隣市町と合同で開催して防災士の養成を推進する。

(8) 地区防災計画書の作成及び策定後の検証の推進

市役所職員を派遣して自主防災組織、自治会等と連携し、各地域の現状を踏まえた地区防災計画書の作成を推進する。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。この際、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

※参考：令和6年4月1日現在、83区／84地区（99％）が作成終了

（新迫、辻、城、鹿水、立割、北、弘生、平島、黒松、須屋、日向、中林、中尾、生坪、小合志、上須屋、西須屋団地、本村、上庄、小池、上生、大池、出分、江良、下町、灰塚、泉ヶ丘、黒石、合生住宅、すずかけ台、若原、二子、御領、芝原、榎ノ本、上町、武蔵野台、ユトリック団地、陽光台、西沖住宅、黒石団地、杉並台、山下団地、群、新開、栄温泉団地、永江団地、九州沖縄農研、黒石原、みずき台、外園、野付、上古閑、竹迫、新栄温泉団地、南原住宅、桜路、原口下、湯之端、横町、南須屋、東、栄住宅、東大池、堀川、東須屋、南陽、沖野台、ファーストプレイス合志、合志中央団地、笹原、桜和の丘、くぬぎヶ丘団地、御代志、新古閑、油古閑、辻久保、高木、後川辺、木原野、原口、県営住宅、ポレスター光の森）

第9節 災害ボランティア計画（健康福祉部）

大規模又は甚大な災害が発生した場合、行政だけでは対応できない被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアによる活動が大きな力として期待されている。災害時のボランティア活動は、発災直後の救援活動、被災者の生活再建及び自立並びに被災地の復興を支援するものであり、支援に携わる災害ボランティア（個人及び団体）は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められる。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が、支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

ここでは、災害発生時における災害ボランティアに関すること及び平時のボランティアに係る体制整備の取組について定める。

1. 地域福祉の推進

市や市社会福祉協議会は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導や地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、災害ボランティア活動の展開を迅速かつ円滑に進めるため、平時から、市民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉法人、企業等と連携して日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長連絡協議会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組を進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努める。

市は、広報活動、啓発活動等を通じ、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

2. 関係機関との協働体制の構築

市や市社会福祉協議会は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関、団体等と、日頃から、連携会議の開催や訓練等を通して各機関、団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関、団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村との連携が円滑になされるよう、平時から社会福祉協議会間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3. 災害ボランティアの養成及び登録並びに体制整備及び連携体制の強化

NPO等のボランティア団体ネットワーク、市社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

(1) 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

市社協は、市の支援のもと、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努め、市と連携し、初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえよ

う、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図るとともに、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。加えて、活動申込みに必要な登録項目や登録システムの統一化を進め、複数市町村での活動を円滑にする仕組みづくりを図るものとする。

また、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努めるものとする。

さらに、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供するものとし、登録システムを適切に運用できるよう、ICT研修を通じて人材育成に努めるものとする。

(2) 体制整備

市は、国が被災者援護協力団体として登録した団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るとともに、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。

市社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

市は、災害ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平時におけるボランティアの事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備及び強化を、研修や訓練を通じて推進する。

4. ボランティアの活動範囲

災害時におけるボランティアの協力活動は、次のとおりである。

(1) 専門分野

- ア 避難行動要支援者の介護及び看護補助
- イ 保健医療活動及び救護活動並びにその支援
- ウ 被災者への心理ケア
- エ 災害、安否、生活情報等の収集及び伝達
- オ 外国語の通訳及び外国人への情報提供
- カ 被害建築物の応急危険度判定
- キ 土木施設の被害や土砂災害防止等の諸活動を行う砂防ボランティア、斜面判定士、防災エキスパート等の諸活動
- ク その他専門知識及び技能を要する活動

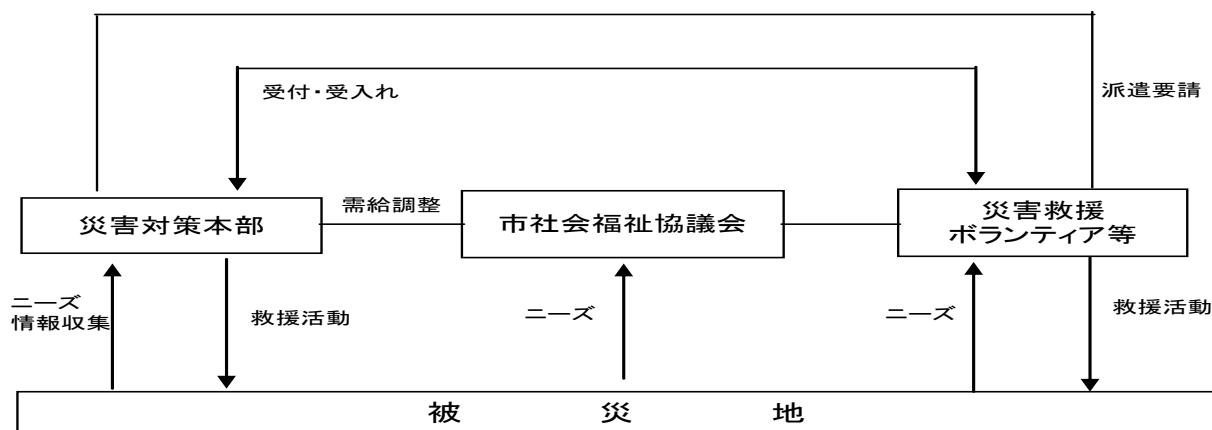
(2) 一般分野

- ア 避難所の運営支援
- イ 救援物資の仕分け及び配分支援
- ウ 炊き出し、清掃、その他災害救援活動
- エ その他被災地における軽作業

5. ボランティアの需給調整

災害対策本部及び市社会福祉協議会は災害発生後、被害状況に応じて県内外のボランティアを募集し、受入れを行う。また、登録されたボランティアへの斡旋を行い、次に示すフロー図に基づき需給調整を行う。

同様に日本赤十字社等に対しても協力を要請する。



6. ボランティアセンターの体制整備

(1) ボランティアセンターの編成

災害の状況により、ボランティア活動の申出が予想されるときは、市社会福祉協議会にボランティアセンターを編成（「ふれあい館」又は「老人憩の家」を予定）し、受入体制の整備を行う。また、市社会福祉協議会は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置するボランティアセンターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付、運営体制等の構築に努める。

(2) ボランティアセンターの活動

- ア ボランティアの登録、斡旋等の需給調整に関すること。
- イ 災害情報等の提供に関すること。
- ウ 県、他市町村や関係機関との連絡調整に関すること。
- エ ボランティア活動拠点の提供に関すること。
- オ その他ボランティアへの支援に関すること。

7. ボランティアへの支援内容

ボランティアが十分に活動できるよう、災害対策本部は市社会福祉協議会に次の内容を支援する。

- (1) 被災状況、被災者のニーズ等の情報の提供
- (2) 活動拠点等の提供
- (3) インターネット環境の提供
- (4) 緊急時の公用車、放置自転車等の使用の許可
- (5) ボランティアの健康チェック
- (6) 野営が可能な敷地（水の確保）の提供
- (7) その他ボランティア活動に必要な支援

8. ボランティア活動の活性化に向けた環境整備

- (1) ボランティアの養成、登録及び体制整備
- (2) ボランティア活動に関する情報の啓発
- (3) ボランティア及びコーディネーターの養成
- (4) ボランティア関係団体におけるボランティア組織設置の支援
- (5) ボランティアの活動拠点の整備

第 10 節 避難行動要支援者支援計画（健康福祉部）

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策について、本計画に定める。

市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

1. 避難行動要支援者支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の把握等

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、市地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

(2) 対象となる避難行動要支援者

対象とする避難行動要支援者とは、在宅の次の者とする。

- ア 要介護 3 以上の人
- イ 身体障害者手帳 1 又は 2 級の人
- ウ 療育手帳 A 1 又は A 2 の人
- エ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の人
- オ 65 歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯の人
- カ 難病患者（指定難病、小児慢性特定疾病、特定疾病など）
- キ その他、本人からの申出等により地域で配慮が必要な人

(3) 対象となる避難行動要支援者の特定

一般に、高齢者、障がい者等については、避難情報が確実に伝達（入手）されれば自力で避難できる者も相当数含まれる。

また、ハザードマップ等の活用により、避難を要する者の特定も可能となる。そのため、避難支援計画の対象者についての考え方を明確にし、重点的かつ優先的に進める必要がある。

対象者特定の例として、これらの組み合わせにより対象者を特定する。

- ア 介護保険の要介護 3（重度の介護を要する状態：立ち上がりや歩行などが自力でできない等）以上の居宅で生活する者を対象としている場合が多い。
 - イ 障がい程度が身体障がい者（1 又は 2 級）及び知的障がい者（療育手帳 A）の人を対象としている場合が多い。
 - ウ その他一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象としている場合が多い。
- 避難行動要支援者の特徴とされる支援、避難行動要支援者の状況を次表に示す。

避難行動要支援者の避難行動時の特徴と必要な支援

区 分	避難行動時の特徴	必要とされる支援
一人暮らし高齢者	緊急事態の察知が遅れる場合があるが、自力で行動できる。	迅速に情報を伝達し、避難を誘導する。
寝たきり高齢者	自力で行動することが困難 自分の状況を伝えることが困難	避難する場合は、車いす等移動用具と援助者が必要である。 医療又は介護関係者との連絡体制が必要である。
認知症高齢者	自分で判断し、行動することができない。 自分の状況を伝えることが困難である 環境の変化による不安感等から、行動障がいが見れる場合がある。	見守り又は声かけによる避難誘導が必要である。 医療又は介護関係者や家族等との連絡体制が必要である。 一人でいる時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要である。 できるだけ、認知症高齢者の特性を理解した者が対応することが必要である。
視覚障がい者	視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。 災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。	市からの広報、その他生活に関する情報などが来た時は必ず知らせる。(災害時の情報については、音声による伝達及び状況説明が必要) 安否確認、避難所への歩行支援を誰が行うのか取り決めておく。 (避難誘導してくれる人が必要) 避難所内の案内。(トイレ、電話などの場所の確認など)
聴覚障がい者	音声による情報が伝わらない。 (視覚外の異変・危険の察知が困難であり、音声による避難誘導の認識ができない。 緊急時でも言葉で人に知らせることができない。 外見からは障がいのあることがわからない。	正面から口を大きく動かして話す。 文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える。(視覚による認識手段が必要) 避難所では、情報から取り残されないよう、掲示板などで呼びかける。また、ファクシミリの設置や常時筆記用具を確保する。
肢体不自由者	自分の身体の安全を守ることが困難である。 自分で避難することが、困難である。	家具の転倒防止など住まいの安全を確認する。 地域での移動支援体制づくり。(車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要) 車いす用のトイレの確保
内部障がい者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 外見からは、障がいがあることが分からない。 心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 常時医療器材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)を必要とする人がいる。 医薬品を携帯する必要がある。 人工肛門造設者等は、ストマ用装具を携帯する必要がある。	医療機関との連携体制、移送手段の確保。 (医療機関の支援) 移動にあたっては、車いす、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要 避難所ではケアのできるスペースを確保。 食事制限の必要な人の確認も必要 薬やケア用品の確保が必要 人工肛門造設者等は、ストマ用装具や障がい者用トイレの確保が必要

※上記は一般的な特徴を示したものであり、介護度の状況や家族の状況などによって必要とされる支援も異なる。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時に

において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努める。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用を支障が生じないように、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築し、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

(5) 避難支援関係者等への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員、児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備する。なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮する。さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努め、特に障がい者の情報取得及び意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。

ア 避難行動要支援者の特性を踏まえた情報伝達

災害時における緊急情報は音声（サイレン、放送等）による情報伝達が中心となるため、聴覚障がい者への情報伝達には特に配慮が必要となる。

- (ア) 聴覚障がい者：手話、筆談、身振り、絵、図等（必要に応じてファクシミリ、携帯電話、インターネット等を利用した情報受信システムを検討する必要がある。）
- (イ) 判断能力が不十分な避難行動要支援者：平易な言葉を用いた情報伝達
- (ウ) 外国人：外国語による情報提供、絵、図等

イ 機器による情報伝達

市及び福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めることとする。

＜機器の例＞

- (ア) 聴覚障がい者：インターネット、携帯メール及びテレビ放送（地上デジタル放送を含む。）
- (イ) 視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- (ウ) 肢体不自由者：フリーハンド用機能を備えた携帯電話等

(6) 高齢者等避難（避難行動要支援者避難）情報の判断基準の整備と発令

市は、「避難情報の判断基準・伝達について（資料編）」及び「合志市避難行動要支援者避難支援マニュアル」に基づき、高齢者等避難（避難行動要支援者避難）情報判断基準を事前に定め、災害時に発令することとし、そのための体制整備を行う。

また、避難に時間を要する者に避難を求める場合は、自主避難の呼び掛け、避難注意情報等の情報を高齢者等避難（避難行動要支援者避難）情報に標準化するとともに、その周知徹底を図る。

(7) 避難誘導の支援及び安否確認の体制づくり

ア 避難支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、近隣住民の積極的な協力が必要であり、自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、自助又は共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団及び警察を含む）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

さらに、避難行動要支援者を避難所に移送する場合も考慮し、あらかじめ交通事業者等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

なお、市は、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮しなければならない。

イ 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

また、県及び市町村は、防災（防災及び減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター、ケアマネジャー等）の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

ウ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な避難支援計画（個別計画）を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、市民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市、自主防災組織、自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から市民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくよう努めるものとする。

(8) 福祉避難所を含めた避難所の確保

市及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、市は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設やホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進め、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

福祉避難所の運営を円滑に行うために、市は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成し、関係者の研修及び訓練を実施する。

2. 個別避難計画の策定

(1) 基本的な考え方

避難行動要支援者については、災害の発生時、又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者への避難情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、特に人的支援が必要な避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援し、どこに避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要がある。

このため、市は避難行動要支援者名簿情報に基づき行政区、自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織、防災士、社会福祉協議会、介護支援専門員、NPO等の地域の関係機関や支援者と連携しながら、個別避難計画を策定する。

(2) 計画策定支援

市は、地域に対して話し合いができる場の提供、行政区、自治会・町内会などを対象とした個別避難計画の策定に関する説明会の実施、相談への対応など、地域で話し合いが活発に行われるためのサポートに努めるとともに、地域からの要支援者に関する情報の集約を行う。

(3) 計画の作成

個別避難計画の作成は、災害が発生する危険性が高い地域に居住する避難行動要支援者や障がい程度の重い者等、より多くの避難支援を必要とする者から優先的に進める。作成にあたっては「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府策定）」を参考とし、おおむね5年程度で作成に取組むものとする。

個別避難計画には、「氏名」「住所」「連絡先」「避難支援者」「避難場所及び避難経路」「避難方法」などを記載する。

(4) 防災訓練の実施

迅速かつ適切な避難支援を実行するためには、平時から地域の防災訓練に要支援者本人と避難支援者が積極的に参加し、個別避難計画に基づく避難支援の訓練を繰り返し行っていくことが重要である。また、避難支援者や避難支援者等関係者だけではなく、地域住民全体の理解と協力が必要である。

市は、地域において、多様な立場の市民が参加した防災訓練が継続的に実施されるよう、啓発活動や相談への対応、訓練実施のサポートなどに努める。

(5) 計画の見直し

防災訓練での課題や見守り活動等で気付いた要支援者の状態の変化に対応するため、避難支援等関係者は、個別避難計画を必要に応じて更新し、最新の状態に保つよう努める。

しかしながら、個別避難計画を作成し、事前に避難支援者を特定していても、災害の規模や災害発生の時間帯や曜日によっては、支援に行けない場合も考えられる。

また、災害時には、避難行動要支援者の所在が分からなくなる場合もある。

まずは、地域の人々が互いに助け合い協力できる体制づくりが必要である。

第11節 防災業務施設整備計画（総務部）

本計画は、災害発生の未然防止及び被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備又は推進及び防災業務施設の被害の予防を図るものとする。

また、災害が発生し、県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察及び消防を始めとする応援隊等の人員、資機材及び物資の集結や集積に必要となる活動拠点について、確保を図るものである。

【施設整備計画】防災拠点施設

市庁舎及び防災拠点施設は、関係機関等と、災害対策の重要な拠点となるため、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検し、機能の維持及び管理を行うとともに、必要に応じて施設や機能の充実強化を図る。また、防災行政無線等通信手段の機能強化、非常用電源設備等の浸水対策、非常用電源設備及び自立分散型電源設備の整備促進を図るとともに、燃料の備蓄及び調達体制に配慮する。

1. 市庁舎施設整備計画

市庁舎は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模災害発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎、設備等の管理者は、災害発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をする。また、災害発生時の被災者の円滑な救出、救助活動等に支障が生じないように、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備する。

2. 防災拠点施設整備計画

防災拠点施設は、大規模な地震等災害が発生した場合、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、その機能を確保することが重要である。このため、既存防災拠点施設の耐震性及び耐火性の確保に努め、施設管理者は、災害発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備を実施するものとする。

3. 防災備蓄倉庫整備計画

大規模な地震等災害が発生した場合、被災者支援を円滑に行うために、各避難所等に防災備蓄倉庫を計画的に設置する。

4. 通信設備

- (1) 市は、災害時の情報通信手段について、平時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮する。

ア 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備、多重化、耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 有・無線系、地上系、衛星系等、伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

ウ 画像等の大容量データの通信を可能とするため、ネットワークのデジタル化を推進する。

エ 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見及び技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い等、堅固な場所（耐震性があること、風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。

オ 平時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱い、機器操作の習熟等、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

カ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、非常時の運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この際、周波数割当て等の対策を講じる必要が生じた場合は、国〔総務省〕と事前の調整を実施する。

キ 通信途絶地域で、部隊、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備及び活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的の実施するよう努める。

ク 携帯電話、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

ケ NTT等の電気通信事業者から提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努め、災害用として配備されている無線電話等の機器について運用方法等の習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

コ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

サ 情報通信手段の施設は、平時から管理及び運用体制を構築しておく。

- (2) 電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、県及び市町村の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

5. 公共及び公用施設の耐震化並びに液状化対策の推進

大規模な地震等災害が発生した場合、災害応急対策を円滑に実施するために、公共及び公用施設の耐震化等を確保する必要があるため、耐震化及び液状化対策事業を推進する。

なお、地震防災上重要となる建築物は次のとおりである。

- (1) 指定避難所及び緊急指定避難場所
- (2) 保育園、幼稚園等
- (3) 地区集会所、公民館及びコミュニティセンター
- (4) その他の公共及び公用施設

第 1 2 節 防災関係機関等による業務継続計画（安全安心課・各部局）

市、教育機関及び事業者は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員、資機材等を的確に活用し、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、定期的な研修、訓練、点検等の実施や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価、検証等を踏まえた策定（改訂）支援などを行う。また、中小企業等の支援に当たっては、市及び商工会が、連携して事業継続力強化支援計画（R3.6 策定）に基づき支援する。

市の本庁はもとより災害対策本部の機能を担う出先機関においては、災害時に災害応急対策や復旧及び復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項についてあらかじめ定めておく。

1. 組織の長が不在時の場合のその職務を代行する職員の順位
2. 職員の確保体制
3. 職員への支援体制（安否確認手法、水食料等の確保、宿泊場所の確保、こども一時預かり、職員の心のケア等を含む。）
4. 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
5. 電気（非常用電源設備及びその燃料を含む）等の確保
6. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
7. 重要な行政データのバックアップ
8. 非常時優先業務の整理

第 1 3 節 受援計画（総務課・各部局）

1. 市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定にあたっては、市において次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

- (1) 総括（共通）
 - ア 応援要請の手順
 - イ 受援体制
 - (ア) 受援組織の設置
 - (イ) 受援組織の構成、役割等
 - ウ 応援の人的及び物的資源の管理体制等

(2) 人的支援

ア 受援対象業務の整理

- (ア) 応援職員（勤務庁舎以外に自主登庁した職員含む）が行う業務の明確化
- (イ) 防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理
- (ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

イ 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な資機材（通信、OA機器、交通手段及び燃料）、水、食料、宿泊場所の確保等

(3) 物的支援

ア 調達先の確認及び確保、要請手順の確認

イ 受入れ拠点の確保（保管場所）

ウ (3) 受入れに必要な人員及び資機材の確保等受入れ体制の整備

エ (4) 配布方法と輸送手段の確立

2. 応援団体との連携

(1) 国等との関係

市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要がある場合は、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関へ応急措置の実施の要請をするよう求めることができる。

上記要求ができない場合は、その旨及び市の災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

(2) 応急対策職員派遣制度の活用

市は、訓練等を通じて応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用の促進に努める。

応援職員の派遣又は受入れに際し、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル、旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

(3) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

市は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体から、物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力して速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮する。

(4) 民間団体との連携

市は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行う。

第 3 章 災 害 応 急 対 策 計 画

第 1 節 防災組織計画（安全安心課）

1. 合志市の災害対策組織

合志市の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、合志市災害対策本部と合志市防災会議を構成する関係機関等は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

(1) 合志市防災会議

災害対策基本法第 16 条第 6 項の規定に基づき、指定された関係機関及び団体から市長が委嘱するもの等で組織され、市長の諮問に応じ、下記事項を実施する。

合志市防災会議の組織及び編成は「合志市防災会議条例」等の定めるところによる。

ア 合志市地域防災計画の作成及び実施の推進

イ 災害発生時の当該災害に関する情報収集

ウ 防災に関する重要事項の審議

エ 合志市防災会議構成機関

機関名		連絡先
合志市	市長（会長・災害対策本部長） 災害対策本部副本部長（副市長・教育長） 災害対策本部員	096-248-1111
合志市議会	議長（市議会災害対策支援本部長）	096-248-1111
熊本県	知事部局 （県北広域本部）	096-383-1111 (0968-25-4111)
警 察	熊本北合志警察署	096-341-0110
消 防	合志市消防団 菊池広域連合消防本部	096-248-1555 096-232-9331
指定地方行政機関	熊本地方気象台 国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所防災課	096-324-3283 096-382-1111
指定公共機関及び 指定地方公共機関	独立行政法人国立病院機構 熊本再春医療センター N T T 西日本株式会社 熊本支店 九州電力送配電株式会社 熊本西配電事業所 九州電力送配電株式会社 大津配電事業所 日本郵便株式会社 熊本北郵便局 西部ガス株式会社 熊本供給部 熊本電気鉄道株式会社 西日本高速道路株式会社九州支社 熊本高速道路事務所	096-242-1000 096-272-9215 0800-777-9434 0800-777-9433 096-233-5456 096-370-8620 096-343-2526 0965-39-0711
その他の 公共的機関	菊池地域農業協同組合（本所） 合志中央支所 西合志中央支所 合志市民生児童委員協議会 合志市社会福祉協議会 合志市商工会 合志市建設業協会 合志市区長連絡協議会 ボランティア 桜の会 合志市認可保育園連盟 合志市立小中学校校長会（学校教育課） 合志市防災士連絡協議会	0968-23-3500 096-248-1120 096-242-1163 096-248-1111 096-248-1100 096-242-0733 096-248-3338 096-248-1111 096-248-1111 096-248-1111 096-248-2366 096-248-1555

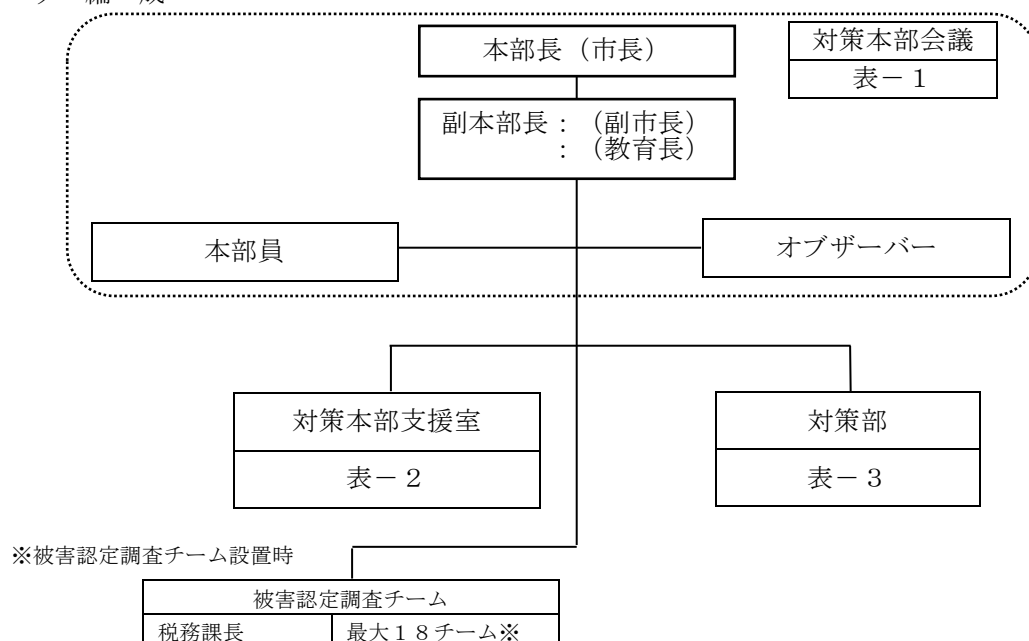
(2) 合志市災害対策本部

ア 災害対策基本法第23条第6項の規定に基づき、合志市災害対策本部の組織、編成等は、「合志市災害対策本部条例」等の定めるところによる。

イ 設置基準

- (ア) 大雨、台風等により災害が発生し、又は災害発生が予想され、その規模及び範囲から、本部を設置して応急対応を必要とするとき。
- (イ) 気象解説情報（線状降水帯半日前予測）発表時、市内にレベル3大雨警報又はレベル3土砂災害警報が発表された場合あるいはレベル4の危険警報以上が発表され、指定避難所を開設し、避難指示を発令する場合
- (ウ) 震度6弱以上の地震が発生又は長周期地震動階級4が発表されたとき。
- (エ) 前記のほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要があるとき。
- (オ) 必要に応じ、本部長が当該配置又は全職員参集を指示したとき。

ウ 編 成



エ 対策本部会議

- (ア) 本部長は、本部会議の議長となり、次の事項について協議する。
 - a 災害の予防及び災害応急対策の策定に関する事項
 - b 自衛隊の派遣要求に関する事項
 - c 災害救助法の発動に関する事項
 - d その他必要な重要事項

(イ) 編成（表－１）

本部長	市 長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長、政策監、市長公室長、教育審議員（学校調整監）、市民生活部長、都市建設部長、産業振興部長、健康福祉部長、こども部長、教育委員会教育部長、議会事務局長、会計管理者、水道局長、消防団長
オブザーバー	合志市議会議長、合志市防災士連絡協議会会長

オ 対策本部支援室

本部の事務を処理するため、災害対策本部支援室を置くものとする。

- (ア) 対策本部支援室の所掌事務は下記のとおりとし、対策本部支援室長は、室員及び班員を必要の都度、必要な範囲で招集することができる。当初の編成は災害警戒本部を基準とする。

- a 本部会議に関する事項
- b 災害情報の収集及び伝達に関する事項
- c 被害状況等の報告及び公表に関する事項
- d 各課及び防災関係機関の連絡調整に関する事項
- e 自衛隊の派遣要請に関する事項
- f 災害応急措置の業務命令に関する事項
- g 水防、その他災害の応急対策に関する事項
- h 災害救助その他の民生安定に関する事項
- i 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- j その他、災害の発生の防護又は拡大防止のための措置に関する事項
- k その他、本部長の指示する事項

(イ) 対策本部支援室の主要業務（表－２）

カ 各災害対策部

(ア) 各災害対策部の事務分掌は、おおむね次のとおりとし、各災害対策部の部（局）長は、あらかじめ担当事務を定め所属職員に周知徹底をしておくものとする。

(イ) 各災害編成及び事務分掌（表－３）

キ 災害対策本部マニュアルの作成

風水害や地震等の大規模災害が発生した際に、応急対策の陣頭指揮にあたる災害対策本部が円滑かつ適切に関連情報の収集、整理、伝達、状況判断等の措置を講じられるように作成し、必要に応じて修正する。

ク ２次災害防止体制

災害発生後には、家屋の倒壊、橋や道路の損壊、堤防やため池の決壊、土砂災害等の２次災害が懸念される。２次災害を防止するため、住居や危険箇所の状況を把握し、必要に応じて応急措置や避難の措置をとる必要があり、建築士、砂防技術者等専門技能者等による鑑定や警察、消防及び自衛隊による立入規制等を実施しなければならない。そのため、これらの者等と平素から連携を密にしておかなければならない。

ケ 合志市議会災害対策支援本部

合志市災害対策本部が設置された場合において、これに協力支援が必要と認めるときは、議会議長を本部長とする合志市議会災害対策支援本部を設置することができる。合志市議会災害対策支援本部が設置された場合、合志市災害対策本部は、連絡を密に被害状況等の情報が共有できる体制の構築に努める。合志市議会災害対策支援本部支援活動については、合志市議会災害対策支援本部設置要綱及び合志市議会災害対応マニュアルによるものとする。

(3) 防災関係機関及び団体との連携強化

災害発生後の災害応急対策活動は、本市、各防災関係機関、団体が連携して実施する。連携した活動が適切かつ確実に行えるよう、あらかじめ災害応急活動についての協定等の締結及び定期的な情報交換の実施について整備を行う。

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策

市は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各防災関係機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成及び適切な災害対応に努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の実効性の向上に努める。

対策本部支援室の主要業務

(表－２)

機能	班	班 長	主要業務
情報収集・伝達機能	対策本部支援室長	総務部長	1. 対策本部支援室各班の業務統制（優先すべき業務の指示） 2. 本部長に対する報告項目及び時期の統制 3. 災害対策本部会議の司会及び進行 4. 対策本部支援室に対する応援要請の調整 5. 本部長及び副本部長行動予定表の作成調整 6. 災害対策本部の設置及び廃止に関する判断及び報告
	総括班	安全安心課長	1. 気象等に関する情報の収集 2. 本部会議の準備 3. 本部長の指揮命令に関する準備 4. 避難情報等 5. 消防団の招集及び運用 6. 救助部隊（警察、消防及び自衛隊）の派遣要請、受入準備、活動調整、確認等 7. 防災行政無線の運用 8. 災害日誌及び災害記録に関すること
	総務班	総務課長	1. 職員招集（安否確認） 2. 区長との連絡調整（情報収集） 3. 国、県等に対する応援職員の派遣要請及び受入 4. 庁内受援ニーズの把握 5. 応援職員等に対する生活環境の確保
	情報班	財政課長	1. 被害情報等の収集、分析、集計及び報告 2. 通信機能の維持及び確保 3. 物資調達
	広報班	企画課長	1. 広報車等による住民への情報伝達 2. ホームページ、データ放送、SNSなどでの情報発信 3. 災害写真の撮影及び収集並びに災害記録の収集及び整理
避難所開設・運営機能	避難所支援班	学校教育課長	1. 避難所の開設及び運営に関する統制並びに調整 2. 避難所班の運用
	援護班	福祉課長	1. 福祉避難所の開設及び調整（避難希望者の確認） 2. 避難行動要支援者及び高齢者福祉施設に対する情報伝達 3. 避難行動要支援者の避難及び避難誘導 4. 避難所での母子ニーズの把握
	物資輸送班	商工振興課長	1. 食料、生活必需品等のニーズの把握 2. 物資の調達及びリスト管理 3. 物資（支援物資含む。）の受入及び配分調整 4. 物資の倉庫管理 5. 関係機関との調整
応急対応機能	土木班	建設課長	1. 各河川の水位情報収集 2. 土砂災害発生（被害）情報の収集 3. 道路に関する被害情報の収集 4. 土砂災害発生時の応急措置 5. 道路に関する応急措置 6. 道路交通規制の実施及び警察署との連携調整 7. 上下水道に関する被害情報の収集
調整連絡機能	連絡調整班	秘書政策課長	1. 報道機関の取材対応 2. 国又は県からの視察対応及び要望書の作成 3. 本部長指示等各対策部への伝達
調査機能	被害認定調査チーム	税務課長	1. 調査窓口の開設 2. 住家被害の調査

対策部名	部長	担当課	事務分掌
総務対策部	総務部長	安全安心課	1. 罹災証明書の発行に関する事（住家） 2. 被災証明書の発行に関する事
		総務課	1. 対策本部支援室、各対策部の応援に関する事 2. 職員の配置及び動員の調整に関する事 3. 区長との連絡調整に関する事 4. 災害対応が長期に至った場合の勤務時間の統制に関する事 5. 動員職員の食糧確保に関する事 6. 動員職員の健康管理に関する事 7. 職員の安否及び被害状況に関する事 8. 応急食糧の確保及び調達に関する事 9. 災害時の飲料水の確保及び供給に関する事 10. 行方不明相談所の設置に関する事 11. 県及び指定行政機関等に対する職員の派遣要請及びあっせん依頼に関する事 12. 災害対策従事職員（他機関からの応援者含む）の給与、その他に関する事 13. 他部に属さない事項及び本部長の指示する事項に関する事
		財政課 管財課	1. 災害対策経費の取りまとめに関する事 2. 災害経費の予算措置に関する事 3. 庁舎管理に関する事 4. 普通財産及び市有施設全般（学校、市営住宅及び上下水道施設を除く。）の被害調査及び応急対策及び復旧に関する事 5. 応急対策物品の購入に関する事 6. ふるさと納税に関する事
議会対策部	議会事務局 局長	議会事務局 監査委員事務局	1. 議会への被害状況報告に関する事 2. 合志市議会災害対策支援本部に関する事 3. 議会の災害視察に関する事 4. 避難所運営の応援に関する事 5. 他部に属さない事項及び本部長の指示する事項に関する事
広報報道対策部	市長公室 長	秘書政策課	1. 報道機関との連絡に関する事 2. 市長及び副市長の秘書に関する事
		企画課	1. 避難情報その他災害の広報に関する事 2. 災害写真に関する事 3. 災害状況広報に関する事 4. 庁内ネットワークに関する事
市民対策部	市民生活部長	市民課 西合志総合窓口課 税務課 環境衛生課	1. 避難所の調整（愛玩動物）及び運営に関する事 2. 避難所運営の応援に関する事 3. 愛玩動物の避難に関する事 4. 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予等に関する事 5. 住家の被害認定調査に関する事 6. 防疫（そ族昆虫の駆除等）活動の実施に関する事 7. 死体の収容及び安置に関する事 8. 火葬施設に係る被害調査及び施設運営の調整に関する事 9. し尿の処理に関する事 10. 災害ごみ（がれき等）の収集運搬に関する事 11. 衛生材料の供給に関する事

対策 部 名	部長	担当課	事 務 分 掌
健康 対策部	健康 福祉部 長	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課	1. 避難所（福祉避難所）の調整及び運営に関すること 2. 被災者の健康管理（保健活動）に関すること 3. 被災者の栄養指導に関すること 4. 避難行動要支援者の救護活動等に関すること 5. 防疫（感染症対策等）活動の実施に関すること 6. 高齢者福祉施設及び障がい者施設の被害調査に関すること 7. 災害救助法に基づく諸対策に関すること 8. 医療機関及び菊池地域保健医療調整現地本部等との連絡調整に関する こと 9. 医療品及び衛生材料の調達並びに供給に関すること 10. 災害ボランティアに関する社会福祉協議会との連携調整に関する こと 11. 避難所（福祉避難所）における救助物資の集配の体制整備に関する こと 12. 義援金品、見舞金等の受付配分及び輸送に関すること
こども 対策部	こども 部 長	こども未来課 こども家庭課	1. 児童保育施設の被害調査に関すること 2. 避難所での性的被害防止に関すること 3. 一時こども預かりに関すること 4. 避難所における母子（女性）専用スペースに関すること 5. 避難所等における妊産婦、乳幼児、子育て家庭等のニーズを踏ま えた物資に関すること 6. 被災者（妊産婦、乳幼児、子育て家庭等を含む）の健康管理（保 健活動）に関すること
産業 対策部	産業 振興部 長	商工振興課	1. 避難場所の調整及び運営に関すること 2. 車中避難者の把握に関すること（商工業等） 3. 商工業に係る被害の調査及び収集に関すること 4. 生活必需品の調達及び配給に関すること 5. 救援物資の受入、管理、輸送及び集配の体制整備に関すること 6. 被害中小企業者に対する融資のあっせんに関すること 7. 罹災証明書の発行に関すること（事業所用）
		農政課 農業委員会事務局	1. 農畜産物に係る被害調査及び収集に関すること 2. 被災地の病害虫の防除に関すること 3. 被災農家に対する融資のあっせんに関すること 4. 農道及び農業用施設（ため池を含む。）の災害予防及び災害応急 対策に関すること 5. 林地及び治山に係る災害予防並びに災害応急対策に関すること 6. 市有林の災害予防及び災害応急対策に関すること 7. 国営菊池台地施設の被害の情報収集及び使用に関すること 8. 罹災証明書の発行に関すること（農林業に関する物）

対策 部名	部長	担当課	事 務 分 掌
土木対策部	都市建設部長	建設課 用地対策室	1. 土木施設の災害予防及び災害応急対策に関すること 2. 土木建設用機械等の調達及び運用に関すること 3. 道路及び橋梁上の危険標識の設置、通行止め並びに障害物の排除に関すること 4. 交通途絶時の迂回路の設定に関すること 5. 河川の水位、雨量等の情報収集及び水防法に基づく諸対策に関すること 6. 災害復旧に係る建設業協会等との連絡、調整及び指示に関すること
		都市計画課 都市整備室	1. 応急仮設住宅建築に関すること 2. 災害建築資材の調達あっせんに関すること 3. 一時避難所（公園）の管理に関すること 4. 公園施設の災害予防及び災害応急対策に関すること 5. 市営住宅の被害調査及び災害応急対策に関すること 6. 車中避難者の把握に関すること（管理駐車場） 7. 被災建築物の応急危険度判定調査及び被災宅地危険度判定調査に関すること
上下水道対策部	水道局長	水道課	1. 災害時の飲料水の確保及び供給に関すること 2. 給水設備の保全及び応急修理に関すること 3. 災害地における送配水管の維持管理に関すること 4. 被災地域における緊急給水活動に関すること 5. 上水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
		下水道課	1. 処理場、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場の運転に関すること 2. 黒石調整池の洪水調整のための流入と流出のゲート管理に関すること 3. 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
文教対策部	教育委員会教育部長	学校教育課	1. 避難所の開設及び運営に関すること 2. 学校施設の被害調査及び情報収集に関すること 3. 市立学校の施設復旧に関すること 4. 応急教育施設の確保に関すること 5. 児童及び生徒の応急教育対策に関すること 6. 教材及び学用品の調達並びに配給に関すること 7. 児童及び生徒の安全避難対策に関すること 8. 給食施設、供給体制等の被害状況の把握に関すること 9. 児童及び生徒の保健衛生に関すること 10. 避難所（学校施設）の調整、運営及び鍵の保管に関すること 11. 避難所における救助物資の集配の体制整備に関すること
		生涯学習課 人権啓発教育課	1. 社会教育施設、社会体育施設等の被害調査及び情報収集に関すること 2. 社会教育団体等との連絡調整に関すること 3. 社会教育施設、社会体育施設等の復旧に関すること 4. 文化財の被害調査に関すること 5. 避難所（社会教育施設）の調整、運営及び鍵の保管に関すること
出納対策部	会計管理者	会計課	1. 災害応急対策資材、物資等の出納に関すること 2. 義援金及び見舞金の出納並びに保管に関すること 3. 避難所運営の応援に関すること

第2節 動員計画（安全安心課・各部局）

1. 職員体制の整備

本市役所の各部課長等は、災害発生のおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員に対して本計画に基づく活動及び体制を定め、所属職員に徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

2. 市役所職員の配置

(1) 災害発生のおそれのある場合

ア 関係部（局）長による配置

(ア) 災害処理に関係を有する部（局）長は、第5節「気象予警報等伝達計画」に基づき、注意報又は警報等が伝達された場合、所属職員を必要に応じて応急措置のため配置し、情報収集及び災害活動に当たらせるものとする。このため災害処理に関係を有する部（局）長は、所属職員の応急措置に関する担当事務をあらかじめ定め、周知徹底しておくものとする。

(イ) 災害発生のおそれがある注意報又は警報、危険警報、特別警報が発表されたとき。

(ウ) その他部長が、必要と認め指示したとき。

イ 本部長（市長）による待機職員の指示等

本部長は、災害発生のおそれのある注意報又は警報、危険警報、特別警報があったときは、必要に応じて関係部（局）長を招集し、情報を検討して待機職員の指示その他応急措置を講ずる。

災害発生のおそれのある主な注意報又は警報、危険警報、特別警報（※相当情報対象外）

注意報	警 報	危険警報	特別警報
レベル2 大雨注意報	レベル3 大雨警報	レベル4 大雨危険警報	レベル5 大雨特別警報
レベル2 土砂災害注意報	レベル3 土砂災害警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル5 土砂災害特別警報
風雪注意報※	暴風雪警報※		暴風雪特別警報※
強風注意報※	暴風警報※		暴風特別警報※
大雪注意報※	大雪警報※		大雪特別警報※

（大雨：低地の浸水や大河川以外の氾濫）、（土砂災害：急傾斜地の崖崩れや土石流）

（合志市には氾濫の対象となる1級河川等の大河川は存在しない。）

(2) 災害発生時における配置

ア 災害関係部（局）長は、災害が発生した際には、本計画に基づき所属職員の全部又は一部を指揮監督して応急措置に従事し、本部長（市長）の命を受けて活動するものとする。

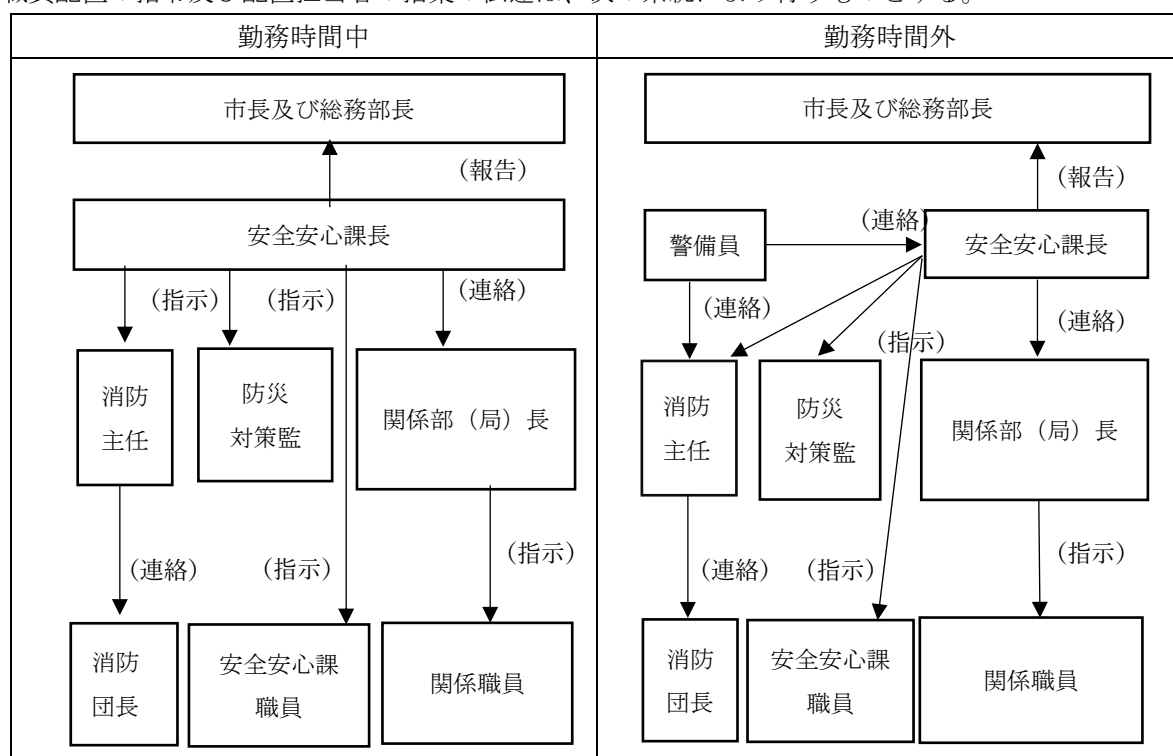
イ 職員は災害が発生した際には、進んで所属上司と連絡をとり、又は自らの判断で参集し、応急対策に従事するものとする。

ウ 地震の場合は、地震の震度別に定め、関係する職員は、自主的に災害応急措置に従事するものとする。このため、災害処理に関係を有する部（局）長は、年度ごとに職員動員計画表を整備して応急措置に関する所属職員の担当事務をあらかじめ定め職員に周知徹底しておくものとする。

(3) 職員の招集

【配置指令の伝達】

職員配置の指令及び配置担当者の招集の伝達は、次の系統により行うものとする。



(4) 配置解除

災害応急措置等の配置体制は、次の場合解除するものとする。

- ア 災害発生のおそれがある注意報及び警報等が解除されたとき。
- イ 本部長（市長）が、被害発生の危険性が去ったと認めたとき。
- ウ 被害の不拡大が確認され、復旧作業が軌道に乗ったとき。
- エ その他本部長（市長）が、必要に応じ解除の指示をしたとき。

3. 市職員の配置基準及び応援

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における市職員の配置は、おおむね次の基準により実施するものとする。

(1) 災害対策本部設置前の情報収集体制

ア 情報連絡室

(ア) 設置目的

被害情報等収集、市民及び職員に対する警報伝達等を実施して災害発生時の初動対応に万全を期す。

(イ) 設置基準

- a 気象解説情報（線状降水帯半日前予測）発表時、市内に防災気象情報レベル2大雨注意報及びレベル2土砂災害注意報が発表された場合
- b レベル3の気象警報が発表された場合
- c 自主避難所を開設する場合
- d 震度4又は長周期地震動階級3以上、南海トラフ地震臨時情報（※安全安心課対応）が発表された場合、安全安心課長が設置する必要を判断の上、市長及び総務部長に報告し、設置する。

この際、自主避難所を開設する必要がないと判断した場合は、次表の③及び④は自宅待機又は連絡が取れる体制とする。又③は、自主避難所開設以降は自宅待機とし、自主避難所を増設する場合に再度動員する。

(ウ) 編成及び主要業務

長	編 成		人員	主要業務
安全安心課長	①情報連絡班	※安全安心課	2	情報の収集 関係職員への連絡 避難所班の統括 警戒本部設置準備 軽易な応急対応
		都市建設部 水道局 産業振興部	2	
	②市民対応班	総務課	1	電話対応
	③自主避難所開設支援班	生涯学習課	(1)	避難所開設及び増設 支援
	④避難所班	動員計画	3	避難所開設及び運営

※現場での調整、作業等を必要とする場合は、市長の指示により職員を増員し、業務に当たるものとする。

イ 災害警戒本部

(ア) 設置目的

高齢者等避難及び避難指示の発令に必要な情報収集並びに災害発生時の応急措置により減災に万全を期す。

(イ) 設置基準

- 気象解説情報（線状降水帯半日前予測）発表時、市内にレベル3の気象警報が発表された場合
- レベル3の気象警報が2つ以上発表又は発表の可能性が有る場合
- 震度5弱若しくは震度5強を観測した場合、総務部長は設置する旨を市長に報告し、設置する。あるいは、長周期地震動階級3が発表された場合、必要に応じ、市長が当該配置を指示したとき。

震度5弱では「部長職以上」「警戒本部の要員」を参集、その他の職員は自宅待機又は連絡が取れる体制、震度5強では「部長職以上」を「課長職以上」とし、その他は同じ。

この際、必要な班を示して動員する。

(ウ) 編成及び主要業務

長	編 成		人員	主要業務
総務部長	①総括班 安全安心課長	安全安心課	4	警戒本部業務の統括 対策本部設置準備 高齢者等避難発令 避難所開設見積 防災関係機関との情報交換
		必要により安全安心課OB（他部局）	(1)	
	②総務班 総務課長	総務課 会計課 選挙管理委員会 監査委員事務局	3	職員招集（職員安否含む） 区長との連絡（情報収集） 受援見積
		市民課 税務課 環境衛生課	2	
	③情報班 財政課長	財政課 管財課	2	通信機能の確保 被害情報等の収集、分析、集計及び報告 物資調達
	④広報班 企画課長	企画課	2	市民への周知及び情報発信 コミュニティ交通の交通規制
	⑤避難所支援班 学校教育課長	学校教育課 生涯学習課	2	避難所（調整）運営支援 避難所班の統括

長	編 成		人員	主要業務
総務部長	⑥援護班 福祉課長	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課 こども未来課 こども家庭課	3	避難所での母子等のニーズの把握 福祉避難所との調整 避難行動要支援者への措置
			1 必要に応じ増員	避難所での保健活動
	⑦土木班 建設課長	農政課	1	災害応急措置 (人員不足の場合、市長からの指示により職員を増員)
		建設課	2	
		都市計画課	1	
		都市整備室	1	
		下水道課	1	
		水道課	1	
	⑧物資輸送班 商工振興課長	商工振興課 農業委員会事務局	2	救援物資の輸送 協定業者・協会への応援要請
	⑨連絡調整班 秘書政策課長	秘書政策課	1	報道機関との連絡調整

(2) 災害対策本部設置後の配置体制

災害諸対策を強力かつ迅速に推進するため、次により職員を配置する。

【配置体制の基準】

区分	配 置 基 準	配 置 内 容
各対策部	ア. 広域にわたる災害が発生し、特に被害が甚大な場合で、全職員をもって災害対策に対処する必要のある場合。 イ. その他必要に応じ、本部長（市長）が当該配置を指示したとき。	全職員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が協力的に推進できる体制とする。

資料編 P 153 参照

(3) 避難所の点検と開設

ア 指定避難所の点検

震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 3 以上を観測した場合、各避難所を点検して開設の有無を判断する。

(ア) 時間外

各避難所担当職員（鍵保持職員）は別命なく避難所を点検し、災害警戒本部総括班（災害対策本部が設置されている場合は災害対策本部支援室総括班）に異常の有無を報告する。

(イ) 時間内

避難所支援班（災害警戒本部が設置されていない場合は教育委員会教育部）は施設管理者を通じ、避難所の異常の有無を確認する。

イ 自主避難所の開設

気象解説情報（線状降水帯半日前予測）発表時、注意報や警報が発表され、災害発生のおそれがある場合、または、熊本県において震度 5 弱以上で（地震が続くおそれ）不安な住民の為、もしくは災害が発生した場合において、自主避難所として開設が必要と判断した場合に開設する。細部は、別添「合志市地域防災計画職員動員計画表」（以下「計画表」という。）による。また、配置職員については、総務部長の指示により、計画表に基づき担当部（局）の職員で速やかに開設にあたるものとする。（注意：台風対応の場合は、基本、警報発表前に開設する。開設する避難所は当時の状況により情報連絡室又は安全安心課の協議により決定する。）

(ア) 自主避難所の開設における配置職員については、開設決定した避難所に対し、担当する各部局等の担当職員を動員して配置する。

(イ) 担当職員は、避難所施設の鍵を掌握した後、各自主避難所へ前進して施設の開錠及び施錠、

照明、空調等を管理し、避難者の内、高齢者等の災害弱者に対して可能な限り配慮する。

(ウ) 予備鍵は教育委員会教育部で保管する。

4. 応援等

(1) 職員の応援

ア 市長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要があると認めたときは、各部（局）に所属する職員を、他の部（局）等に派遣することを指示するものとする。

イ 災害対策基本法第 68 条に規定する市長の知事に対する応援の要求等は、下記の様式により熊本県県北広域本部を経由して行うものとする。

「様 式」

区 分	記載事項	区 分	記載事項
就 労 （ 勤 務 ） 場 所		資 機 （ 器 ） 材 の 種 類	
作 業 内 容		資 機 （ 器 ） 材 の 数 量	
就 労 （ 勤 務 ） 条 件		資 機 （ 器 ） 材 の 応 援 期 間	
職 種 ・ 男 女 の 別		そ の 他	
就 労 （ 勤 務 ） 期 間			

(2) 被災市町村等への職員派遣

市は、他市町村で大規模な災害が発生した場合、熊本県現地災害対策本部、地方災害対策本部、他市町村災害対策本部からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のための職員の派遣を検討する。

第 3 節 自衛隊派遣要請計画（安全安心課）

1. 災害派遣要請基準

- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定に基づき災害派遣要求を行うものとする。（災害対策基本法第 6 8 条の 2）
- (2) 市長は、緊急避難、人命救助等の場合で事態が緊迫し、知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができない時は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを速やかに行うものとする。
- (3) 自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

2. 災害派遣依頼の手続等

(1) 要請及び受入れの窓口

自衛隊の派遣依頼及び受入れに関しては、市長（災害対策本部長）の指示（災害対策本部会議）により総務部長（対策本部支援室総括班）が統括して行う。

(2) 派遣要請依頼手続き

ア 市長は、知事に対して災害派遣を要求するときは、総務部長に命じ、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、県防災無線又は電話等で要求し、事後速やかに文書を提出する。

(イ) 提出（連絡）先

県防災推進課

(イ) 提出部数

1 部

(ウ) 記載事項

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容

d 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等その他参考となるべき事項

イ 自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所

機 関	連 絡 窓 口	電 話 番 号
陸上自衛隊 第8師団司令部	第3部防衛班	096-343-3141 内線 3260 又は 3234
	師団運用室	夜間 内線 3299
海上自衛隊 佐世保地方総監部	防衛部第3幕僚室	0956-23-7111
	運用作業室	夜間 内線 3222
航空自衛隊西部方面 航空隊司令部	防衛部運用2班	092-581-4031 内線 2343
	司令部当直	夜間 内線 5011
熊本県庁	防災推進課	096-333-2115 (防災センター096-213-1000)
熊本航空事務所	航空管制情報官	096-232-2854
第十管区海上保安本部 三角海上保安部	警備 救難課	096-452-4999

(3) 災害派遣部隊の受入措置等

市長は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、総務部長に命じ、次のとおり部隊の受入措置を行う。

ア 準 備

- (ア) 応援を求める作業内容、所要人員、その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てるとともに、必要な資機（器）材等の確保及び調達に努める。
- (イ) 派遣部隊の宿泊所、車両、資機（器）材等の保管場所の確保及びその受入れのため必要な措置及び準備を行う。
- (ウ) 自衛隊の作業が他の災害救助、復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

イ 受入れ

- (ア) 派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地へ誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議調整の上、必要な措置をとる。
- (イ) 市長は、派遣された部隊に対し、次の施設を設置するものとする。
本部事務室、宿舍、材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）、駐車場（車1台の基準は3m×8m）

ヘリコプター発着場

機 種	昼 間	夜 間
小型（2人乗り）	直径 30m	直径 45m
中型（10人乗り）	直径 50m	直径 75m
大型（20人乗り）	50m×75m	75m×100m
大型（40人乗り）	100m×100m	100m×100m

ウ 県への報告

派遣部隊の到着後及び必要に応じて次の事項を県（危機管理防災課）に報告する。

- (ア) 派遣部隊の長の官職名
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (エ) 従事している作業等の内容及び進捗状況
- (オ) その他参考となる事項

エ 派遣部隊の撤収要請依頼

派遣部隊の撤収要請依頼は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。市長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対し、その旨を依頼する。ただし、文書による依頼に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連

絡し、その後文書を提出する。

オ 経費の負担

派遣部隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、その活動が他市町村にわたって行われた場合は、当該市町村の長と協議して負担割合を定める。

- (ア) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (エ) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議するものとする。

3. 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣部隊の活動範囲は、次の表のとおりとする。

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
被災者等の捜索 及び救助	死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救出及び救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、防火用具等による消防機関への協力 林野火災等に対し、航空機による消火
道路又は水路等の 交通路上の障害物	施設の損壊又は障害物のある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除等（ただし、放置すれば人命又は財産の保護に影響すると考えられる場合）
診察及び防疫の 支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫（薬剤等は県又は市が準備） 医療及び応急救護
人員及び物資の緊 急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送）
炊飯及び給水の支援	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合 炊飯については、炊事車による炊飯（温食） 給水活動については、水タンク車、水トレーラー等による給水
宿泊の支援	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
入浴の支援	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、公園及びグラウンド等の野外における応急風呂の開設
救援物資の無償貸 与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による（ただし、譲与は、県、市、その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命及び身体が危険であると認められる場合に限る。）
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防措置	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し、決定する。

4. ヘリコプター離着場の設置基準

人命の救出又は救援物資の空輸を実施するためのヘリコプター離着予定地は、次のとおりとする。

番号	発着予定地名	所在地	予定地面積	備考
1	合志地区防災広場 ※状況により西日本産業芝生畑	合志市竹迫 2154-1	4,619 m ²	3.1.24 発着の実績あり
2	合志中学校グラウンド	合志市豊岡 955	22,210 m ²	
3	合志南小学校グラウンド	合志市豊岡 2224-29	10,394 m ²	ナイター施設
4	南ヶ丘小学校グラウンド	合志市幾久富 1909-101	10,200 m ²	
5	西合志中学校グラウンド	合志市野々島 4393-1	17,957 m ²	
6	合志市中央運動公園	合志市野々島 5500	8,800 m ²	ナイター施設
7	須屋市民センターグラウンド	合志市須屋 1400	4,160 m ²	
8	西合志南中学校グラウンド	合志市須屋 2956	24,659 m ²	
9	合生グラウンド	合志市合生 1261-6	3,200 m ²	ナイター施設
10	西合志南小学校グラウンド	合志市須屋 1873	11,828 m ²	ナイター施設
11	合志市ひまわり公園	合志市御代志 1661-21	6,400 m ²	

5. 各自衛隊の担任区分

自衛隊別		担当地域
陸上自衛隊 第8師団	第42即応機動連隊	熊本市、宇土市、菊池市、山鹿市、玉名市、荒尾市、宇城市、阿蘇市、合志市、下(上)益城郡、菊池郡、阿蘇郡、玉名郡(宇城市、美里町、山都町(を含む。))以北)
第42即応 機動連隊	第2中隊	合志市
海上自衛隊佐世保地方隊		熊本県全域
航空自衛隊西部航空方面隊		熊本県全域

6. 第8師団の保有器材

種類	数量	備考
小型ドーザー	20台	積載人員 20人/隻 1時間：700リットルの給水可能 1時間：100人/セット入浴可能
バケットローダー	5台	
渡河ボート	12隻	
浄水セット	4セット	
入浴セット	2セット	1台で同時200人分炊事可能 指揮、連絡、偵察、輸送等
ダンプ	約75台	
中型トラック	約160台	
大型トラック	約220台	
炊事車1号	約50台	
中型ヘリコプター	6機	
1t水トレーラー	約50台	

第4節 民間団体活用計画（安全安心課・各部署）

1. 協力を要請する業務

災害時に自主防災組織、各業者団体等の民間団体及びボランティア団体へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

- (1) 異常気象、危険箇所等を発見したときの市災害対策本部への通報
- (2) 避難誘導、負傷者の搬送等市民に対する救助及び救援活動
- (3) 避難所の運営協力
- (4) 被災者に対する炊出し
- (5) 救助物資の配分等の業務
- (6) 被害状況の調査補助業務
- (7) 被災地域内の秩序維持活動
- (8) 公共施設の応急復旧作業活動
- (9) 応急仮設住宅の建設業務
- (10) 生活必需品の調達業務
- (11) その他災害応急対策業務への応援協力

2. 受援計画

市は、大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。また、近隣の団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。さらに、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口及び連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じ、円滑に応援を受けることができるよう、応援及び受援先の指定、応援及び受援に関する連絡及び要請の手順、災害対策本部との役割分担及び連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合及び配置体制、資機材等の集積、輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

3. 応援及び受援体制の整備

市は、国が作成した「災害時受援ガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧あるいは復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。また、策定にあたっては、次の各項目を満たすよう留意する。

なお、平時から顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

- (1) 応援要請の手順
- (2) 人的支援の受け入れ
- (3) 物的支援の受け入れ
- (4) ボランティアとの連携及び受け入れ

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPOあるいはボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

4. 応急対策活動の円滑化

災害時の応急対策活動協力に関する計画図

資料編P167 参照

第5節 気象予警報等伝達計画（安全安心課）

本計画は、災害発生のおそれのある気象業務法に基づく特別警報、危険警報、警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を関係機関及び市民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統、要領等を定めて適切な防災措置の実施を期するものである。

1. 予警報等の定義

この計画において、特別警報、危険警報、警報及び注意報、キキクル、早期注意情報（警報級の可能性）、気象防災速報、気象解説情報、火災気象通報、地震に関する情報、降灰予報、火災警報、気象業務法及び水防法の規定により定められた河川について気象庁と国土交通省が共同して行う洪水予報（以下「指定河川洪水予報」という）、水防警報、県が行う水防に関する情報及び土砂災害に関する情報の定義は、次の定めるところによる。

(1) 特別警報、危険警報、警報及び注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要なときには「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」（土砂災害、浸水害、洪水害の危険度分布）や「雷ナウキャスト」「竜巻ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報、危険警報、警報及び注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

警報等の名称等		概 要
(警戒レベル 5 相当)	レベル 5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等（※）が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表
	レベル 5 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表
(警戒レベル 4 相当)	レベル 4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等（※）が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表
	レベル 4 土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表
(警戒レベル 3 相当)	レベル 3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等（※）が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表
	レベル 3 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表
(警戒レベル 2 相当)	レベル 2 大雨注意報	大雨による浸水害等（※）が起こるおそれのある場合に発表
	レベル 2 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表

※ 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表（合志市には氾濫の対象となる 1 級河川等の大河川は存在しない。）

特別警報、警報及び注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

	警報等の名称	概 要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。

	警報等の名称	概 要
警 報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
注 意 報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合もあり。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけ。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物などへの著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表

※ 特別警報の基準等、降灰予報の発表イメージ

資料編 P 154 参照



https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kumamoto/kijun_4321600.pdf

(注) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に貯まっているようすをあらわしたもので、土砂災害発生の危険性を示す指標。1 km格子ごとに土壌雨量指数基準を決めて、市内における最も低い土壌雨量指数基準のみを示している。

流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量を把握するための指数。「上流降雨による下流の洪水危険度」を監視することが可能

(ア) 発表の基準の欄に記載した数値は、熊本県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したものである。

(イ) 特別警報、危険警報、警報及び注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、危険警報、警報及び注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

(ウ) 特別警報、危険警報、警報及び注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりである。

(い つ) 警戒又は注意すべき期間……具体的に示す

(どこで) 警戒又は注意すべき地域……現象の中心になると予想される地域

(何 が) 警戒又は注意すべき気象現象等……量的な予想値要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。

(エ) 特別警報、危険警報、警報及び注意報の地域細分発表

警戒又は注意を要する区域を指定して警報、注意報を発表する場合の細分区域は次の「熊本県予報区域細分表」のとおりである。

警報及び注意報については、対象地域をわかりやすくするため、市町村ごとに発表する。

熊本県予報区域細分表

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本市	熊本市
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	宇城八代	八代市西部、八代市東部、宇土市、宇城市、美里町、氷川町
阿蘇地方		阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

(2) 気象情報

気象情報とは、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、次のようなものがある。

ア キキクル（危険度分布）

(ア) 種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新し、土砂災害の警報等が発表されたとき、危険度が高まっている場所を面的に確認することが可能
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新し、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することが可能
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新し、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することが可能

種 類	概 要
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。

(イ) 危険度

a 「災害切迫」（黒）

命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当

b 「危険」（紫）

危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当

c 「警戒」（赤）

高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当

d 「注意」（黄）

ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

イ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（熊本県熊本地方）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（熊本県）で発表される。大雨及び土砂災害に関し、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

ウ 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報、危険警報、警報及び注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報及び危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

エ 熊本県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表

(ア) 気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量（熊本県は110mm））が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせで分析）された場合、気象庁から「熊本県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

(イ) 気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「熊本県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。

※ 上記(ア)、(イ)に該当する情報が発表された場合、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の

危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(ウ) 気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合、線状降水帯発生 of 2～3 時間前を目安に、予測情報として「熊本県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。

(エ) 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合、天気予報の対象地域と同じ発表単位（熊本県熊本地方）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することが可能

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（熊本県熊本地方）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。

これらの情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。

オ 全般気象解説情報、九州北部地方気象解説情報、熊本県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合、大雨に対する心構えを一段高めてもらうことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第○号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

(3) 地震に関する情報

地震に関する情報とは、地震が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が、防対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上もしくは長周期地震動階級 1 以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

(注) 緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し、解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たり、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に情報提供する。

イ 地震情報の種類、発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検 知時刻を速報
震源に関する情報	震度 3 以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震 源・震 度 情報	震度 1 以上、津波警報等発表または若干の海面変動が予想された時、緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
推計震度 分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 1 0 分後程度で 1 回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ○ マグニチュード 7.0 以上 ○ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 3 0 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※ ※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の 情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

ウ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ○ 津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ○ （担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるよう、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報等の発表状況等、及び津波や地震の図情情報を取りまとめた資料 ○ 地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ○ 地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ○ 津波警報等発表時 ○ （担当地域で）震度5弱以上を観測 ○ 社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表 ○ 地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 ○ 地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供

ア 降灰予報（定時）

(ア) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表

(イ) 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

イ 降灰予報（速報）

(ア) 噴火が発生した火山（注1）に対して事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出し、噴火発生後5～10分程度で発表

(イ) 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

（注1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以

上の降灰が予想された場合に発表

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測される降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

ウ 降灰予報（詳細）

(ア) 噴火が発生した火山（注２）に対して降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後２０～３０分程度で発表

(イ) 噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供
（注２）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

降灰予報（速報）を発表した場合は、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0. 1 mm 以上 1 mm 未満
少量	0. 1 mm 未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ 【キーワード】	イメージ				
		路面	視界	人	道路	
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が始まる	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	碍子への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0. 1 mm ≤ 厚さ < 1 mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり ※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0. 1 mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※

※降灰予報は、噴煙の高さや気象予測データ等を用いて、降灰の範囲と降灰量を予測している。

そのため、噴煙の高さや気象予測の誤差により、降灰予報と実際の降灰範囲や降灰量が異なることがある。

(5) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊本地方気象台が熊本県知事に対して通報し、熊本県を通じて合志市や菊池広域連合消防本部に伝達される。市長が発令する火災警報の基礎となり、実効湿度、風速などにより通報基準が定められている。

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(6) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(7) 菊池川水系、白川、緑川水系、球磨川洪水予報（氾濫特別警報・危険警報・警報・注意報）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報であり、菊池川水系については、菊池川河川事務所と熊本地方気象台、白川、緑川水系については熊本河川国道事務所と熊本地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2及び3～5に相当する。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川及び都道府県と共同で指定河川洪水予報を実施する一部河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報が発表される。

名 称	概 要
レベル5 氾濫特別警報 ／氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫あるいは氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当

名 称	概 要
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2

(8) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（八代河川国道事務所長、菊池川河川事務所長及び熊本河川国道事務所長）が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

ア 水防警報の種類と発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差しえないが、水防活動はやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水警報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位に達し、更に上昇するおそれがあるとき。
警 戒	洪水により相当の被害が生じる氾濫のおそれがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに水防活動上必要な越水、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は避難判断水位に達し、更に上昇して氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。
厳 重 警 戒	洪水により堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがあり、住民等を直ちに避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は氾濫危険水位に達し、更に上昇して氾濫するおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じ、下表のとおりとする。

待 機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にと らわれず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。
準 備	
出 動	
警 戒	
嚴重警戒	
解 除	

イ 知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う河川及びその区域

河川名	観測局名	区 域
堀 川	須 屋	左 岸 合志市須屋字畠田 49 番 2 地先の川添橋上流端から坪井川合流点まで
		右 岸 合志市須屋字川添 598 番 4 地先の川添橋上流端から坪井川合流点まで

ウ 水防警報対象量水標の設定水位

観測データ（須屋観測所）

氾濫危険水位 (レベル4水位)	4.95m	洪水により氾濫の起こるおそれがある水位
避難判断水位 (レベル3水位)	4.51m	避難等の判断の目安となる水位
氾濫注意水位 (レベル2水位)	3.13m	水防活動を行う指標となる水位で、消防団が出動する水位
水防団待機水位 (レベル1水位)	1.74m	消防団が出動のために待機する水位

(9) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的とし、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(10) 土砂災害に関する情報

土砂災害に関する情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、土石流危険渓流や急傾斜崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜崩壊（がけ崩れ）のおそれが予想される場合、県が任意で発する土砂災害発生の危険度に関する情報（土砂災害危険度情報）である。

(11) レベル4土砂災害危険警報

市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、熊本県と熊本地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

2. 予警報伝達責任者

注意報および警報等の伝達を迅速、かつ的確に実施するために、次のとおり予警報伝達者を定めておくものとする。

安全安心課員……………1名

3. 県広域本部からの伝達系統（菊池地方災害対策要綱及び熊本県地域防災計画資料編より抜粋）

（気象予警報等の伝達系統）

- (1) 危機管理防災課長から伝達を受けた注意報及び警報等（霜注意報及び低温注意報を除く。）については、振興課長が必要に応じ各部長に伝達する。
- (2) 農業技術課長から伝達を受けた霜注意及び低温注意報については、農林水産部農業普及・振興課長が直ちに市町及び関係機関の長に伝達するものとする。

- (3) 河川課長から伝達を受けた指示事項については、土木部維持管理課長が市町長その他の関係機関の長に伝達するものとする。

4. 予警報等の伝達系統

【気象予警報の伝達系統】

特別警報、危険警報、警報及び注意報は、迅速かつ的確に伝達し、市民への周知に務める。特に、特別警報及び危険警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に周知するための措置を講ずるものとする。

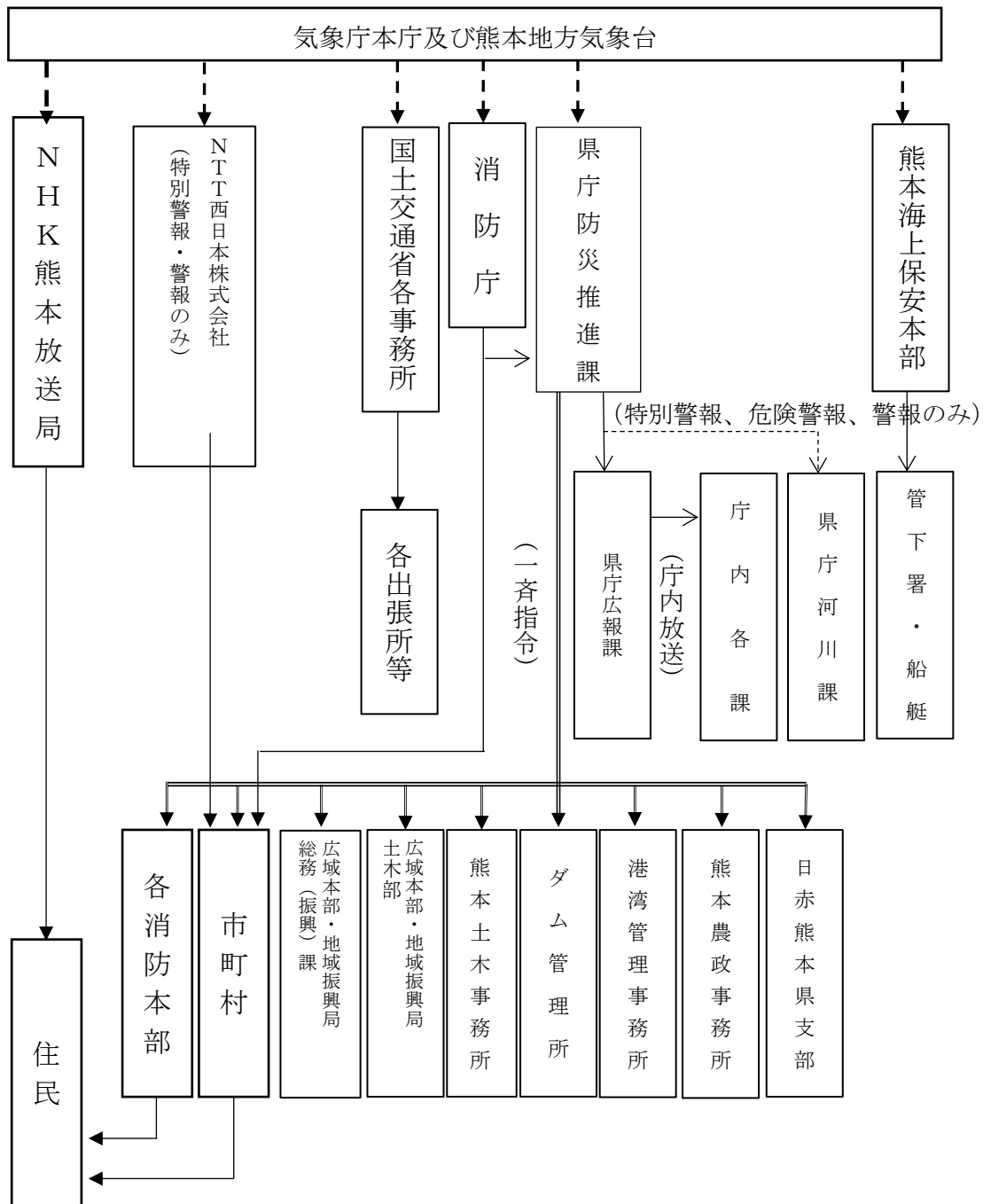
ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。

次の種類の注意報および警報は、下記伝達系統による。

- (1) 特別警報…暴風、暴風雪、大雨、土砂災害、大雪
- (2) 危険警報…大雨、土砂災害
- (3) 警 報……暴風、暴風雪、大雨、土砂災害、大雪
- (4) 注意報……風雪、強風、大雨、土砂災害、大雪、濃霧、雷、乾燥、霜、低温、着氷、なだれ

気象予警報等の伝達系統

1. 特別警報、危険警報、警報及び注意報の伝達系統



(注) (1) 県北広域本部及び熊本土木事務所においては、管内市町村の伝達状況の確認及び徹底を行う。

(2) ————— は庁内電話

===== は防災情報ネットワーク

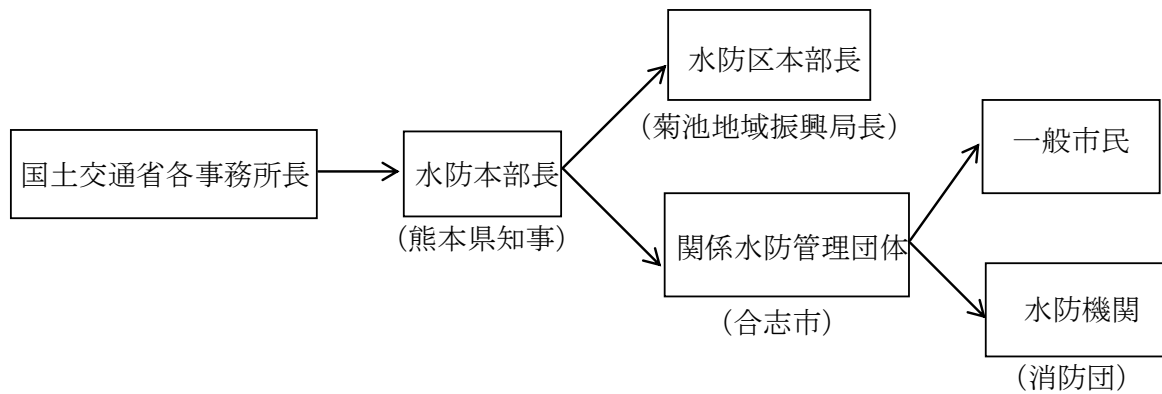
----- は法定伝達先

----- は防災行政無線

(3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。

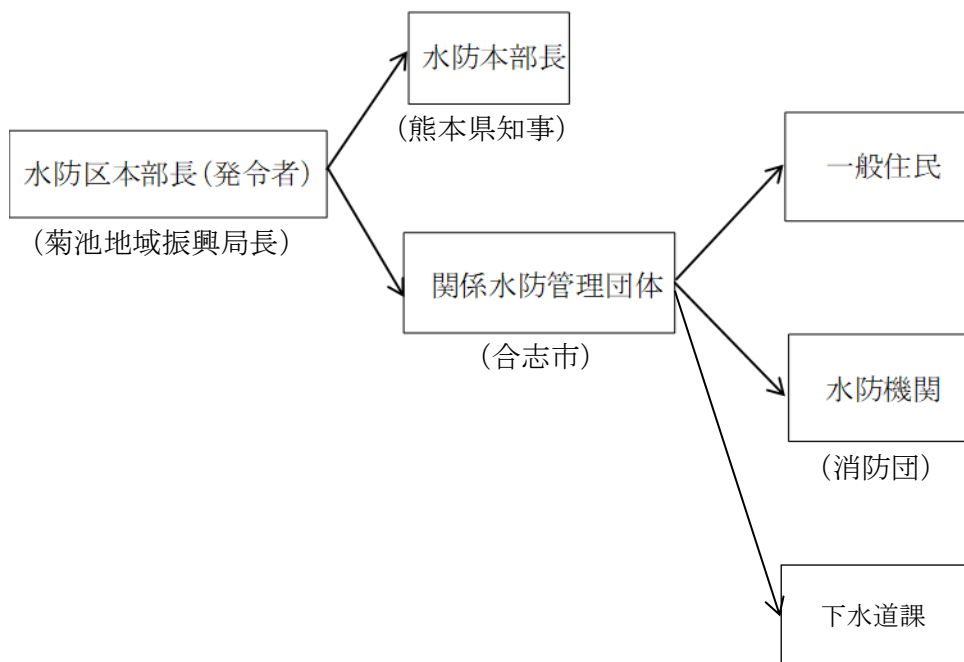
2. 水防警報の伝達系統

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

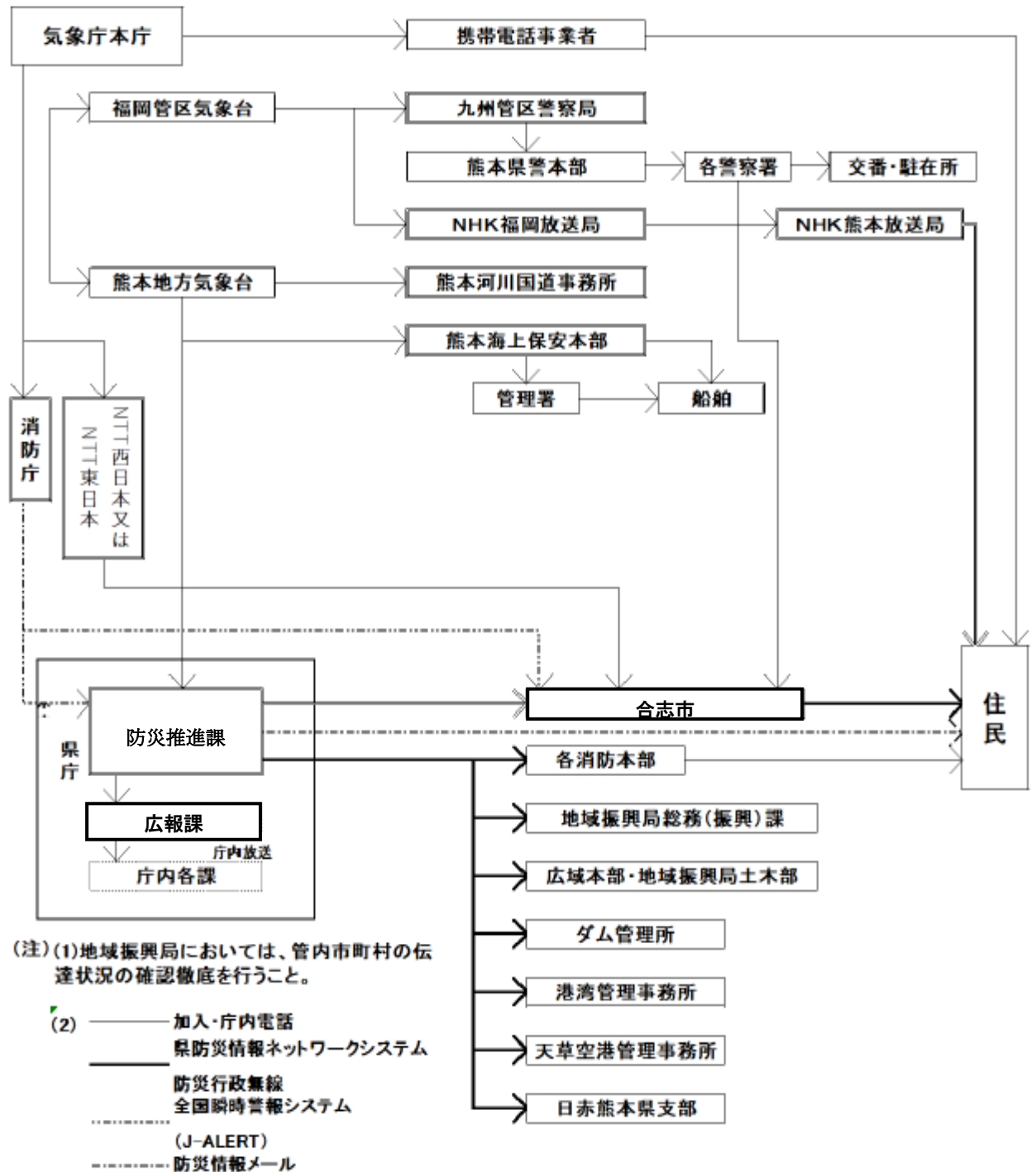


(注) 国土交通省各事務所長とは、熊本河川国道事務所長(白川水系、緑川水系)、菊池川河川事務所長(菊池川水系)及び八代河川国道事務所長(球磨川水系)をいう。

(2) 知事が行う水防警報



3. 地震に関する情報の伝達系統



(3)特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。

(注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

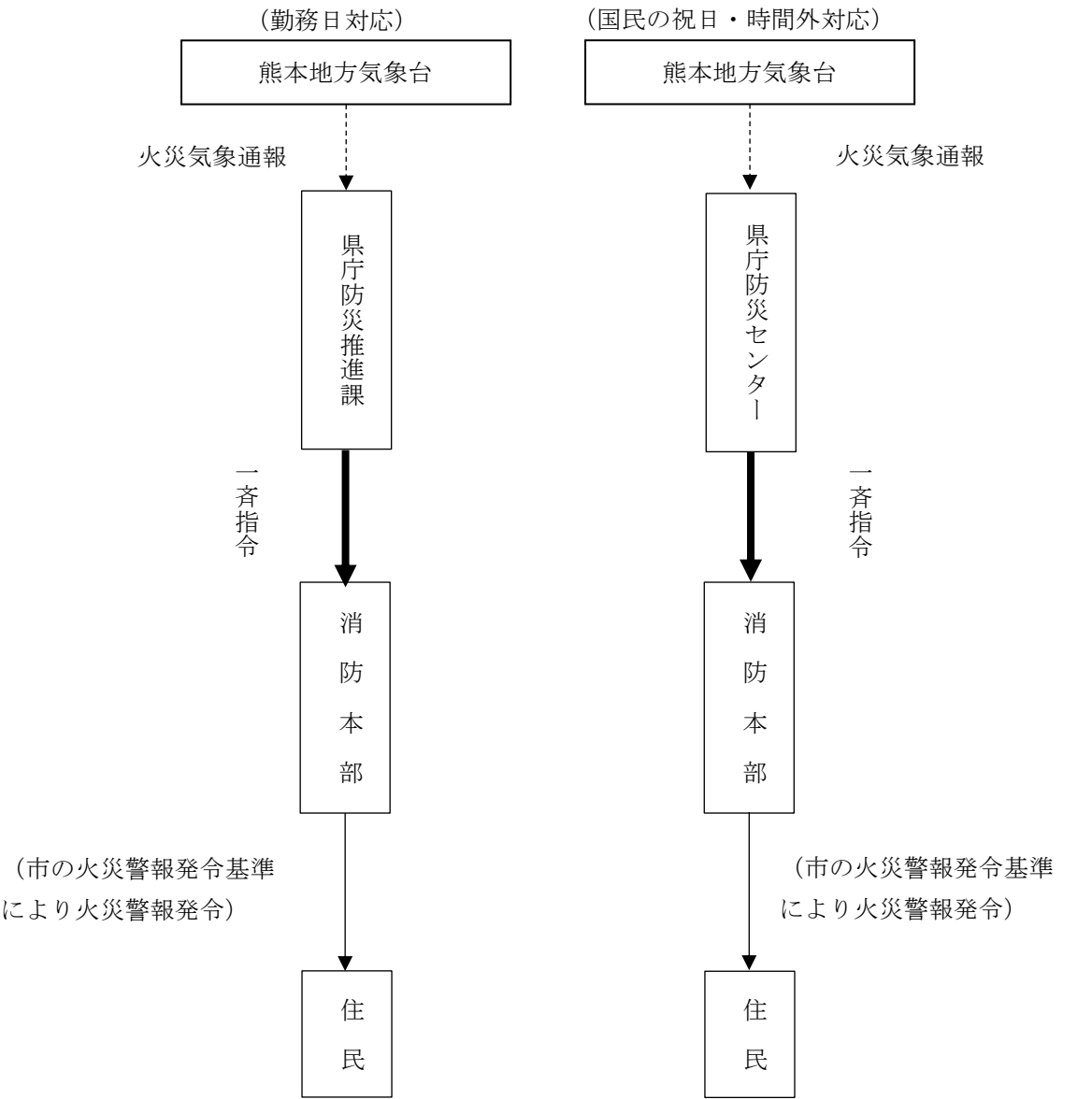
(注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

4. 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

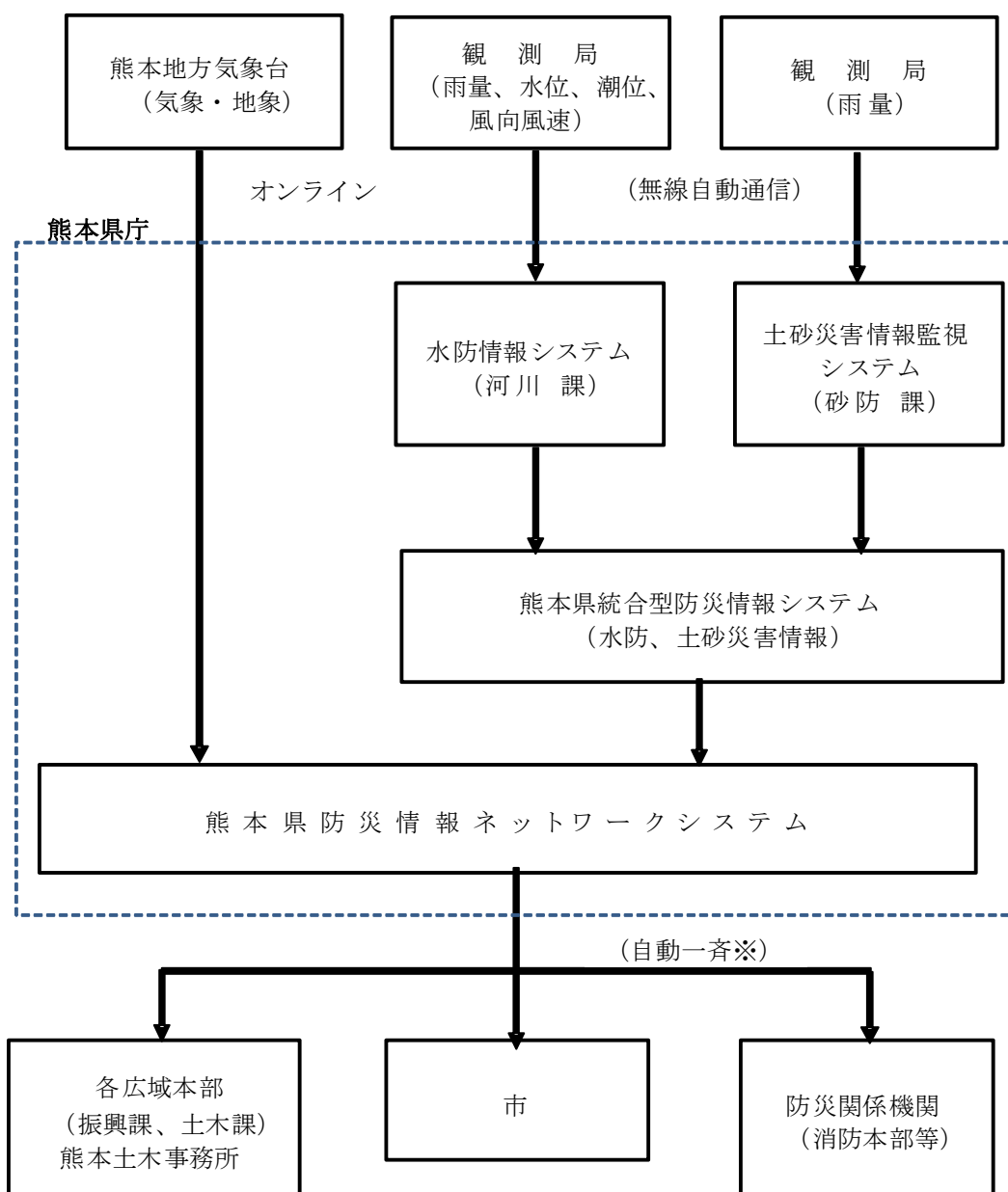
火災気象通報の発令および解除は、消防法第22条に基づき、次の系統により迅速かつ確実に伝達する。

ただし、火災警報は市長が火災予防上危険があると認めるときに発令するものとする。



5. 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統

レベル4 土砂災害危険警報は迅速かつ的確に伝達し、住民に周知するものとする。



※ 梅雨期以外の水防情報の伝達については、気象警報発表中にのみ送信される。

参考：気象情報伝達の詳細は「1. 特別警報、危険警報、警報及び注意報の伝達系統」を参照

第6節 通信施設利用計画（安全安心課・市長公室）

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは災害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は次により行うものとする。

1. 災害通信の手段

(1) 災害通信の方法

災害予警報の伝達、通報又は被害状況の報告及び各種情報の連絡は、次に掲げる通信手段により速やかに行う。

- ア 一般加入電話
- イ 市防災行政無線
- ウ 消防無線
- エ 県防災行政無線
- オ 非常無線通信協議会所属会員の無線
- カ 電報
- キ 携帯電話メールサービス
- ク 移動通信系の活用

(2) 通信途絶時における措置

通信施設（主として普通加入電話）が使用不能若しくは使用困難なときは、防災行政無線を活用し、更に一般への伝達は、市の広報車及び防災行政無線を利用し、その他必要な指揮命令、広報の伝達を迅速、確実に実施するために適切な措置をとるものとする。

(3) 優先順位

通信施設を優先して使用する場合優先順位は、大体次の順位が考えられる。

- ア 市民に対する避難情報人命に関する事項の通信
- イ 応急措置の実施に必要な通信
- ウ 災害警報、災害予報等の通信
- エ その他予想される災害の事態及びこれに対する事前措置に関する事項等の通信

2. 防災行政無線の運用

- (1) 孤立集落との連絡確保のため市長は、市防災行政無線を整備し、災害時における円滑な運用を行うものとする。
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、移動局又は携帯局を現地へ配置し、情報収集及び通信連絡を行う。この場合、安全安心課で使用統制をする。
- (3) 市長は、災害時（注意体制以上）においては、無線従事者の配置状況及び無線機器の状況を県庁危機管理防災課（無線管理室）へ報告するものとする。

3. 臨時災害放送局の運用

- (1) 市は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合にその被害の軽減に役立つよう、臨時かつ一時的にFM放送局を開設する。
- (2) 電波伝搬調査（エリア調査）
市役所庁舎屋上に送信場所を決定し、電波伝搬調査を実施する。
合志市電波伝搬調査結果 資料編P141 参照

第7節 情報収集及び共有並びに被害報告取扱計画（各部署）

災害対策基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、一般被害状況報告、部門別被害状況報告及び災害応急措置に要した経費に関する報告（以下「被害報告」という。）の取り扱いは、特別のものを除き次のとおりとする。

災害時の個人情報の取扱いについては、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応する。

また、大規模地震発生時における各種地震情報、被害発生に係る情報、防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であり、情報の収集及び連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努める。

市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、無人航空機、車両等の情報収集手段を活用できる体制を整備する。

1. 実施責任者

市長は、市内の被害報告等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告に当たっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。ただし、通信の途絶等により県（県本庁又は県北広域本部及び熊本土木事務所）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

2. 被害報告取扱責任者

市長は、被害報告が迅速かつ、的確に処理できるよう、次のとおり責任者を定めておくものとする。 安全安心課員 ……… 1人

3. 情報共有システムの活用

市は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用し、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るとともに、将来的には、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。このため、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析、整理、要約及び検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用するなど、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集、分析、加工及び共有の体制整備を図る必要がある。

また、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）（以下、「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図る。

なお、平時から県、市町村及び関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るとともに、被害情報把握の遅れがないようデジタルツールの習熟や消防団、自主防災組織等との連携強化を図る。

4. 防災関係機関等の協力

市は、災害が発生した場合には、県に災害対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県の状況（災害対策の活動状況等）を確認するとともに県及び防災関係機関と緊密に連携協力して被害に関する状況及び災害対策の活動状況について情報交換を行う。

市災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

多数のヘリコプターが災害対策活動に従事し、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本

県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所が設置され、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」の定めるところにより情報収集等の活動が実施される。

ヘリコプター運用調整所では、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて国土交通省に対し、航空情報（ノータム）の発行が依頼される。

また、無人航空機の運用に関し必要な調整を行うとともに、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて国土交通省に対し、緊急用務空域の指定を依頼する。同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整が行われる。

平時においては、総合防災訓練などを通じ、消防防災ヘリ、自衛隊ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ訓練しておくとともに、情報交換や連携体制の強化に努める。

5. 被害等の調査・報告

(1) 熊本県防災消防ヘリコプターによる情報収集

市長は、大規模な災害が発生した場合、若しくは災害による被害程度が大きいと認められる情報が十分把握できない場合、直ちに防災消防ヘリコプターによる情報収集を県知事へ依頼するものとする。

※ 熊本県の調査

震度5弱以上の地震が発生した場合には、防災消防ヘリコプターにより情報収集に当たる。

【熊本県総合防災航空センター内（熊本県防災消防ヘリコプター）】

（所在地：菊池郡菊陽町大字戸次 1698 電 話：096-249-1571）

機材種別	区 分	備 品
救急用資機材	応急処置 器材	人工呼吸器(2)酸素呼吸器(1)CRP 背板(1)呼吸器(2)喉頭鏡セット生体監視装置(1)半自動除細動器(1)輸液ポンプ(1)ショックパンツ(1)血圧計(1)陰圧式固定用具(1)在宅医療セット(1)血中酸素飽和度測定器(1)スクープストレッチャー(1)布担架(1)
救助用資機材	呼吸器具 破損器具 救助器具	空気呼吸器(2)酸素ボンベ(6)油圧救助器具(1)可搬式ウインチ(1)エンジンカッター(1)チェーンソー(1)万能斧(2)救助特殊工具一式(1)潜水器具一式(4)救命浮環(2)救助用担架(2)陰圧式担架(2)バスケット担架(1)携帯拡声器(2)投光器(1)救命人形(1)サバイバースリング(2)アンカースリング(2)双眼鏡(2)
火災用機材	機体下部取付け空中消火装置（容量 900 リットル）	1 基

(2) 被害等の調査

発災当初は、一時的な通信の途絶や情報共有不足により孤立集落の状況把握が遅れるおそれがあるため、衛星通信機器などの情報収集手段の導入や代替手段の確保、定期的な県と市の情報共有会議の開催などの体制の確保が必要である。

将来的に市は、被害の情報を収集し、必要に応じて消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁に当該情報を連絡するものとする。

また、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成し、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

さらに、市は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、

市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。さらに、市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領（資料編参照）に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

ア 人的被害（行方不明者の数を含む。）

イ 火災の発生状況

ウ 住家の被災状況

エ 市民の行動及び避難状況

オ 土砂災害等の発生状況

カ 道路及び橋梁被害による通行不能路線及び区間

キ 孤立集落の発生状況

ク 医療救護関係情報

ケ その他市の業務継続に必要な情報

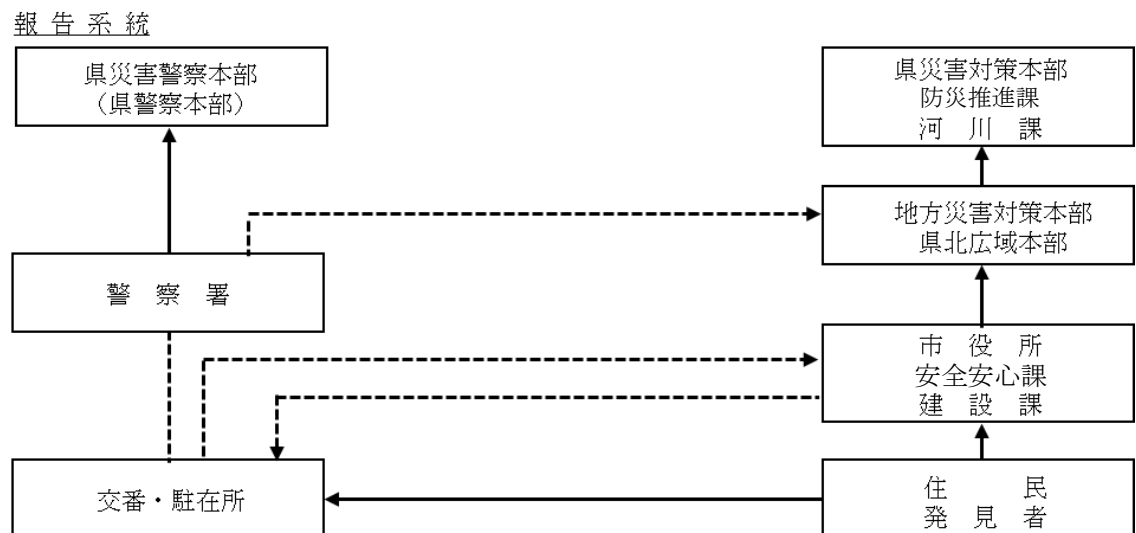
(3) 収集及び報告要領

ア 市長は、市内の確実な被害報告をとりまとめ、地方本部（地方対策本部を設けない場合は、県出先機関）に報告するものとする。

イ 報告等のうち、災害の速報については、迅速に電話等により報告するものとし、被害確定報告又はそれぞれの法令等で報告すべきものについては、文書をもって報告するものとする。

ウ 勤務時間外に被害報告があったときは、警備員が直ちに安全安心課長に報告する。

エ 被害報告等は、次の報告系統によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は本系統によらず、直ちに必要な機関等に報告（通報）することができる。



（注）点線は、連絡（通報）及び協力関係を示すものである。

(4) 市から県に対する報告要領

ア 災害の発生を覚知したときは、その災害の状況、災害に対処してとるべき措置を災害情報（様式第1号）によりその都度県北広域本部長（地方災害対策本部長）に報告するものとする。

イ 災害による被害状況及び応急措置状況等（様式第2号）を毎日9時30分及び14時30分までの2回県北広域本部長（地方災害対策本部長）に報告するものとする。

ウ 各部門別の被害状況については、市内の確実な被害状況等を取りまとめるうえ、県等の出先機関に報告するものとする。この場合必ず当該町内の各部門別主管課と連絡を密にし、被害報

告等取扱責任者の決裁を得るものとする。

エ 同一災害による被害状況について被害調査及び応急対策が終了した後 10 日以内に被害状況報告（確定）（様式第 2 号）及び部門別被害状況報告（様式第 3 号）により、県北広域本部長にそれぞれ文書で報告するものとする。

オ 毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害状況について災害年報（様式第 5 号）を翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを 4 月 5 日までに県北広域本部長に報告するものとする。

災害報告書区分及び報告様式

報告区分	報告責任者	報告様式	摘 要
災 害 情 報	市長、県等の 出先機関の長	様式第 1 号	災害を覚知したときは、災害の状況及び災害 に対してとるべき措置等についてその都度報告 すること。
被害状況報告 （速 報）	市長 県北広域本部長	様式第 2 号	災害により発生した被害状況及び応急措置状 況を定められた時刻に報告するものとし、県北 広域本部にあつては集計表を付すること。
被害状況報告 （確 定）	市長 県北広域本部長	様式第 2 号	同一の災害に対する被害調査が終了したとき又 は応急措置が終了した日から 10 日以内に文書も って報告すること。 この場合、様式第 2 号により市町村別とし、 県北広域本部にあつては集計表を付すること。
部門別被害状況報告 （速報・確定）	各部門別 担当部（局）長	各部門の報 告様式要領に よる様式 様式第 3 号	災害により発生した被害状況及び応急措置状 況を各部門別に一定時間を置き報告すること。 この場合は、市町村別とし、集計表を付するこ と。又同一災害に対する被害調査が終了したと き、又は応急対策が終了した日から 10 日以内に 文書をもって報告すること。
住民避難等報告	市長 県北広域本部長	様式第 4 号	市民の避難状況を一定時間置いて、報告する ものとする。
災 害 年 報	市長 県北広域本部長 各部門別 担当部（局）長	様式第 5 号 別途照会する 様式とする。	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの被害状況 について 4 月 1 日現在で明らかになったものを 報告する。

6. 被害報告取扱要領

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告（以下「被害報告等」という。）は、県における災害応急対策及び災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に処理するものとし、この取扱については、下記の要領によって行うものとする。災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

定 義

この取扱要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然気象、又は大規模な火事もしくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。
- (2) 人的被害とは、次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、災害関連死者とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1 月以上治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1 月未満で治癒できる見込みの者とする。

- (3) 住家の被害とは次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然 2 世帯とする。
	全 壊（焼）、 流 失	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の面積が、その住家の延べ面積の 70% 以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造の被害額が、その住家の時価の 50% 以上に達した程度のものとする。
	半壊（焼）	住家の損害が甚だしいが、補修すれば、元どおりに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分が、その住家の時価面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は住家構造の被害額が、その住家の時価 20% 以上 50% 未満のものとする。
	床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木材等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一部破損	全壊（全壊、流出、埋没を含む）、半壊（半焼、流出、埋没を含む）、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。

- (4) 非住家の被害とは、住家以外の建物で全壊又は半壊の被害を受けたものをいい、次のとおりとする。

区 分		判 定 基 準
非住家の被害	公共建物	例えば、市庁舎、支所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したものとする。

- (5) り災者等とは次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
り災者等	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。

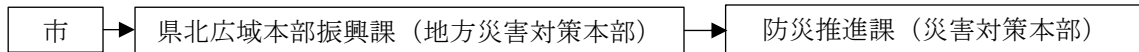
- (6) 公共土木施設等の被害とは、次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
公共土木施設	河川、林地荒廃防止施設 道路、地すべり急傾斜地崩壊 橋りょう、下水道	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項第2号および則第2条によるものとする。
農地・農業用施設	田畑の流失埋没及び冠水 農業用施設 かんがい排水施設 農業用道路 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設 林業用施設 林地荒廃防止施設 林道共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱）によるものとする。

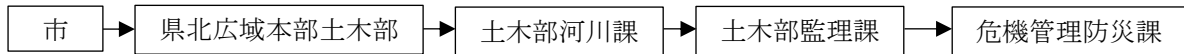
区 分		判 定 基 準
住 宅	公営住宅	昭和 51 年 12 月 2 日住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」によるものとする。
都市排土	市街地堆積土砂	「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」によるものとする。
医療施設	病 院	医療機関の被害をいう。
水道施設	水 道	水道法による施設の被害をいう。
清掃施設	清掃施設	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による施設の被害をいう。
農林水産物	農 産 物 林 産 物	「農林水産業被害報告取りまとめ要領」によるものとする。
公立文教施設	小中学校施設 高等学校施設	「公立学校施設災害復旧国庫負担事業の事務手続き等について」によるものとする。
私立学校施設	私立(小・中・高)学 校 施 設	「私立学校の被害状況報告について」によるものとする。
商工被害	商 業 工 業	「災害現地調査及び被害報告要領」によるものとする。

災 害 報 告 系 統

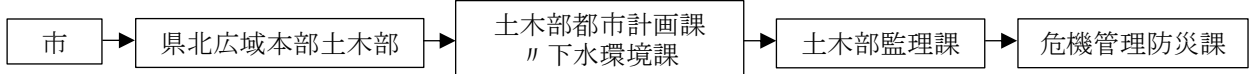
1 災害情報（様式第1号）、被害状況報告（速報・確定）（様式第2号）



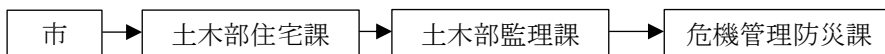
2 公共土木施設（河川、海岸、砂防、道路、橋りょう）関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1項、第2項、規則第2条）



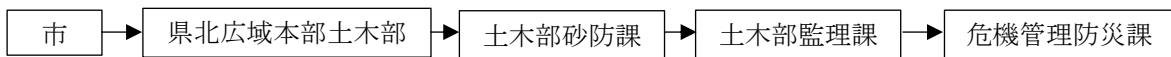
3 都市災害関係被害報告（都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針）



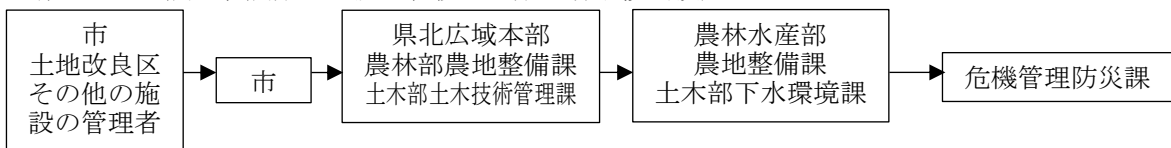
4 住宅（公営）関係被害報告（住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」）



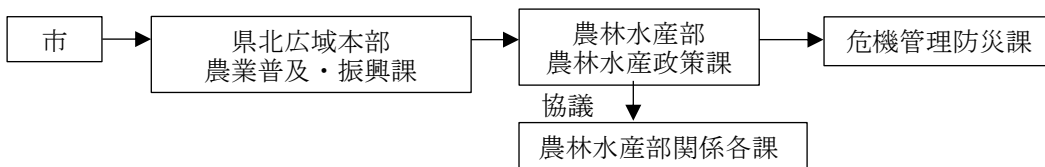
5 土砂災害関係（土石流、地すべり、急傾斜）被害報告（国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」）



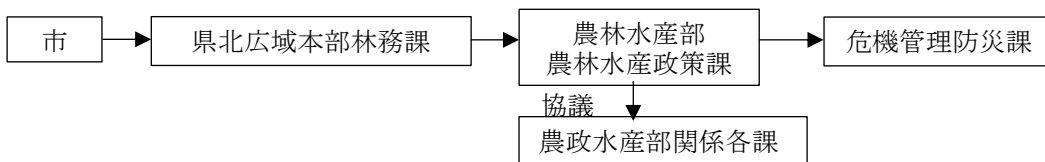
6 農地及び農業用施設関係被害報告（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領）



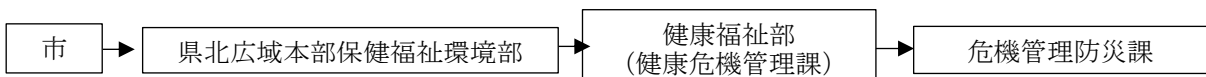
7 農業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領）



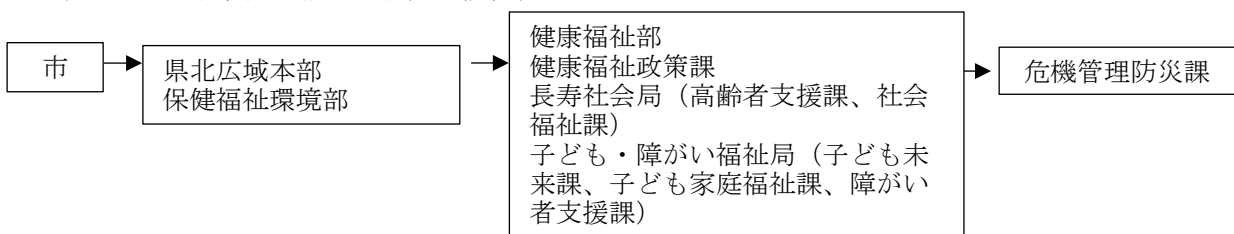
8 林業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第2条）



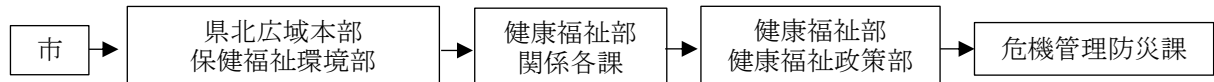
9 災害救助関係被害報告（社会局長通知「災害救助法による救助の実施について」）



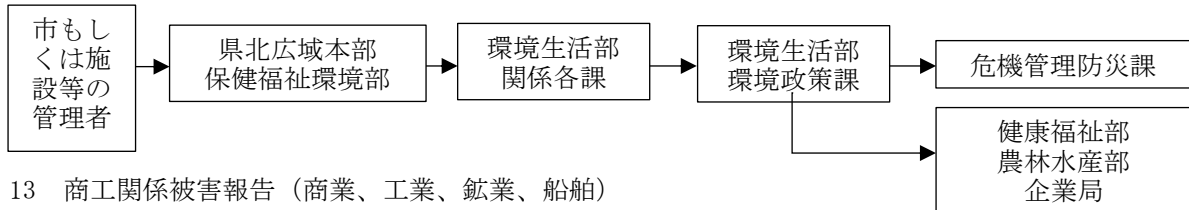
10 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



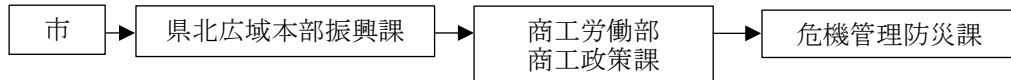
11 衛生関係被害報告（医療機関、火葬場、と畜場、保健センター）



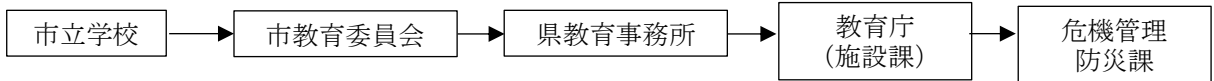
12 環境関係被害報告（水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設）



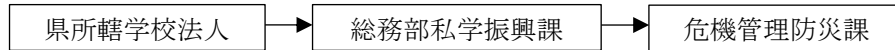
13 商工関係被害報告（商業、工業、鉱業、船舶）



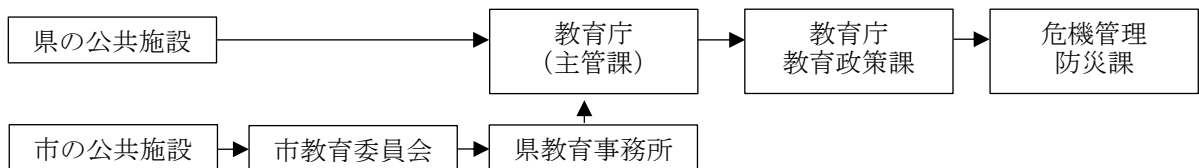
14 公立学校施設関係被害報告（文部省管理局長通知「公立学校施設災害復旧費国庫負担事業の事務等について」）



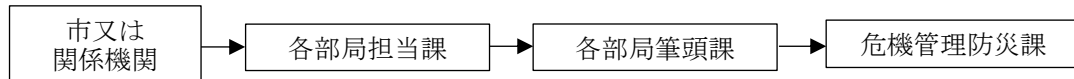
15 私立学校関係被害報告（文部省管理局長通知「私立学校の被害状況報告について」）



16 県（地方機関を含む）、市町村の教育関係公共施設（庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等）に係る被害報告



17 その他の被害報告



様式第 1 号

災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災害発生日時	
災害発生場所			
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月	日 時 分
受 信 事 項			
処 理 事 項			
(注意) 災害状況は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。 1 人的被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等）を起債するとともに、死者・行方不明・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2 住家被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等）を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況 5 住民の被害について、自主避難・避難情報の別、地区名、世帯数、人員、避難場所、避難の原因等について記載すること。			

災害名	
-----	--

市町村名

報告者名:

区 分		市町村名	○市町村	被害報告なし										計	摘 要
1	人的被害	死 者	人											0	
		うち 災害関連死者	人											0	
2		行方不明者	人											0	
3		重傷者	人											0	
4		軽傷者	人											0	
5	分類未確定	人											0		
6	住 家	全 壊	棟											0	
			世帯										0		
8			人										0		
9	半 壊	棟											0		
10		世帯										0			
11		人										0			
12	床上浸水	棟											0		
13		世帯										0			
14		人										0			
15	床下浸水	棟											0		
16		世帯										0			
17		人										0			
18	一部破損	棟											0		
19		世帯										0			
20		人										0			
21	分類未確定	棟											0		
22		世帯										0			
23		人										0			
24	非 住 家	公共建物	棟										0		
25		その他	棟										0		
26		分類未確定	棟										0		
27	り災世帯数	世帯											0		
28	り災者数	人											0		
29	災害警戒本部等設置日時												0		
30	災害警戒本部等廃止日時												0		
31	災害対策本部設置日時												0		
32	災害対策本部廃止日時												0		
33	消防職員出動延人数	人											0		
34	消防団出動延人数	人											0		

各部局別被害報告

様式第3号

熊本県

年 月 日(～ 月 日)の による被害				区 分		件 数		被害額 千円		区 分		件 数		被害額 千円					
第 報				健康福祉部	福祉施設	老人福祉施設		カ所		農林水産部	林業関係係	林道施設		カ所					
令和 年 月 日 時 現在						児童福祉施設		カ所				山地崩壊		カ所					
						心身障害者福祉施設		カ所				林地崩壊防止施設		カ所					
報告者名：				福祉施設	福祉施設	その他の		カ所		土木部	土木部	土石災害		カ所					
区 分		被害				健康福祉部 合計		カ所				林産物（立木）		ha					
						衛生施設		カ所				造林地		ha					
人的被害	被害	死者		人		環境衛生部	環境衛生部	水道施設		カ所		水産部	水産部	海岸		カ所			
		うち 災害関連死者		人				ごみ処理施設		カ所				漁 港		カ所			
		行方不明		人				し尿処理施設		カ所				共同利用施設		カ所			
		重 傷		人				産業廃棄物処理施設		カ所				水産物		カ所			
		軽 傷		人				水質特定施設・排水施設・ 対象事業場		カ所				漁 船		隻			
住家被害	被害	全 壊		棟		生活部	生活部	その他の		カ所		関係係	関係係	養殖施設		カ所			
		半 壊		棟				環境生活部 合計		カ所				漁 場		カ所			
		床上浸水		世帯				商業		件				在庫品		件			
				棟				業		件				その他の		件			
				世帯				業		件				水産関係被害(7)					
		床下浸水		人				船舶（漁船を除く）		件				農林水産部 合計(5)～(7)					
				世帯				その他の		件				河 川 (1)		カ所			
				棟				商工労働部 合計		件				海 建設海岸		カ所			
		一部破損		世帯				観光施設		件				港 湾 海岸		カ所			
				人				その他の		件				岸 計 (2)		カ所			
棟				観光戦略部 合計		件		砂 防 (3)		カ所									
非住家等	被害	公共建物		棟		農林水産部	農林水産部	農作物等		ha		土木部	土木部	地すべり防止施設 (4)		カ所			
		その他の		棟				農樹		体				ha		急傾斜地崩壊防止施設 (5)		カ所	
		り災害世帯数		世帯				農作家畜等		頭羽				道 路 (6)		カ所			
		り災害数		人				在庫品						橋 りょう (7)		カ所			
		災害対策本部設置市町村		団体				その他の						港 湾 (8)		カ所			
		災害警戒本部等設置市町村		団体				小計 (1)						下水道・集落排水 (9)		カ所			
		災害救助法適用市町村		団体				農業施設		カ所				その他の (10)		カ所			
		消防職員出動延人数		人				農舎・農舎		カ所				小計 (11)＝(1)～(10)		カ所			
		消防団員出動延人数		人				その他の		カ所				都市施設		カ所			
		備考						観光戦略部		件				その他の		カ所		公 営 住宅 (13)	
農地						ha		小計 (12)		カ所		その他の (14)							
畑						ha		土木部 合計 (11)～(14)				国土部 合計 (11)～(14)		カ所					
				農業用地		カ所		交通止		カ所		交通止		カ所					
				海岸施設		カ所		交通止		カ所		交通止		カ所					
				小計 (4)		カ所		農業関係被害(5) 合計(1)～(4)				被害総額							

◎総務部、企画振興部の被害報告については、その他の被害欄に記入すること。

住 民 避 難 等 報 告

市町村名・担当者名		
報告日・時間		

地区名	種別	原因	避難所名 避難場所名	世帯数	人数	左のうち 車中避難者数	避難者名簿 作成の有無	避難指示等日時		帰宅、解除等日時	

- ・種別欄には、緊急安全確保（緊急）、避難指示（指示）、高齢者等避難（高齢者）、自主避難（自主）のいずれかを記載すること。
- ・世帯数、人数の欄には、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令した人数ではなく、報告時点の実質避難者数を記載すること。
- ・解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載するものとする。
- ・避難者名簿作成の有無については、ドロップダウンリストから○作成済み、△作成中、×未作成のいずれかを選んで回答すること。

災 害 年 報

様式第5号
合 志 市

地域振興局

発生年月日			災害名								計
区分											
人的被害	死者	人									
		う ち 災害関連死者	人								
	行方不明者		人								
	負傷者	重 傷	人								
		軽 傷	人								
住家被害	全 壊	棟									
		世帯									
		人									
	半 壊	棟									
		世帯									
		人									
	一 部 破 損	棟									
		世帯									
		人									
	床 上 浸 水	棟									
		世帯									
		人									
	床 下 浸 水	棟									
		世帯									
		人									
非住家	公共建物	棟									
	そ の 他	棟									
その他の被害	田	流失・埋没	ha								
		冠 水	ha								
	畑	流失・埋没	ha								
		冠 水	ha								
	学 校	箇所									
	病 院	箇所									
	道 路	箇所									
	橋 り よ う	箇所									
	河 川	箇所									
	港 湾	箇所									
	砂 防	箇所									
	清 掃 施 設	箇所									
	崖 く ず れ	箇所									
	鉄 道 不 通	箇所									
	被 害 船 舶	隻									
水 道	戸										

災害名 発生年月日								計
区分								
その他	電 話	回線						
	電 気	戸						
	ガ ス	戸						
	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建 物	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
り 災 世 帯 数		世帯						
り 災 者 数		人						
公 立 文 教 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
農 林 水 産 業 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
公 共 土 木 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()
小 計		千円	()	()	()	()	()	()
公共施設被害市町村数		団体						
その他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他		千円						
被 害 総 額		千円						
都 道 府 県 災害対策本部	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

第8節 広報計画（市長公室）

市内の災害時における情報及び被害状況等を、関係機関並びに住民に周知徹底し、被害の軽減と2次災害防止の呼びかけ等を行い、住民の心の安定を図るものとする。また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りし、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1. 広報担当

- (1) 災害の総合的な広報は、市長公室長（災害対策本部設置時は広報班）が担当する。
- (2) 企画課（広報班）以外の各課（班）は広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、企画課（広報班）に提出する。
- (3) 広報班は、班員を現地に派遣し、広報写真、状況の把握等の災害現地の情報収集に努める。
- (4) 広報班は、とりまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

2. 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

(1) 報道機関による広報

災害関係の予警報をはじめ、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に定期的に発表し、迅速・的確な報道について協力を得る。

(2) 広報車、防災行政無線、広報紙、ホームページ、データ放送、携帯電話メールサービス等による広報

市は、市民に周知徹底を図るため、広報車、防災行政無線、広報紙、ホームページ、SNS、データ放送、携帯電話メールサービス等により迅速かつ正確な広報を行う。

この際、広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人及び児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

3. 広報事項は、おおむね次のとおりとする。

災害発表（合志市災害対策本部）

		年	月	日	時	分
①	気象情報	⑦	交通機関の運行状況			
②	災害情報	⑧	避難状況			
③	被害状況	⑨	災害復旧状況			
④	市の防災体制（態様）	⑩	被災者支援に関する情報等			
⑤	停電状況	⑪	被災者支援業務に関する問合せ先			
⑥	断水状況	⑫	その他			

4. 災害情報等の多重化及び多様化

(1) 伝達手段の多重化及び多様化

市は、市民、要配慮者利用施設や企業等の施設管理者等及び公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ（Lアラート）、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、等を用いた伝達手段の多重化及び多様化を図るとともに、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築を図るものとする。

(2) インターネットの活用

県からの情報を被災地に提供、または、被災地からの情報を入手する手段としてインターネットを活用する。

ア 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として市ホームページ等を活用し、タイムリーかつスピーディな情報提供を行うものとする。

イ 被災地（指定避難所を含む。以下、「被災地等」という。）からの情報の収集伝達

被災地等からの情報を把握するための情報収集及び伝達手段として、一部の指定避難所に W i - F i 環境を整備し、インターネット、SNS等のデータを活用する。なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用の検討を行う。

5. 安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表に係る業務

当面の間、「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表に係る業務確認書（チェックリスト）」危防第628号令和7年（2025年）4月22日に基づき業務を実施する。 資料編P129 参照

6. 報道機関への対応

大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置（連絡調整班：秘書政策課）及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第9節 消防計画（安全安心課）

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

1. 実施機関

消防の管理は、市長が行う。

2. 消防計画

(1) 目的

消防は、その施設及び人員を活用し、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を排除し、これらの災害による被害を軽減することをもって、活動の目的とする。

(2) 災害時における危険物の保安

市は、保安についての適切な処置をとるとともに、県危機管理防災課に状況を速報して指示を求める。

(3) 市は、大規模な火災が発生し、又は大規模となるおそれのある場合は、知事に対して防災消防ヘリコプターによる空中消火活動、資機材、消火剤等の輸送及び要員の派遣を要求する。

(4) 相互応援協定

市長は、熊本県消防相互応援協定書（平成27年4月1日施行）の円滑な実施を図るため、近隣市町村との連携を図り消防出動体制の確立を図る。

3. 活動

(1) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

警察機関、道路管理者、国〔海上保安庁〕及び災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。

4. 消防広域応援計画（県内の応援体制）

県は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき、消防機関相互の連携をはじめ総合的な応援体制の確立を図り、市は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。

5. 緊急消防援助隊要請計画

(1) 緊急消防援助隊の出動要請

ア 市長は、災害の状況及び市内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときには、速やかに、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

イ 市長は、緊急消防援助隊の要請を行った場合は、菊池広域連合消防長へ連絡する。

(2) 合志市緊急消防援助隊調整本部

ア 市長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、合志市での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて合志市緊急消防援助隊調整本部を設置する。

イ 緊急消防援助隊調整本部の構成員は、市長又はその委任を受けたもの、合志市派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員又は県内広域応援消防隊の代表とし、市長又はその委任を受けた者を本部長とする。この場合、当該調整本部は、消防庁、後方支援本部と連携し、次の事項をつかさどるものとする。

(ア) 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること

(イ) 関係機関との連絡調整に関すること

(ウ) 各種情報の集約・整理に関すること

(エ) 緊急消防援助隊の後方支援に関すること

(オ) その他必要な事項に関すること

6. 熊本県応援等調整本部への派遣

合志市を含む複数の市町村が被災を受け、熊本県緊急消防援助隊調整本部が設置された場合は市長が指定する職員を熊本県へ派遣する。

第10節 避難計画（安全安心課・各部局）

災害のため危険な状態にある市民に対して避難情報、伝達、誘導等を実施し、住民の生命及び身体を災害から保護し、市民の心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

1. 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難情報の実施責任者は次のとおりである。

区 分	災害の種別	実 施 責 任 者
高齢者等避難	全 災 害	市長
避難指示	全 災 害	市長（災害対策基本法第 60 条） 警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職執行法第 4 条） 海上保安官（災害対策基本法第 61 条） 災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）
	洪 水 災 害	知事又はその命を受けた職員（水防法第 22 条） 水防管理者（水防法第 29 条）
	地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員（地すべり防止法第 25 条）

2. 避難指示等の内容

避難指示等を発する場合、次の内容を明示して行う。

なお、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように 5 段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

資料編 P 161 参照

(1) 要避難対象地域

(2) 避難先

- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項

3. 住民への伝達方法

避難情報の伝達は、最も迅速・的確に市民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

- (1) 避難指示を発したときは、時機を失することなく、サイレン、防災行政無線、広報車、SNS、ホームページ、携帯電話メールサービス等、多様な情報伝達ツールを積極的に活用して迅速に地域住民に対し、周知できるとく災害時における迅速かつ確実な情報伝達体制の構築を推進する。
- (2) 市は放送による避難に関する伝達の必要を認めた場合は、県に放送要請の依頼を行い、放送機関に対し、放送を要請する。

4. 避難指示等の基準

- (1) 避難情報発令基準設定の基本的な考え方

ア 避難情報を発令する対象災害の確認

過去の災害や今後発生が想定される災害を見積もり、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害、中小河川の氾濫など、複数の災害リスクに対して警戒する必要がある。

また、避難情報の発令は、市民等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（災対法第60条第1項）」であり、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。

イ 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある市民等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令するため、①「防災気象情報の切迫度の高まり」②「災害リスクのある区域等」の両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、これが「発令対象区域を絞り込む」ことであり、地域の災害リスクについて把握し、絞り込みの参考とする。

市民等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、地区の単位は「行政区単位」又は「校区単位」とする。

ウ 発令タイミングの設定

市は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）を適時適切に適当な対象地域に発令できるよう、発令の判断基準を定め、避難指示等の発令及び伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どの対象区域の住民に対して避難情報を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和8年3月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、体制の構築に努める。ただし、過度に高頻度な避難情報の発令は、情報の軽視につながるものが懸念されるため、少なくとも過去数年間程度の実例に則して発令頻度がどの程度になるか確認し、現実的に運用できるか検討することが重要である。特に、令和7年8月豪雨において避難所開設判断に各市町村で差が生じるとともに、多くの市町村において線状降水帯発生予測情報への対応ルール未策定という課題が浮き彫りになったため、これらの課題を踏まえた体制整備に努め、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうかの確認に努める。

また、避難指示又は緊急安全確保を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口及び連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹

底するなど、必要な準備を整える。

資料編 P 164 参照

警戒レベル 3 高齢者等避難及び警戒レベル 4 避難指示の発令にあたっては、発令後に高齢者等や市民等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう、立退き避難対象者のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令する。

警戒レベル 5 緊急安全確保は、立退き避難から行動変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保し、少しでも安全な場所への移動等を直ちに呼びかけるものである。発令を判断する際に参考とする情報としては、洪水等による氾濫が迫っている又は氾濫が発生している場合に、河川管理者からプッシュ型で提供される「通報」をもとにして県知事から通知される「レベル 5 氾濫発生情報」や、災害発生の蓋然性が著しく大きい場合に市町村毎に地方気象台等から発表される気象特別警報がある。「レベル 5 氾濫発生情報」は、河川管理者が目視やカメラ画像、水位情報等から得た特に確度の高い情報をもとにしたものであり、この情報を確認した場合は、躊躇なく適切な範囲に緊急安全確保を発令することを基本とするが、必ずしも提供される情報ではないことから、状況に応じて気象特別警報等を判断材料に、発令対象区域を適切に絞り込み緊急安全確保を発令する。

しかしながら、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。

また、早期に市民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、深夜に大雨等が予想される場合は、極力、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を市民に呼び掛ける。

市長が避難情報を発令するタイミングを判断する際には、以下の情報等を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断することとなる。

(ア) 防災気象情報

- (イ) 日没や暴風が吹き始める時刻
- (ロ) ダム、堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報
- (エ) 自主防災組織や水防団等の現地からの情報
- (オ) 河川事務所・ダム事務所・気象台等からの情報提供（ホットライン）

なお、夜間時の大雨等により事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル 3 高齢者等避難、警戒レベル 4 避難指示、警戒レベル 5 緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切に発令し、たとえ指定緊急避難場所等が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であっても、適切なタイミングで避難情報を発信する。

また、想定していない事態が発生した場合であっても、市民等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努める。

(2) 洪水等

ア 発令対象

- (ア) 水位周知河川（堀川）
増水及び氾濫
- (イ) その他の河川（上生川、塩浸川及び日向川）

氾濫が発生、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼす恐れがあると判明した場合

- (ロ) 水路、下水道等

下水道の排水能力を超える降雨や、流入先の河川の水位上昇による逆流等により浸水

が発生する場合がほとんどであるが、当該浸水が居住者等の命に危険を及ぼすと考えられる場合のみ発令

避難情報の発令基準については、レベル4大雨危険警報や、雨量情報、浸水キキクル等を参考に設定する。

ただし、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令する。

イ 発令対象区域の設定

洪水ハザードマップや浸水想定区域を基本として設定するも、実際の発令にあたっては、河川状況や氾濫におそれがある地点等の諸条件に応じて区域を設定する。

ウ 発令基準の設定

(ア) 水位周知河川（堀川）

比較的流域面積が狭いため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

a 【警戒レベル3】高齢者等避難

確認情報及び計測情報

- (a) 避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定されているため、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。

なお、水位上昇速度が速く氾濫警戒情報が発表されない場合もあることに留意

- (b) 河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合、遊水池等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4ないしレベル5として発表することも考えられる。
- (c) 坪井川の水位上昇により、堀川に逆流して坪井川との合流点付近から氾濫する場合、坪井川の影響により流れが悪くなった堀川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。
- (d) 坪井川の水位上昇により、流入する堀川の排水機場が運転停止になった場合には、堀川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに坪井川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。
- ##### b 【警戒レベル4】避難指示
- 確認情報及び計測情報
- (a) 流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあり、警戒レベル3高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル4避難指示を発令する場合がある。
- (b) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。
- (c) 河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合、遊水池等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表することも考えられる。
- (d) 坪井川の水位上昇により、堀川に逆流して坪井川との合流点付近から氾濫する場

合、坪井川の影響により流れが悪くなった堀川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。

- (e) 坪井川の水位上昇により、流入する堀川の排水機場が運転停止になった場合には、堀川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに坪井川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。

c 【警戒レベル5】緊急安全確保

レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫または発生し、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定及び予測情報の活用も検討する。

(a) 確認情報

- ① 河川管理者による通報をもとにした県知事からのレベル5 氾濫発生情報や水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水の発生を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるので、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ② 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透、侵食等も考えられる。このため、堤防に漏水が発見された場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。
- ③ SNSや一般からの連絡で氾濫発生 の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。

(b) 計測情報

- ① 河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながるものが想定されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5 水位）に到達した場合を警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。また、氾濫発生水位（レベル5 水位）に到達した場合、河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等のレベル5 氾濫発生情報が通知される。
- ② 河川事務所等の助言を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル5 水位）に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することを妨げるものではない。このような切迫した状況では、適時の助言を受けられるとは限らないことから、平時に明確な発令基準を定め、緊急時において発令判断を行うことができるようにしておくことが重要である。
- ③ 坪井川の水位上昇により、堀川に逆流して坪井川との合流点付近から氾濫する場合、坪井川の影響により流れが悪くなった堀川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。
- ④ 坪井川の水位上昇により、流入する堀川の排水機場が運転停止になった場合には、堀川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに坪井川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。

(i) その他河川（上生川、塩浸川及び日向川）

その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、早い段階から台風情報や気象警報等、予測

情報を活用して防災体制及び水防体制を整えておくことが重要である。

a 【警戒レベル3】高齢者等避難

(a) 確認及び計測情報

- ① その他河川は、洪水予報河川とは異なり、高齢者等の避難に要する時間等を考慮した避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。基準水位として、氾濫注意水位（警戒水位）（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。
- ② 河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合や湧水池等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4ないし5として発表することも考えられる。
- ③ 合志川の水位上昇により、各川に逆流して合志川との合流点付近から氾濫する場合、合志川の影響により流れが悪くなった各川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。
- ④ 合志川の水位上昇により、流入する各川の排水機場が運転停止になった場合には、各川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに合志川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。

(b) 推定及び予測情報

- ① 水位を観測していない河川においては、洪水キキクル（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。
- ② 気象庁ホームページの「時系列情報」等を参考に、台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が予想される場合は、洪水予報河川、水位周知河川と同様に、発令の判断材料とする。また、時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想される時間帯についても留意する。

b 【警戒レベル4】避難指示

(a) 確認及び計測情報

- ① その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、居住者等の避難に要する時間を考慮した氾濫危険水位（レベル4水位）が設定されていないため、氾濫危険水位（レベル4水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、あらかじめ基準となる水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令することも考えられる。
- ② 合志川の水位上昇により、各川に逆流して合志川との合流点付近から氾濫する場合、合志川の影響により流れが悪くなった各川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。
- ③ 合志川の水位上昇により、流入する各川の排水機場が運転停止になった場合には、各川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。

(b) 推定及び予測情報

- ① 水位を観測していないその他河川等については、現地情報を活用した上で、洪水キキクル（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の発令の参考とすることが考えられる。
- ② 気象庁ホームページの「時系列情報」等を参考に、台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が予想されている場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間から明け方になって発令基準[44.1]に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
- ③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。また、時系列情報において、暴風の「警戒」となる時間帯についても留意する。

c 【警戒レベル5】緊急安全確保

レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。

(a) 確認情報

- ① 河川管理者による通報をもとにした県知事等からのレベル5氾濫発生情報や水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水の発生を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるので、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ② 遊水池等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該その他河川からの排水ができなくなり氾濫のおそれが急激に高まるため、発令対象区域は合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする
- ③ SNSや一般からの連絡で氾濫発生 の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。

(b) 計測情報

- ① 河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながるものが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。危機管理型水位計が設置されている場合は、設置されている箇所での氾濫開始水位への到達状況を確認することができる。
- ② 合志川の水位上昇により、支川に逆流して合志川との合流点付近から氾濫する場合、合志川の影響により流れが悪くなった支川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。
- ③ 合志川の水位上昇により、流入する支川の排水機場が運転停止になった場合には、支川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は

氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。

(c) 推定及び予測情報

レベル5大雨特別警報の発表があった場合や、合志川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。ただし、洪水キキクルは、災害の危険度を推計したものであり、河川水位を直接予測したものではないため、地域の状況などの情報を可能な範囲で取得し、発令を検討することが望ましい。（※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）

(ウ) 水路・下水道等

水路、下水道等については、下水道の排水能力を超える降雨や流入先の河川の水位の上昇によってポンプ場の運転が停止、又は機能が低下することで浸水が発生する場合はほとんどであるが、当該浸水が居住者等の命に危険を及ぼすと考えられる場合には、避難情報を発令する。

なお、事前検討の結果、当該浸水が居住者等に命の危険を及ぼさないと考えられる場合は、基本的に避難情報の発令対象としない。ただし、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令する。B q 7 c 3 y z q

a 避難情報の発令対象としない水路、下水道等の条件

(a) 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居住者等に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合

(b) 氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合

(c) 地下施設や空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者、利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合

b 確認及び計測情報

重大な被害が生じることが想定される場合や命を脅かすおそれがある浸水が発生したことを把握した場合等は、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。下水道管理者による「通報」により浸水の発生やその可能性を把握し、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があると考えられる場合には、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

c 推定及び予測情報

(a) 水路、下水道等は、流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇または下降する場合が多い。加えて、市街地に面的に整備されており、総延長も長く、大部分が暗渠となっていることから、巡視等により状況を把握することが現実的に困難な場合がほとんどである。このため、発令に際し、水路、下水道等の氾濫を避難情報の発令の対象とする場合は、レベル4大雨危険警報や、雨量情報、浸水キキクル等を参考に避難情報の発令基準を設定することとし、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料は、レベル3大雨警報や、雨量情報、浸水キキクル等を参考にする。

(b) 氾濫型の内水氾濫について、対象区域（雨水出水浸水想定区域や内水氾濫想定区域等）に浸水キキクルで複数メッシュ（紫）が出現した場合に、レベル4大雨危険警報が気象庁より発表され、内水氾濫における避難情報は「命の危険を及ぼす場合」に発令するものであり、市は命の危険を及ぼす浸水が想定される区域を適切に把握しておく必要がある。

(c) レベル4大雨危険警報が発表される際は、市内において複数危険な箇所が発生している状況が想定されることから、浸水キキクルを参考とし、対象地域を適切に絞り込んだ上で、命の危険を及ぼす場合と判断される場合は躊躇なく避難情報を発令

する。

- (d) レベル5大雨特別警報の発表があった場合や、重大な被害が生じることが想定される場合等は、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

(3) 土砂災害

ア 発令対象の災害

事前に発令基準を設定する土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。

火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報が判断・伝達されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから、基本的に対象としていない。ただし、深層崩壊のおそれが高い溪流等においては降雨の状況等に応じ、避難情報の範囲を広げることを検討する必要がある。

なお、地滑りについて、危険性が高まっていると判断された場合には、国や都道府県等が個別箇所ごとに実施する移動量等の監視、観測等の調査結果等又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報に基づき、市が避難指示等の発令の判断をする等対応することが原則である。

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。状況に応じ、周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市の面積（広さ）、地形、地域の実情等に応じ、市をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。

地域分割の設定については、情報の受け手である市民者、施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

各地域には複数（場合によっては単数もあり得る）の土砂災害警戒区域等が含まれることとなり、避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の市民等が立退き避難の対象となる。

ウ 発令基準の設定

(ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難

- a レベル3土砂災害警報（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）は、高齢者等の避難行動に要する時間を確保するために1時間後（予測精度に応じて、4～6時間先の予測値により発表する場合もある）にレベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の基準に到達すると予想されたときに発表される。土砂災害の危険度分布のうち、一つの格子でも警戒レベル3相当の状態になり、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。

ただし、積乱雲が急速に発達する場合など予想が難しい状況では、レベル3土砂災害警報が発表されずにレベル4土砂災害危険警報が発表となることが想定されるため、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。

- b 土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮し、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- c 台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が予想される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、気象庁ホームページの時系列情報における「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想される時間帯、「今後の雨」、気象解説

情報も勘案することが必要である。

- d 発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において警戒レベル 3 相当のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル 3 高齢者等避難の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル 3 高齢者等避難を発令する。一方、4 時間以上のリードタイムを確保してレベル 3 土砂災害警報が発表された場合、土砂災害の危険度分布において警戒レベル 3 相当の格子が出現していない段階で、警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要なことも想定される。このような場合には、土砂災害の危険度分布における警戒レベル 2 相当の格子と重なる土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル 3 高齢者等避難を発令することや、場合によっては市町村全域の土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル 3 高齢者等避難を発令することが考えられる。

(イ) 【警戒レベル 4】避難指示

- a レベル 4 土砂災害危険警報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、レベル 4 土砂災害危険警報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル 4 避難指示を発令することを基本とする。
- b 土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも警戒レベル 4 相当の状態になり、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、警戒レベル 4 避難指示を発令する。
- c 台風等の接近により、気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の警戒レベル 4 相当以上（避難指示を発令するような状況）が予想されている場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル 4 避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示の発令の判断材料とする。
- d 強い降雨を伴う台風等の接近または通過に伴い暴風になると、立退き避難が困難となる。そのため、気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」及び土砂災害の「危険」以上（警戒レベル 4 相当以上）が予想されている場合は、レベル 4 土砂災害危険警報の発表を待たず、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに警戒レベル 4 避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後 3 時間後には暴風となるおそれがある）。
- e 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル 4 避難指示の対象区域とする必要がある。
- f SNS や一般からの連絡で前兆現象の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。

また、土砂災害の前兆現象を発見した場合は、直ちに身の安全を確保する行動をとることが避難行動の特徴の 1 つであることに留意する必要がある。

- g 発令対象区域の絞り込みは、土砂災害の危険度分布において警戒レベル 4 相当の格子が出現し、その格子が土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル 4 避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル 4 避難指示を発令する。一方、レベル 4 土砂災害危険警報が発表されるよりも前に警戒レベル 4 避難指示を発令する場合など、土砂災害の危険度分布において警戒レベル 4 相当の格子が出現していない段階で、警戒レベル 4 避難指示の発令が必要なことも想定される。このような場合には、土砂災害の危険度分布における警戒レベル 2 相当の格

子と重なる土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル4避難指示を発令することや、場合によっては市町村全域の土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。

(ウ) 【警戒レベル5】緊急安全確保

- a 警戒レベル5緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
- b レベル5土砂災害特別警報（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、レベル5土砂災害特別警報（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において警戒レベル5相当の格子が出現し、その格子が土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。
- c 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。
- d SNS や一般からの連絡で土砂災害発生の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。

また、土砂災害は突発的に発生することが多く、発生してから避難することは困難であることに留意する必要がある。

避難情報等の判断基準及び伝達について

資料編P161 参照

5. 避難指示

避難指示の準備は、災害の種類及び地域性等により異なるが、おおむね基準は次のとおりとする。

(1) 避難指示の基準

ア 洪水の場合

- (ア) 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- (イ) 避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、レベル4大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現したとき
- (ウ) 堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき
- (エ) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）

イ 土砂災害の場合

- (ア) レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合
- (イ) 土砂災害の危険度分布で警戒レベル4相当となった場合
- (ウ) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間か

ら夜明けに接近又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

- (エ) 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近又は通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

- (オ) 土砂災害の兆候現象（山鳴り、湧き水や地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

ウ 暴風の場合

数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合で、短時間後に災害が起こることが予想され、生命、身体に危険が近まってきたとき、暴風域に入る前（特別警報：中心気圧 930hpa 以下）、中心付近の最大風速 50 m/s 以上

(2) 避難誘導方法

誘導方法は、災害という特殊条件のもとに行われるものであるから、責任者は安全、かつ迅速に実施する。

なお、深夜の突発的な豪雨や落雷など、指定された避難所への誘導が危険な場合は、「避難が困難な場合は、自宅内外のより安全な場所に逃げてください。」などの表現等で、安全な場所への避難を促す。

(3) 避難行動要支援者に関する避難情報及び避難の誘導

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、避難誘導にあたっては次の事項に留意する。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定

イ 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。

ウ 市民に対し、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。

(4) 徒歩帰宅者に対する支援

市は、コンビニ、小売業関係団体等と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進する。

6. 指定緊急避難場所及び指定避難所

(1) 指定緊急避難場所

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。（別表1）

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。（別表2-1）

また、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、安全安心課と健康ほけん課が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、宿泊施設、受け入れ病院等の活用等を含めて検討するよう努める。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定

市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、各種感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が

切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(4) 避難場所の見直し

大規模災害時は被災者が避難生活を送るための指定避難所が不足することを鑑み、適時、指定避難所の見直しを行い、見直しにあたっては、指定緊急避難場所と同様に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、管理者の同意を得る。

(5) 避難場所の兼務

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。市は、指定緊急避難場所等について、住民への周知徹底を図るものとする。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

(6) 関係者との調整

避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住等の関係者と調整を図る。

(7) 市民への周知

指定緊急避難場所及び指定避難所については、案内標識誘導を設置し、平素から防災訓練等を実施することなどにより市民に周知を図り、速やかな避難ができる体制整備しておく。避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努め、さらに、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた耐震化を順次進めるものとし、市は、施設管理者に対してこれを要請する。

(8) 避難経路

市は、市民に対し、大規模災害に備え、日頃の生活の中及び防災訓練等を通じて指定緊急避難場所及び指定避難所までの安全な避難経路の確認及び把握するように周知に努める。

(9) 指定避難所の設置期間

避難所開設の期間は、原則として最大限7日以内であるが、市は被害状況、仮設住宅の建設状況等を勘案のうえ、県と協議して定める。

(10) 指定避難所の設置

ア 市長は、指定避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、広域避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

イ 市は、指定避難所の指定にあたり、施設の現状や整備計画等を勘案のうえ、地域の実情に応じ、通信設備等の整備、食料及び物資の備蓄等の計画的な実施に努める。

ウ 指定避難所となる施設の管理者は、障がい者等の避難行動要支援者に配慮した施設の整備に心がけることとする。また、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努める。

(11) 指定避難所の運営

ア 市は、あらかじめ指定避難所ごとの担当職員を定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自治会、町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPO、ボランティア等（以下「自主防災組織等」という。）とも連携し、円滑な運営に努める。

イ 市は、指定避難所等の運営における男女共同参画や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方及び性的少数者の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。特に乳幼児のいる世帯用エリア、女性だけの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品及び女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備（性暴力及びDV防止）や防犯ブ

ザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置や利用しやすい相談体制の構築など、女性や子育て家庭、こども、若者等のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行う。

ウ 自主防災組織等は、指定避難所の運営に対して市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

エ 市は、指定避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にすることに努める。

オ 市は、ボランティア活動について、ボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、指定避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

カ 市は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊出し等を行う。

また、直ちに次の事項を県に報告し、国との情報共有を図る。

(ア) 避難所開設の日時及び場所

(イ) 箇所数及び収容人員

(ウ) 開設予定期間

(エ) 当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D

キ 市は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所内警備及びパトロール隊等による巡回活動を実施する。

ク 市は、保健や衛生面はもとより避難生活の状況によっては文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるように努める。

ケ 市は、指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力やDVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

コ 市は、避難所等における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努める。特に、感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とまらない環境の確保に留意するとともに、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防及びまん延防止のための対策を行う。

サ 市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じ、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ及び寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

シ 市は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

なお、県は、市からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

ス 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

セ 避難所運営マニュアルの作成等

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努め、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(12) 避難所の環境整備等

市は、指定避難所となる施設について、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常用電源、ガス設備、防災行政無線、衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等）を設置及び整備に努める。また、プライバシーの確保など、避難生活の環境改善のための備品等（パーティション、段ボールベッド、仮設トイレ等）や避難行動要支援者に配慮した備品等（車椅子、ストレッチャー、医療器具等）の被災時のみに使用する備品等については、あらかじめ導入計画を策定するものとする。また、必要に応じ、井戸、給水タンク、空調設備、照明、洋式トイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。さらに、停電時においても、施設及び設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性及びこどもにも配慮し、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

さらに、発災後にトイレ・キッチン・ベッド（TKB）関係資機材を迅速かつ効果的に活用できるように、企業や協定団体との協定締結を進めるなど、避難所の環境改善に努める。

7. 指定避難所以外の避難体制

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設及び場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておく。

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に

応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置する等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(1) 地区集会所、公民館及びコミュニティセンター

一時あるいは短期避難所として、地区集会所、公民館、コミュニティセンター等の地域施設の利用を推進する。指定避難所ではなく、地区住民の一時避難場所としての整備を推進するものとする。特に地区集会所、公民館、コミュニティセンター等の耐震化等の整備を併せて推進することとする。

また、避難所開設時の市との連絡体制を構築し、連絡が密に取れるように体制づくりに努める。

(2) 国及び県有施設並びに民間施設の活用

大規模災害時は、避難所が不足するおそれがあるので、国及び県の施設並びに民間施設が活用できるように、災害協定等の締結に努め、不測の事態に備えるものとする。

(3) 車中泊に適した避難場所

大規模災害時は、指定避難所等が不足することが予想されるために、車中泊に適した避難場所を次のとおり指定し、整備等を図るものとする。主にトイレ、水道及びナイター設備があるグラウンド等を指定することとする。この場合、住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。候補地については次の施設とし、整備していく。整備については、施設管理者の同意を得るものとする。

資料編 P 158 参照

ア 中央運動公園グラウンド

イ 合生グラウンド

ウ 栄グラウンド

エ 黒石防災拠点センター駐車場

オ 元気の森公園(大雨時は使用不可)

カ 合志地区防災広場

キ 野々島防災拠点センター駐車場

ク 株式会社アンビー熊本及び株式会社ニシムタの駐車場

(4) 車中泊避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応

ア 市は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携し、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

イ 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会、町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、巡回相談の実施等保健医療情報の提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努める。

ウ 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

エ 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じた物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(5) ペット同行避難

大規模災害時は、ペット同行避難者のペットの飼育場所の確保が必要になるため、指定避難所を指定し、ペット飼育のできる環境づくりに努める。指定避難所については、合志市役所防災拠点センターとし、ペット飼育場所については合志地区防災広場として、ペット飼育場所の整備に努めるとともに獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

また、各避難所において軒下（車中含む）等、人の居住スペースと分離してペット飼育場所を確保できる時は、臨時的に設置を行う。ペット飼育場所においては、原則、ケージまたは係留用ロープを使用し、飼い主が責任をもって管理する。

8. 福祉避難所の整備等

市は、福祉避難所となる施設について、社会福祉法人等との福祉避難所の協定を締結し、大規模災害時に福祉避難所の開設及び運用ができるように環境整備に努める。

また、平時から福祉避難所開設及び運営のための連携をとり、非常時の場合、円滑に連絡がとれるように連絡体制の整備を図る。

さらに、プライバシーの確保など、避難生活の環境改善のための備品等（パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ）や避難行動要支援者に配慮した備品等（車椅子やストレッチャー、医療器具等）の被災時のみに使用する備品等については、協定締結先と連携をとり、設備の整備に努めるものとする。

福祉避難所を指定福祉避難所と福祉避難所（協定施設）に区分

指定福祉避難所は、大規模な災害あるいは停電が発生又は発生が予想され、市が災害対策本部を設置し、開設を決定した時に開設する施設（別表２－２）

福祉避難所（協定施設）は、災害が発生又は災害発生が予想され、市が災害対策本部を設置し、応急対応として福祉避難所の開設を決定し、開設に同意した施設（別表３）

受入れ対象者は、指定福祉避難所は、市の避難行動要支援者名簿に登録され、かつ、事前登録している常時電源が必要な方及び家族又は支援者であり、福祉避難所（協定施設）は、市の避難行動要支援者名簿に登録され、指定避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人及び介護者が対象である。

9. 就学前のこどもたちの避難等

市は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園、保育所等の施設と市及び市と県の間において、施設相互間の連絡及び連携体制の構築に努めるものとする。

10. 外国人に対する対策

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、外国人にも十分配慮する。

11. 避難所における男女共同参画の推進

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組

む。また、平時及び災害時における総務課（男女共同参画班）が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。

12. 避難の受入れ

市は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

また、車両の滞留状況や解放の見直し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

13. 防火対象物等における避難対策

学校、病院、工場、事業所、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入する施設として災害時の避難訓練を十分講じておくものとする。

14. 合志市立学校における避難対策

学校においては、各校の地勢及び施設及び生徒、児童数等の実施に応じたマニュアルを作成するとともに職員に周知させ災害発生時には、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 実施方法

ア 教育長は、災害の種別の程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

イ 校長は、教育長の指示又は自ら判断した状況を考慮のうえ緊急を要する場合は、速やかに、児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。

ウ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は、状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

(2) 実施要領

ア 教育長の避難の指示連絡は、市長等の指示によるほか、児童生徒の安全を最優先とし、速やかに実施するものとする。

イ 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期、場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次実施するものとする。

ウ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

エ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、関係部署と連携し、児童生徒の安全確保、生活環境の整備及び心身の健康への配慮を行う。

オ 校長は、災害の種別、状況等を想定し、その種別及び状況に適合した避難場所並びに集団避難の方法、特に順序、経路等をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 留意事項

ア 教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速、かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

イ 校長は、次の事項について計画し、集団避難を安全、迅速かつ的確に行うためマニュアルを整備し、常に児童生徒の安全性が確保できるよう適宜見直しを行うこととする。

(ア) 災害の種別に応じた避難情報等の伝達方法

(イ) 緊急避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 校舎及び高層建築の校舎については、特に平素から非常口等を確認するとともに、緊急時に使用できるように整備しておくものとする。

エ 災害が校内又は学校付近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報するとともに

職員及び児童生徒に対し、必要な指示を行うものとする。

オ 災害発生時、児童生徒が在籍していた場合は、学校における安全確保を基本とし、保護者への引き渡しを行う。児童生徒の帰宅については、災害の状況や安全性を踏まえ、学校長が判断するものとする。

カ 児童生徒の登下校時に発災した場合に備え、市教育委員会等関係機関と連携の上、定期的に校区内における危険個所の把握を行う。

キ 児童生徒が家庭にいる場合の臨時休校の通告、連絡等の方法を、児童生徒及び保護者に周知徹底しておくものとする。

ク 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、年1回以上実施するものとする。

(4) 避難場所

ア 教育長は、防災計画、その他を考慮し、災害の種別及び程度に応じた避難場所を学校毎に定めるものとする。

イ 学校が市地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその場で保護者に引き渡すものとする。

15. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

(1) 住民への啓発

市は、住民に対し、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

(2) 事業所等への啓発

市は、事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生防止のため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料、水、毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促す。

また、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導體制の整備を促す。

(3) 避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めるよう努める。また、セミコンテクノパーク等の工業団地においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め、指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

(4) 情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、防災無線、報道機関による広報など、多様な手段により提供できる体制を整備する。

(5) 安否確認の支援

市町村は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web 171）等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図る。

(6) 徒歩帰宅者に対する支援

市は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結の促進を図る。

16. 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告

した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、広域避難の用にも供することについて考慮するなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ指定するよう努める。

広域避難時は、県、市町村及び運送事業者等により、あらかじめ策定した具体的な計画に基づき、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

17. 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等へ収容が必要であると判断した場合には、県内の他市町村への受入れは、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。

この際、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うとともに、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

18. 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市は、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援及びサービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう平素から広報紙等を活用し、周知を図るものとする。

19. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

市は、地域住民、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携し、県が実施する被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等の措置が、迅速に行われるよう努める。

(別表１) 指定緊急避難場所

施設名称	収容可能人員等		施設名称	収容可能人員等	
	屋内 (人)	屋外 (台)		屋内 (人)	屋外 (台)
合志市泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター	108	90	ユーパレス弁天（駐車場のみ）	0	259
栄市民センター「みどり館」	255	76	栄グラウンド	0	332
栄体育館	140	70	合生文化会館	99	0
福原グラウンド	0	320	御代志市民センター	548	0
野付グラウンド	0	93	西合志体育館	216	0
わんぱく広場	0	56	須屋市民センター	101	77
すずかけ台南公園	0	19	総合センター「ヴィーブル」	814	319
すずかけ台中央公園	0	65	合志小学校	131	138
すずかけ台コミュニティセンター	0	94	合志中学校	259	429
すずかけ台北公園	0	23	南ヶ丘小学校	148	226
すずかけ台西公園	0	18	合志南小学校	189	200
泉ヶ丘中央公園	0	33	西合志第一小学校	125	134
泉ヶ丘北公園	0	22	西合志中央小学校	125	164
泉ヶ丘東北公園	0	26	西合志中学校	231	347
泉ヶ丘東公園	0	23	西合志東小学校	200	186
泉ヶ丘南公園	0	54	西合志南小学校	190	228
永江団地西公園	0	27	西合志南中学校	306	476
永江団地中央公園（地震時のみ）	0	51	中央運動公園グラウンド	0	67
杉並台中央公園（地震時のみ）	0	50	合生グラウンド	0	115
沖野台公園	0	10	みずき台グラウンド	0	114
旧須屋浄化センター（地震時のみ）	0	72	元気の森公園（地震時のみ）	0	74
老人憩の家	202	0	アンビー熊本及びニシムタ	0	643
野々島防災拠点センター	139	68	合志楓の森小・中学校	252	780
黒石防災拠点センター	70	61			
合志地区防災広場	0	150			

参考：(人) 5㎡ (台) 30㎡

(別表 2-1) 指定一般避難所

	施設名称	収容可能人員等		収容予定地域(注1)
		屋内 (人)	屋外 (台)	
	合志市防災拠点センター※★	60	150	新古閑、御領、野付、杉並台等
	総合センター「ヴィーブル」★	814	319	新古閑、御領、野付、杉並台
	合志小学校★	131	138	出分、上古閑、新迫、日向、上町、横町 下町、二子、油古閑、上庄、竹迫住宅、中 央団地
	合志中学校★	259	429	原口、原口下
	合志南小学校★	189	200	上群、下群、南群、黒石原、笹原、桜路、 桜和の丘、そらのまち、合志南プレイス
	泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター※ ★	108	90	泉ヶ丘、すずかけ台
	南ヶ丘小学校★	148	226	武蔵野台、ファーストプレイス合志 永江団地、沖野台、ポレスター光の森
	栄市民センターみどり館※★	255	76	平島、鹿水、栄温泉団地、新栄温泉団地 山下団地、栄住宅、かすみヶ丘
	栄体育館★ ×	140	70	後川辺、中林
	西合志第一小学校★ ×	125	134	立割、生坪、弘生、江良、高木、小合志 辻久保
	合生文化会館★	99	0	立割、合生住宅、桑木鶴団地
	西合志中央小学校★ ×	125	164	湯之端、外園、中尾、灰塚、黒松
	野々島防災拠点センター※★	139	68	北、本村、辻、東、城、上生 くぬぎヶ丘団地
	西合志中学校★	231	347	若原、大池、東大池、小池、芝原 南原住宅
	御代志市民センター※★	548	0	若原、御代志、九州沖縄農研、再春荘、菊 池恵楓園
	老人憩の家★	202	0	黒石、木原野、ユトリック団地
	黒石防災拠点センター※★	70	61	黒石、黒石団地、みずき台、新開、東須屋
	黒石体育館★	137	0	黒石、黒石団地
	西合志東小学校★	200	186	須屋、新開、みずき台、陽光台
	西合志南中学校★	306	476	須屋、新開、東須屋、みずき台、陽光台
	西合志南小学校★	190	228	須屋、上須屋、西須屋団地
	妙泉寺体育館★	80	0	須屋、上須屋、西須屋団地
	須屋市民センター※★	101	38	須屋、南須屋、南陽、榎ノ本、県営住宅 堀川
	ユウパレス弁天	100	259	木原野、辻
	合志楓の森小学校★ 合志楓の森中学校★	252	780	黒石原、西沖住宅、御代志、九州沖縄農 研、再春荘、菊池恵楓園、陽光台

※印は、2019年度Wi-Fi設置施設を示す。 ★印は、2022年度特設公衆電話を示す。

参考：(人) 5㎡ (台) 30㎡

注1：収容予定地域は、避難所を限定するものではありません。

 はオストメイト対応施設 ×は障がい者(多目的)トイレ未対応
(西合志第一小学校は校舎にオストメイト施設設置)

(別表 2 - 2) 指定福祉避難所

施設名称	収容可能人員等		受け入れ対象者
	屋内 (人)	屋外 (台)	
 保健福祉センター ふれあい館※	72	0	常時電源が必要な要配慮者と介護者

※印は、2019 年度 W i - F i 設置施設を示す。

参考：(人) 5 m²

(別表 3) 福祉避難所 (災害協定締結施設)

(災害時、受入の可能性のある福祉施設) (現利用者優先)

施設名称	住 所
サービス付き高齢者向け住宅 スリースマイル秋桜	合志市須屋 250-1
野々島学園	合志市野々島 2774-4
介護老人保健施設 有隣	合志市野々島 4414-17
特別養護老人ホーム 菊香園	合志市御代志 718-4
障害者支援施設 白鳩園	合志市御代志 722-1
障害者支援施設 くぬぎ園	合志市御代志 722-7
就労支援センター テクニカル工房	合志市御代志 1342
ファミリーハウス ひまわり	合志市御代志 2035-1
ツクイ合志	合志市幾久富 1904-4
サンシャインワークス	合志市豊岡 2000-1653
特別養護老人ホーム くぬぎ荘	合志市野々島 5678-2
熊本県立ひのくに高等支援学校	合志市合生 4360-7

第 1 1 節 災害救助法の適用計画 (各部局)

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関しての救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

1. 災害救助法で実施してくれる救助の種類

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅
- (3) 炊き出しや飲料水の供給
- (4) その他 (衣類、寝具、生活必需品、医療関連の費用、被災者救助に係る事項、埋葬関連費用等)

2. 災害救助の実施機関の委任

救助の実施は、本来国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されている。

3. 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条の定めるところによる。

すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

ア 本市の住家減失世帯数が、80 世帯以上に達したとき。

イ 県の区域内の住家が減失した世帯数が、1, 500 世帯以上の場合であって、本市の住家減失世帯数が、40 世帯以上に達したとき。

ウ 県の区域内の住家が減失した世帯数が、7, 000 世帯以上の場合であって、本市の区域内の被害世帯数が多数であり救助を必要とするとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とす

る特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(2) 被害世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定にあつては、住家が半壊し、又は半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(3) 災害救助法の適用手続

災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（県北広域本部を経由して）は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

第12節 救出計画 （各部局）

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を搜索又は救助し、その者の保護を図るものとする。

1. 実施責任

- (1) 救出は原則として、市長、消防機関、警察機関及び災害派遣中の自衛隊（以下「市長等」という。）が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及び法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者は救出を実施し、又は市長等に協力するものとする。

2. 救出対象者

り災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命あるいは身体が危険な状態にある者
- (2) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- (3) 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊し家屋の下敷となったような場合
- (4) 水害の際に河川に流される場合
- (5) 孤立した地域等に取り残されたような場合
- (6) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者

3. 救出の方法

(1) 市及び市消防団員等による救出

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生したときは、市長は直ちに県等の出先機関（地方本部）と連絡をとるとともに、消防団員等を動員し、速やかに救出作業を実施する。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場附近を優先に救出活動を行う。

(2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努め、救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は警察、消防機関、自衛隊等に連絡し、早期救出に努める。

4. 応援の手続

市長において救出作業ができないとき、又は資機材等の調達ができない場合の応援の手続きは、県等の出先機関に対し、要請を行うものとする。

5. 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

第 13 節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬計画（安全安心課、健康福祉部）

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関等と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の搜索及び遺体の埋葬活動を実施する。

また、毎年度出水期までに、氏名等公表手続きに関する研修を実施し、具体的な訓練機会を確保することで、取扱いに基づく対応の徹底を図る。

1. 実施機関

行方不明者等の搜索、遺体の収容埋葬等は、市長が、警察、消防機関等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうで行う。

本市だけでは十分な対応ができない場合、県、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。

なお、関係機関間の情報共有の為、定期的に搜索調整会議を開催する。

2. 行方不明者等の搜索

市は、主として消防団等をもって行方不明者等の搜索を実施する。

警察は、災害警備活動に付随して市が行う行方不明者等の搜索に協力し、行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

県は、人命救助活動の効率化、円滑化を図るため、警察及び市と連携し、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等の情報を原則公表するものとする。

3. 遺体の検視、身元確認

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）に基づき死体取扱いを行うものとする。

死体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA 型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

4. 遺体の引き渡し

受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、遺体発見場所を管轄する市長に引き渡される。

なお、戸籍法第 92 条第 1 項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

5. 遺体の収容

市は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能な上、被害現場付近に位置する施設（公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとし、市が遺体安置所を開設する場合、水の確保、遺体の動線、外部（家族等）視線の制御、報道対応等に留意が必要である。

なお、市は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品の確保に努める。

(1) 遺体安置所候補

ア ヴィーブル

イ 合志市防災拠点センター（避難所①②）

ウ 死者数が少ない場合、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との災害時における協定に基づき、「ユウベル(株)（熊本）」または「(株)セルモ」が保有する葬儀場の使用、棺及び納体袋の提供について調整する。

(2) 遺体安置所における機能の一例

搬入、受付、検死等（遺体確認、撮影、遺体清掃、携行品等確認等）、安置、身元確認（面会）、搬出

6. 遺体の火葬

(1) 市は、次により火葬の実施体制の確保を行う。

- ア 火葬場の被災状況の把握
- イ 死亡者数の把握
- ウ 火葬相談窓口の設置
- エ 遺体安置所の確保
- オ 作業要員の確保
- カ 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- キ 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
- ク 火葬用燃料の確保

(2) 県は、被災市町村において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援するものとする。

また、県は、厚生労働省に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を要請するものとする。

7. 災害救助法に基づく死体の捜索、死体の処理、埋葬

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第14節 医療救護活動及び保健活動計画（健康福祉部、こども部）

大規模かつ広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療提供体制が著しく機能不全に陥った場合において、市は、日本赤十字社熊本県支部、菊池郡市医師会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等と緊密に連携し、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動及び保健活動を実施する。

1. 基本的な考え方と実施主体

災害時における被災者の生命と健康を守るため、市は以下の基本的な考え方に基づき、各主体の役割分担を明確にして活動を実施する。

(1) 医療救護活動の実施主体と役割

医療救護活動は、主に負傷者への応急処置、疾病の診断・治療、重症者の後方搬送などを指す。市は、派遣される医療機関等で編成される救護班を中心に、医師、看護師等の医療専門職がこれに当たるものとする。

(2) 保健活動の実施主体と役割

保健活動は、被災者の健康維持・増進、疾病予防、公衆衛生の確保、精神的ケア、生活環境の衛生管理など、より広範な公衆衛生学的・予防的な活動を指す。この活動は、主に市の保健師が中心となって実施するものとする。

(3) 実施機関

ア 災害時における医療救護活動及び保健活動は、市長が行うものとする。ただし、本市のみで実施困難な場合は、隣接地、県その他の医療機関及び関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 災害救助法が適用された場合は、知事の指揮の下、医療、助産及び保健活動が実施されるものとする。

2. 医療施設の安全性確保

市は、県が実施する災害時における医療提供体制の維持のため以下の事項に関し、必要に応

じて指導及び助言を行うこととする。

- (1) 医療施設における安全性を確保に務めること。
- (2) 医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (4) 医療施設の入院患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (5) 医療施設が被災した場合に、菊池地域保健医療調整現地本部等への現状報告、支援要求等が実施できる体制づくりを整備していくこととする。

3. 医療救護活動の実施

災害救助法が適用されるか否かに関わらず、市長は災害発生時に以下の医療救護活動を実施する。

(1) 救護体制の整備

市は、小学校単位等を配慮し、行政区域ごとの救護体制の整備を図ることとする。また、ヘリコプターによる後方搬送体制の整備を図るとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

(2) 救護班の編成と派遣

市長は、災害が発生し、医療救助を実施する必要がある場合は、医療関係者等で救護班を編成し、被災地や避難所等へ派遣する。

(3) 医療救護の応援要請

市内の医療資源で対応が困難な場合は、県に対して医療救護の応援を要請する。

(4) 傷病者の移送

救護班において処置できない傷病者については、必要に応じて適当な医療施設へ移送する。

(5) 医療品及び衛生材料の確保

救護班における医療のための必要な医薬品等は、従事する医療関係者の所持品を繰替使用する。ただし、所持品がない場合は、保健所又は県の指示をうけ確保する。断水に伴い、市からの応急的な医療用水の供給が困難な場合の県の窓口は、保健所とする。

4. 保健活動の実施

災害時における被災者の健康維持、疾病予防、公衆衛生の確保、精神的ケア等の保健活動は、主に市の保健師が中心となって実施する。

(1) 活動指針

市の保健師は合志市災害保健活動マニュアルに沿って活動することとする。

(2) 活動内容

保健師は、以下の活動を行う。

- ア. 避難所等における健康相談、巡回健康チェック
- イ. 感染症予防、食中毒予防等の公衆衛生指導
- ウ. 要配慮者（乳幼児、妊産婦、高齢者、慢性疾患患者、障がい者等）への個別支援
- エ. 精神的ケア（心のケア）の提供及び専門機関へのつなぎ
- オ. 避難所等の生活環境、衛生状態の確認と改善指導
- カ. 健康情報の収集・提供と健康教育の実施

第15節 食糧、物資等供給及び輸送計画（安全安心課・産業振興部）

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料について、あらかじめ備蓄や調達体制の整備を行い、必要な食料の供給を円滑に実施するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

県は、特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料、飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

1. 実施機関

り災害及び災害応急現地従事者等に対する食糧の供給は、市長が実施するものとし、約 9,000 人分の備蓄を計画的に行うものとする。細部は合志市防災備蓄計画による。

なお、市のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 資機材の整備充実

市は、災害応急対策の効果的实施のため、必要に応じて災害用資機材の整備充実に努めるものとする。この際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

3. 非常用食料及び生活必需品の確保

(1) 基本方針

ア 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になることから、必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握、確保等の必要な対策を講じる。

イ 市は、市民及び事業者に、平常時から最低 3 日間（推奨 1 週間分）の食料、飲料水、生活必需物資等を備蓄するよう啓発する。

ウ 市は、訓練等を通じ、物資の備蓄状況や運送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

エ 市は、調達供給体制確保のため、他自治体及び民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な施設を把握しておく等、協力体制を構築して民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、協定締結等の連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

オ 市は、災害時における業務継続の観点から、災害対策要員用の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、備蓄物資が不足する場合に備え、他市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努める。

カ 市は、地域の特性や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、その他の物資について備蓄、調達及び輸送体制を整備し、必要物資の供給計画を定めておくとともに、物資システム等を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

キ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、少しでも快適な環境確保のため、携帯及び簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄する。

これらの物資の備蓄状況については、年に 1 回以上点検を実施する。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。

(2) 備 蓄

基本 8 品目を重視し、平成 28 年に発生した熊本地震時の避難者数を基準に市の人口増加を考慮して各物品等の計画的な備蓄に努めるとともに、保存限度のあるものについては、計画的に購入し、品質管理及び機能の維持に努める。外国人の増加を踏まえ、その特性に応じた食料品等の備蓄について検討する。

ア 備蓄管理

「合志市備蓄計画」に基づき必要な備蓄品の購入、新たな備蓄品の決定、備蓄数の修正等を適時実施し、適切に管理する。

イ 備蓄要領

各地域の人口比率に応じた保管を重視するとともに、食料品等の消費期限のあるものは一括管理を基本とする。このため、必要に応じて保管のための倉庫を導入する。

ウ 備蓄場所

合志市防災拠点センター防災倉庫を主とし、消費期限の無い物資については、黒石防災拠点センター、野々島防災拠点センター、御代志市民センター、須屋市民センター及び泉ヶ丘市民センターに分散保管する。

4. 救援物資の調達・輸送体制の構築

市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を開設し、その周知徹底を図るとともに、民間事業者との災害時協定に基づいて地域内輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

市は、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員、資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

5. 米穀の調達・供給

(1) 応急調達

県へ要請し、農林水産省を通じて米穀販売事業者から調達する。また、必要な場合は、県へ農林水産省との協議を要請し、同省を通じて受託事業体から政府米を調達する。

九州農政局 生産部 業務管理課

熊本市西区春日 2-10-1 (TEL: 代表 096-211-9111)

(2) 応急供給

県からの米穀販売事業者への被災地域に対する米穀輸送の要請により、市に供給されるものとするが、必要な場合は、県地域防災計画の「輸送計画」に基づき市に供給されるものとする。

(3) 特別措置（災害救助法が発動された場合）

ア 市長は、交通、通信の途絶により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受けることができず、早急に引き渡しを受ける必要がある場合は、農林水産省生産局に対して直接災害救助用米穀の引き渡しを要請する。

イ 市長は、アの措置をとった場合、速やかに県知事に対して引き取りの数量等を報告する。

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1 (TEL: (直) 03-6744-0585)

6. 県備蓄品の調達及び供給

災害救助法が適用される震災が発生した場合、県が備蓄している食糧については、直接又は市長を通じ、被災者に供給されるものとする。

7. 災害救助法に基づく食品の供給

炊き出し、その他による食品の供給の対象は次のとおりとする。

(1) 避難所に収容された者

(2) 住家の被害が全焼、全壊流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、現に炊事ができない者

(3) その他、供給が必要であると認められた者

8. 調達物資、来援物資の集積場所

調達物資、来援物資は、市役所（合志市防災拠点センター）又は総合センター（ヴィーブル）をメイン拠点とし、黒石防災拠点センター、野々島防災拠点センター、泉ヶ丘市民センター、御代志市民センター及びふれあい館をハブ拠点として集積する。

9. 物資等の輸送

(1) 災害応急対策の実施

物資等を避難所及び集積場所に迅速かつ円滑に輸送するため物資等輸送計画を策定する。このため、物資輸送班は市災害対策本部に集約される情報、特に道路状況（輸送経路）、避難所のニーズ（物資の配分）等、緊急支援物資等の状況を把握して対応する。

(2) 指定避難所以外の物資輸送等

地区集会所、公民館、コミュニティセンター等への避難者に対する物資の輸送等は管理者等（その施設を管理する者または運営責任者）が市対策本部との調整により避難者名簿に登録された人数等を把握し、物資輸送等計画に示す近隣の指定避難所等で市対策本部の指示により物資を受領する。

資料編 P159、P160 参照

第 16 節 給水計画（水道局）

水道施設の被災により水源の汚染、枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1. 実施機関

- (1) 飲料水供給の実施は、市が行うものとし、本市限りでの処理が不可能な場合は、県に報告又は近隣市町村、県、国、その他の関係機関に応急給水に関する要請を行い、飲料水を緊急確保する。

市は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活水の供給を実施する。

市は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握して応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保し、応急給水の実施に努める。

また、市は、災害の発生時に上下水道の構造等を勘案し、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは市長がこれを行う。

2. 給水の方法

- (1) 浄水処理後の水を提供可能な水道施設から、給水車（又は水槽付自動車）あるいは、給水槽、桶等を用いて搬水し、応急給水を実施する。この場合の給水量は、1人1日当たり最少3リットルを基準とするが、被災状況等により増減する。

- (2) ろ水器による給水

別節「自衛隊派遣要請計画」により自衛隊に依頼して地下水をろ過し、消毒のうえ、給水を行う。

- (3) 現有給水施設の状況

(R7.3.31 現在) 単位：人

地 区 名	計画給水人口 (R14 計画)	現在給水人口
合志市上水道	70,740	64,687

3. 救助法による飲料水の供給

- (1) 供給を受ける者

災害により、現に飲料水を得ることができない者に限る。

- (2) 供給期間

原則としてその必要最小限度の日数とし、給水に要する経費は、市負担とする。

4. 重要施設に関する情報共有

水道事業者等は、県や市と連携し、災害拠点病院、警察署、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等についての情報共有を行い、円滑な応急給水体制を構築するものとする。

5. 飲料水以外の生活水の確保

市は、地下水採取者等の協力を得て、断水時に地域住民の生活水を確保する体制の整備に努める。

また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録

制度や、防災拠点施設、指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

さらに、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者とあらかじめ貯水するよう協議しておく。

6. 水道施設の耐震化

市は、水道施設の計画的な耐震強化の推進を図るため、厚生労働省が定める水道の耐震化計画等策定指針等に沿った応急給水の確保のための必要な措置を図る。

7. 給水への広報

市は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページ等による適時、的確な情報提供を行う。

第 17 節 生活必需品供給計画（安全安心課・健康福祉部・産業振興部・こども部）

災害によって、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を、そう失、又はき損し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難なり災者に対して、これらの物資等を供給又は貸与することによって、一時的に市民の生活及び心の安定を図ることを目的とする。

1. 実施機関

- (1) り災者に対する被服、寝具その他生活必需品の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として、市長が行う。
- (2) 本市限りで処理できないときは、隣接市町、県、その他関係機関の応援を求めて実施する。

2. 救助法に基づく措置

救助法を適用した場合の被服、寝具及び生活必需品の物資の供給、又は貸与その他については、同法及び運用方針によるが、その概要はおおむね次のとおりである。

(1) 供給又は貸与を受ける者

- ア 災害により住家に被害（全焼、全壊、流出、半焼、半壊及び床上浸水）を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者
- ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため日常生活を営むことができない者

(2) 供給又は貸与する品目

衣料、生活必需品として供給又は貸与する品目は原則として、次の種類とする。

- ア 寝 具 （マット、毛布、布団類、寝袋、ベット等）
- イ 外 衣 （作業衣、婦人服、子供服等）
- ウ 肌 着 （シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等）
- エ 身廻り品 （タオル、靴、かさ等）
- オ 炊事道具 （鍋、釜、やかん、包丁、コンロ、バケツ、缶切等）
- カ 食 器 （茶わん、汁わん、皿、はし、スプーン、紙コップ、哺乳瓶等）
- キ 日 用 品 （石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
- ク 光熱材料 （マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ（ガス）、ローソク、薪、木炭等）
- ケ 燃 料 （ガソリン、軽油及び灯油）
- コ そ の 他 （ビニールシート）

(3) 供給又は貸与の方法

ア リ災者に対する備蓄物資及び調達物資（以下「救助物資」という）は、知事の委任により市長が配分する。

イ 権限の委任を受けた市長は、リ災世帯構成人員別被害状況等に基づき、直ちに救助物資の給与又は貸与配分計画表を作成するものとする。なお、リ災世帯への給与又は貸与配分にあたっては、リ災者の被害程度に応じて公正に行うものとし、1世帯当たりの供給金額は救助法の運用方針に定める限度額を原則とする。

(4) 供給又は貸与の期間

被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、原則として7日以内とする。

それ以降については、その都度検討する。

(5) 生活必需品の円滑な提供

市は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、備蓄する物資及び資機材の供給や物資の調達及び輸送に関し、新物資システム（B－P L o）等を活用して情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行う。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

3. 物資の調達及び義援金品の保管

災害の程度が広大であるため備蓄物資が不足する等、緊急の購入を必要とする場合に備え、事前に市内又は隣接市町の衣料、生活必需品、その他の物資販売業者を把握しておく。

本市に送付された、リ災者に対する義援金等は、災害発生時に臨時で処置される健康対策部で受け付け記録した後、保管する。

第18節 住宅応急対策計画（都市建設部）

災害のため住家が滅失したり災者に対して住宅を供与し、また被害を受けた住家に対して居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、リ災者の居住安定を図るものとする。また、被災建築物からのアスベスト飛散防止対策を図る。併せてアスベスト事前対策についても検討していく。

1. 実施責任

市は、災害救助法に基づき県知事から市長に委任された、リ災者に対する住宅応急対策について実施する。担当は土木対策部が当たる。

市のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2. 応急仮設住宅の供与

(1) 入居基準

応急仮設住宅に収容するリ災者は、災害のため住家が全焼、全壊又は流出し、自らの資力で住宅を得ることができない世帯であること。

(2) 建設方法

建設型仮設住宅の建設は、本部会議等で十分検討し、土木対策部が実施するものとし、建設用資材のあっせん調達にも努める。

(3) 建設用地の決定

原則として、市有地を選定するものであるが、周辺の医療機関、学校、商店、交通機関などの場所を総合的に考慮し、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定及び確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努める。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意する。

(4) 建設型仮設住宅建設等の費用期間等

建設型仮設住宅の建設の戸数、規模、費用の限度、着工期間、入居者の選考及び供与期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

(5) 建築資材の調達および建設業の把握

応急仮設住宅の建設に必要な建設資材の市内での調達先及び調達可能量、業者の実態を把握しておく。

3. 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

災害によって住家が半焼又は準半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって、応急修理をなすことができない者とする。

(2) 応急修理の期間

災害救助法に基づく住宅の応急修理（緊急の修理制度）は、発災後概ね1か月以内に完成させるものとする。また、被害認定調査（災害に係る住家の被害認定基準基準運用指針）を速やかに実施し、罹災証明書の被災度判定が準半壊以上の世帯については、申請に基づき速やかに応急修理費（日常生活に必要な最低限度の部分の修理）の給付を行うものとする。

(3) 住宅の応急修理を実施した場合は、次の帳簿、書類等を整備し、保管しておく。

ア 住宅応急修理簿

イ 住宅応急修理のための契約書、使用書等

ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

4. 民間施設の提供

市は、防災訓練を通じて民間賃貸住宅関係団体と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結するなど協力体制の強化を図り、災害時における被災者の一時居住のための住宅提供に努める。

また、ホテル、旅館等民間宿泊施設や空家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により避難所の早期解消に努める。

5. 建設型仮設住宅の運営管理

市は、建設型仮設住宅の運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心及び安全の確保、孤立化や引きこもりなどを防止するための心のケア並びに入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画など多様な視点に配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペット（もしくは家庭動物）の受入に配慮する。

なお、市が行う応急仮設住宅の管理運営について、県に協力を求めることができる。

第19節 建築物・宅地等応急対策計画（都市建設部）

大規模な地震により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制及び被災宅地の危険度判定制度の活用を図るものとする。

1. 応急危険度判定活動

(1) 市は、県、建築関係団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図るものとする。また、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成に努める。

(2) 市は、災害発生後、応急危険度判定実施本部を設置し、県へ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を被災地に派遣要請し、県と連携して判定活動を実施する。

2. 一般建築物の耐震化対策等の推進

地震による建築物の被災は、重大な人的被害をもたらすだけでなく、火災の発生源ともなり、被害軽減対策上、耐震性の確保は極めて重要である。このため、一般建築物の耐震化対策等に

についての啓発を推進し、建築設備、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、看板、屋内の家具等の転倒や落下対策についても周知、啓発を図っていく。

3. 被災宅地への対応

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第20節 交通規制計画（安全安心課・都市建設部）

災害の時に、道路、橋りょう等の道路施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合、交通の混乱を防止し、緊急輸送を確保するため必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策の実施を促進する。

1. 実施責任者

災害時の交通規制について、道路管理者は、常に警察と緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

災害時の交通規制は次の区分によって行う。

区 分	範 囲
道 路 管 理 者	1. 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	1. 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき。 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 3. 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合

2. 交通規制の措置

(1) 措置要領

ア 道路管理者

道路管理者は、道路、橋りょう等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施する。

イ 警 察

- (ア) 災害により道路、橋りょう等の道路施設の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施する。
- (イ) 災害が広域にわたる場合、若しくは幹線道路の破損及び決壊等のため、交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び回路等との関係を総合的に判断して実施する。
- (ウ) 各警察署において、交通規制等の措置をなした場合は、報道機関等を通じて一般の通行人及び市民等に周知徹底し、一般交通に支障のないよう万全を期する。
- (エ) 交通規制を行う場合は、法令に定められた標識を設置し、また設置不可能な場合及び設置のいとまがない場合は、警察官が現場で整理に当たる等、交通に支障がないよう措置する。

(2) 危険箇所の交通規制の実施

道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間、理由

等を明りょうに記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によることとする。

ア 道路標識を設ける位置

- (ア) 通行止め……歩行者、車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- (イ) 通行制限……通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端
- (ウ) まわり道標識・まわり道のある交差点の手前の左側の路端

イ 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

ウ 道路標識の寸法及び色彩は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府、建設省令第 3 号）に定めるところによる。

3. 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去

災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限し、緊急交通路の確保に当たるものとされているが、同法第 76 条の 3 の規定に基づく当該区域等における車両その他の物件の障害物除去の方法については、次のとおりとする。

(1) 緊急交通路の確保

警察は、放置車両の撤去等の緊急交通路における障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、緊急交通路の確保を図るものとする。

(2) 運転者等に対する措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

(3) 放置車両等の撤去

警察官は、(2)の措置をとることを命ぜられた者が、移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命ずることができないときは、自移動等の措置をとることができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

(4) 自衛官による撤去

自衛隊法第 83 条の 2 に規定する災害派遣により派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にいないときに限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令をとるものとする。

(5) 消防吏員による撤去

職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいないときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令及び措置をとるものとする。

(6) 自衛官及び消防吏員の通知

自衛官及び消防吏員は、(4)及び(5)の措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。

4. 災害時における車両の移動等

(1) 道路交通規制等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者、

港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路啓開等

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

国土交通大臣は、道路管理者である県及び市町村に対し、知事は道路管理者である熊本市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、火山災害における火山噴出物の除去を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

状況に応じて協力し、道路啓開について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は必要な措置をとるものとする。

5. 相互の連絡及び協力

道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携及び協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施する。

- (1) 県、市町村及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。
- (2) 被災地の実態、道路の被害状況、交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
- (3) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のため、応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行う。
- (4) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害に 7 c 3 y z q における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第 2 1 節 防疫計画（市民生活部・健康福祉部・こども部）

災害によって被害を受けた地域、又は当該市民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施し、り災市民の民心の安定を図るものとする。

1. 実施責任

市長は、知事の指示にしたがい責任をもって被災地帯の防疫を行うものとし、本市のみで実施することが困難な場合は、県又は隣接市町及び関係機関の応援協力のもとに実施する。

2. 防疫組織、実施方法等

県及び市は、感染患者の発生状況を的確に把握し、患者及び保菌者の早期発見に努め、未収容患者等の隔離、収容、汚染物件の消毒その他必要な予防措置等を講ずるための防疫班を編成する。

(1) 検病調査班の編成及び調査対象

県は、感染症の発生状況を調査するため、検病調査班（医師 1 名、保健師（又は看護師） 1 名及び助手 1 名）を編成する。

検病調査 1 コ班の調査能力は、おおむね 1 日当たり 1 0 戸（3 0 人）、対象人員、実施予定回数等を考慮して必要な調査班が編成されて派遣される。

滞水地域においては、週 1 回以上、集団避難所においては、随時行われる。

(2) 防疫班

市は、必要な場所及び物件の消毒、そ族昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成する。

防疫班は、災害の発生状況、規模等に応じて消毒等を実施するために必要な人員をもって編成する。

県は、市町村の要請があった場合は、防疫班を編成して派遣するものとする。

市は、防疫活動のための薬剤、器具、機材等を整備し、あらかじめ周到に準備する。

3. 防疫の種別及び方法

- (1) 検病調査及び健康診断は、県が実施責任として行うものであるが、県の診療班と協力して下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、又は滞水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的に行う。

検病調査の結果、必要があると認めるときは、感染症法第 17 条の規定により県が健康診断を実施する。

- (2) 災害地の感染症を予防するため、予防接種法に基づき、種類、対象、期間等を定めて県と協同して臨時予防接種を実施する。

- (3) 知事の指示に基づいて、本市防疫班は次の要領により消毒活動等を実施する。

ア 浸水家屋、下水、その他、不潔場所の消毒等を実施する。

イ 避難場所の便所、その他、不潔場所の消毒等を実施する。

ウ 状況によって、野生のねずみ、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

エ 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に消毒剤を配布して、床壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒及び野菜等の消毒について、衛生上指導を行う。

- (4) 避難所等に感染症患者が発生、又は保菌者が発見されたときは、速やかに隔離措置をとるとともに、1 類感染症又は 2 類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第 19 条の規定により感染症指定医療機関に患者を入院させるものとする。感染症病院又は隔離病舎に収容することが困難な場合は、保健所長と協議し、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

- (5) 知事が、感染症法第 31 条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合、市は生活用水の供給を実施する。

- (6) 知事は、主要災害地の市町村に対して直ちに担当職員を現地に派遣し、実態を速やかに調査のうえ、防疫計画の樹立及び具体的実施方法等の指導にあたるものとする。

4. 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。

5. 避難所の防疫措置

市長は、避難場所を開設したときは、県の指導のもとに避難場所における防疫の徹底を図るものとする。

- (1) 避難者の検病調査

避難者に対しては、発病を防ぐため少なくとも 1 日 1 回健康チェックを実施する。

- (2) 衛生消毒剤の撒布等

避難場所及び被災地について、衣服の日光浴、クレゾールなどによる消毒、クレゾール石けん液等の適当な場所への配置、手洗いの励行などについて指導する。

- (3) 給食従事者の健康チェック等

避難所等への給食作業(炊事、配食作業等)に従事する職員については、必ず健康チェックの実施及び衛生指導を受けるとともに、ボランティア等に対して注意喚起を実施する。

第 2 2 節 清掃計画（市民生活部・下水道課）

災害時における清掃及び排せつ物の処分を適正に行い、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の万全を図るものとする。

1. 実施責任者

市が被災地における清掃業務を実施し、市のみでは実施困難な場合は、県又は隣接市町の応援を要請して行う。また、下水道施設が破損するなどの被害が生じた場合については、合志市下水道 B C P（業務継続計画）に基づき、下水道課と連携して対応するものとする。

2. 清掃班の編成

担当は市民対策部が担当し、清掃作業を効果的に実施するために清掃班を編成する。

3. 住環境の清掃等

各避難所に清掃リーダーを設置し、清掃を実施して避難所の公衆衛生の向上及び保全に努める。

4. 屋外トイレの設置及びし尿処分

(1) 野外仮設トイレの設置

下水道処理施設の損傷などで施設が使用できない場合を含め、被災地における野外仮設トイレの設置は、市民対策部及び下水道課が市長と協議のうえ、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水を汚染しない場所を選定して早急に設置するものとする。

(2) し尿の収集運搬方法

ア 収集不能の地域に対する容器の配布

汲取り車又は運搬車によることができない地域については、特殊な方法を検討考案し、実施する。

イ 処 分

し尿処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、必要に応じ、一定の地下投棄の方法によって処分するよう特別に簡易処理場をつくるものとする。

5. 詳細について

その他詳しい手順等については、災害時清掃マニュアルに記載する。

第 2 3 節 廃棄物処理計画（市民生活部・健康福祉部）

災害時における廃棄物収集を迅速に行うことにより、公衆衛生の万全、がれき撤去等の作業効率向上を図る。

また、平時から災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や対応力の向上を推進するとともに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練等を実施し、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

1. 実施責任者

市が被災地における清掃業務を実施するが、市のみでは実施困難な場合は、県又は隣接市町の応援を要請して行う。

2. 被害状況調査の体制及び廃棄物対策班の編成

(1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設及び設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。

(2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ報告する体制を整備する。

(3) 実務は市民対策部が担当し、廃棄物対策を効率的に実施するために廃棄物対策班を編成する。

3. 廃棄物の収集及び処分

(1) 家庭系廃棄物の収集及び処分

ア 被害状況、ごみ一時保管所の確認等

道路等の被害箇所を迅速に把握し、円滑な収集ルートの確認等を行う。

また、避難所等の設置がある場合は、必要に応じて新たなごみ一時保管所の設置を検討する。

イ 廃棄物の収集

家庭系一般廃棄物収集運搬委託業者と協議のうえ、廃棄物の収集を行う。

なお、収集する際は、防疫上食品残渣等腐敗性のごみを優先的に収集する。

ウ 廃棄物の処分方法

廃棄物の処分は、指定した焼却場等のほか、環境衛生上支障のない方法で行う。

エ 細部は「合志市廃棄物処理計画」を参照

(2) 災害廃棄物（がれき等）の収集及び処分

ア 被害状況の確認

道路等の被害状況や災害廃棄物の発生量を確認し、処理施設の処理能力等を想定のうえ、緊急性のある場所から優先的に災害廃棄物の収集・運搬を行う。

また、速やかに処分が行えない場合は災害廃棄物の一時保管所を設置し、収集した廃棄物を保管する。この際、一時保管場所の候補地を組織的な意思決定により、選定・確保し、併せて、動線やレイアウトの検討等についても、あらかじめ実施するよう努める。

イ がれき等の収集運搬方法

損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら市の定める場所（仮置場）に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集処理を行う。

ウ 臨時収集場所の設置

地域住民が道路上に災害廃棄物を出し、交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。

また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供に努める。

エ 廃棄物の処分方法

合志市災害廃棄物における協定書により、（一社）熊本県産業資源循環協会の協力のもと、処分先を決定し、運搬を行う。

(3) 災害時における広域応援体制

ア 収集運搬にかかる協力体制の整備

災害廃棄物の収集運搬や、市の収集運搬委託業者の運搬能力を超えた家庭系一般廃棄物の収集運搬については、合志市災害廃棄物における協定を活用し、広域的な応援を要請するなど円滑な処理を行うよう努める。

イ 災害時の廃棄物処分における協力体制の整備

災害廃棄物の処分や、処理施設の処理能力を超えた家庭系一般廃棄物の処分においては、合志市災害廃棄物における協定を活用し、広域的な応援を要請するなど円滑な処理を行うよう努める。

ウ 人材育成及び災害廃棄物に関する情報等の周知

市は、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成に努める。また、災害廃棄物に関する情報D.Waste-Netや地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努める。

(4) 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

第24節 文教対策計画（教育委員会教育部）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図る。

1. 実施機関

(1) 小、中学校の文教施設の災害応急復旧は、市長が行う。

(2) 小、中学校の児童、生徒に対する災害応急教育対策は、教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用されたとき、又は本市で実施することが困難な場合、県知事又は県教育委員会は、必要関係機関の協力を求めるものとする。

2. 応急教育対策

(1) 教育委員会は、学校施設が被災した場合は、県教育委員会の協力を得て、まず応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるよう努める。

(2) 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接地域の学校施設、公民館、その他の民有施設等の借り上げを行うものとする。

(3) 災害の状況によっては、近隣市町の小、中学校施設への委託等により、教育の実施を図るものとする。

(4) 教材、学用品等の被害を受けた場合は、教育委員会は所定の様式にしたがって県教育委員会に報告する。（災害救助法適用の場合は、市長を経由して報告）県教育委員会は、当該報告に基づき、調達をあっせんするものとする。

(5) 教育実施者等の確保

必要に応じ、県に対して教職員の応援を求めるなど、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努める。また、被災した児童生徒や教職員の心身の状況を把握し、必要に応じ、心のケアを行う専門職員の配置について県へ応援を求める。

3. 学校給食等の措置

市長は、学校給食施設の設備、物資等に被害を生じた場合、県教育委員会に報告する。

県教育委員会は、当該報告に基づき措置すべき事項を指示するものとする。

【物資等対策】

速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告する。県教育委員会はこの報告に基づき、学校給食会に対して被害物資の処分方法、供給方法等について指示するものとする。

4. 救助法による学用品の支給

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、しかも物品販売機構等の混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することが不可能な状態にある小、中学校の児童、生徒に対して必要最小限度の学用品を給与し、り災児童、生徒に対する就学の便を図る。

(1) 支給対象者

災害によって住家に被害を受けた小、中学校の児童生徒であること。

(2) 支給品目

教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

(3) 支給方法

災害救助法に基づく学用品は、原則として知事が一括購入し、り災児童、生徒に対する配分は、県北広域本部を通じて市長が行う。

(4) 支給期間

学用品支給の期間は、原則として、教科書（教材を含む）については災害発生の日から1ヶ月以内とし、文房具及び学用品については15日以内とする。

5. その他

- (1) 災害により、進学や就学が経済的に困難となった児童生徒等に対し、県及び関係機関等と連携して必要に応じ、奨学金や授業料減免等の就学支援を行う。

また、これらの支援措置について、学校関係者、児童生徒の保護者等に対する周知を図る。

- (2) その他詳しい手順等については、別途マニュアルを作成する。

第25節 障害物除去計画（各部局）

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等や山（がけ）崩れ、浸水等により、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体、財産等に危険を及ぼし、又は、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去を含む。）について必要な措置を定める。

1. 実施責任

- (1) 応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、市長が行う。
- (2) 水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者（市長）又は消防機関の長が行う。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は市長が行うものとし、市限りで実施不可能の場合、又は災害救助法が適用されたときは、知事が行う。
- (5) その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行うものとする。

2. 障害物の除去対象及び除去の方法

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- ア 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- イ 河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- エ その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

(2) 障害物除去の方法

- ア 実施責任者は、自らの組織、労力及び機械器具を用いて行うか、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- イ 前記(1)により実施困難な場合は、本章第5節の自衛隊派遣要請により、自衛隊の派遣を要請して行う。
- ウ 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行う。

3. 災害救助法に基づく障害物の除去

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

4. 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、概ね次の場所に保管又は廃棄するものとする。

(1) 保管の場合

除去した工作物等の保管は、市長又は警察署長は、次のような場所に保管する。なお市長又は警察署長は、その旨を保管を始めた日から14日間公示する。

- ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
 - イ 道路交通の障害とならない場所
 - ウ 盗難等の危険のない場所
 - エ その他、その工作物等に対応する適当な場所
- (2) 廃棄の場合
- 実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所
5. 障害物の処分方法
- 市長又は警察署長が保管する工作物の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分方法については、次により行うものとする。
- (1) 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
 - (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると前記保管者において認めたときはその工作物を売却し、代金を保管するものとする。
 - (3) 売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
 - (4) その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおりとする。

第 4 章 災 害 復 旧 計 画

第 1 節 災害復旧及び復興の基本方向（各部局）

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧及び復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、定めた基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うものとする。復旧及び復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧及び復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

また、復旧及び復興対策の推進のため、市内の推進体制を構築したうえで、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、財政面の支援、その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図る。

特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

県及び市並びに上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

さらに、被災者に対する適切な支援のため、そのニーズの把握に努めるとともに、関係機関に対して必要な支援や協力を求める等により、早期の復旧及び復興を図る。

このため、市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備に努める。

第 2 節 公共土木施設災害復旧計画（都市建設部・水道局）

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1. 実施機関

災害復旧の実施責任は、法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が当該施設の復旧に当たるものとする。

本市の場合は市長とする。

2. 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努める。

3. 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

(1) 河 川

河川法第3条による施設等

(2) 砂防設備

砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸

(3) 林地荒廃防止施設

山林砂防施設又は海岸砂防施設

(4) 地すべり防止施設

地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(5) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

(6) 道 路

道路法第2条第1項に規定する道路

(7) 水 道

水道法第3条第8項に規定する水道施設

(8) 下水道

下水道法第2条第3、4、5号に規定する施設

(9) 公 園

都市公園法施行令第5条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園、又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園、若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの。

4. 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

(3) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

(4) 地方交付税法に基づく地方債元利償還金の基準財政需要額算入

第3節 農林水産施設災害復旧計画（産業振興部）

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1. 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市町村、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等、当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実情に応じた県営事業として実施するものとする。

2. 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

(1) 同法律により、国に対して災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧、その他は査定後施行する。

(2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図る。

(3) 農地等の復旧事業は、3年以内に完了させることとしており、初年度が30%、2年度が50%、3年度が20%の進捗で完了することとされている。

(4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して早期復旧を図る。

3. 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農地及び農林水産業施設とは、次のような施設である。

- (1) 農 地
耕作の目的に供される土地
- (2) 農業用施設
かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁及び農地保全施設
- (3) 林業用施設
林地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて、次のものをいう。
 - ア 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）
 - イ 林 道
- (4) 共同利用施設
農業協同組合、農業協同組合連合会及び森林組合連合会の所有する次のものをいう。
 - ア 倉 庫
 - イ 加工施設
 - ウ 共同作業場、その他の農林水産業者の共同利用に供する施設

4. 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置するものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (4) 地方交付税法に基づく地方債元利償還金の基準財政需要額算入
- (5) 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画（市民生活部・都市建設部・教育委員会教育部）

1. 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水、その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市等において公営住宅を整備する。整備に当たっては、県及び関係機関と連携のうえ、被災状況に応じた工事計画及び工事手法による。

(2) 既設公営住宅の復旧補助

災害（火災にあつては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と独立行政法人住宅金融支援機構との間で締結している「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」に基づき、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、住宅金融支援機構による災害復興住宅金融を活用して復旧に努める。

(4) 被災家屋等の解体及び撤去

被災家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として所有者の責任によって行う。ただし、国が特例措置として市が損壊家屋等の解体を実施する分を補助金対象とする場合がある（公費解体）。災害の規模等により基準が異なるため、環境省や県に確認し、補助金の対象となる場合は、本市で公費解体を行う。

2. 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づくほか、単独事業としてそれぞれ次により実施する。

- (1) 実施機関公立学校施設の復旧は、県立学校にあっては知事、市立学校にあっては市長が行う。
- (2) 復旧方針公立学校施設の復旧方針は、別節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。
- (3) 対象事業同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
- (4) 財政援助公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置される。
 - ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
 - イ 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
 - ウ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
 - エ 地方交付税法に基づく地方債元利償還金の基準財政需要額算入

3. 文化財災害復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国、県、関係機関及び文化財の所有者と連携して行うものとする。

第5節 被災農林業の経営安定計画（産業振興部）

被災した農林業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等の支援を国、県、融資機関及び関係機関と連携し、次のとおり実施する。さらに、被災農林業者が速やかに事業再開できるよう、ニーズに合った支援を実施するとともに、災害に強い産地づくりに向けた中長期的な支援を継続する。

1. 天災害資金

天災融資法の発動を受け、被災した農林漁業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。

2. 農業近代化資金

被災した農林業者等に対し、施設及び機械の復旧に必要な設備資金を融資する。

3. 日本政策金融公庫資金

被災した農林業者等に対し、施設及び機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の再建等に必要な運転資金を融資する。

4. 償還条件の緩和

既存借入金の償還が困難な場合は償還条件の緩和等を行う。

5. 災害対策のための金融支援

被災の状況等により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。

6. その他

前2、3、4の概要は、熊本県地域防災計画「資料編」のとおりである。

第6節 被災中小企業振興計画（産業振興部）

県は、中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図ることを目的として、次のとおり実施する。

この際、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど体制の整備に努めるとともに、再建を目指す事業者が復旧を完了できるよう支援する。

1. 災害復興資金融資

県は、被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度の創設等を行い、経営の安定と早期復興を図る。

2. 償還の延期等

県は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要

請を行う。

3. 信用補完制度の充実

県は、金融ベースに乗りにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置をする。

4. その他

県は、上記措置の他にも種々の融資制度を設け被災中小企業者の利便を図っている。

なお、政府関係中小企業金融三機関の融資要領は別冊「資料編」のとおりである。

第7節 被災者自立支援対策計画（健康福祉部・こども部）

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じる。

1. 被災者に対する生活支援等

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者に対し丁寧な制度周知を行い、それぞれの意向に沿った生活及び住まいの再建支援を図る必要がある。また、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、地域支え合いセンターによる支援体制構築等により、1日も早く被災前の生活を取り戻すための支援を実施する。

さらに、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。

2. 被災者に対する生活相談

県は、被災者の生活相談に対応するため、必要に応じて生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じ、被災者の自立安定を図り、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立することとなっている。

市は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努めるとともに、熊本行政評価事務所が行う被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設や特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動に協力する。

3. 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取り扱いは個人の申請によるが、災害時に避難行動要支援者が急迫した状況にあるときは、職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

4. 義援金品募集配分計画

(1) 実施機関

県及び日本赤十字社熊本県支部

(2) 募集要領

県及び日赤熊本県支部は、文書をもって管下全市町村長に一般市民からの応募について依頼するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じ、周知を図るものとする。

(3) 義援金品の保管及び分配

ア 義援金品の保管

(ア) 義援金については、被災者に配分するまでの間、健康対策部が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理については、受払

簿を作成しなければならない。

- (イ) 義援品については、健康対策部が庁舎等を保管場所として厳重に保管をしなければならない。

イ 義援金品の配分

- (ア) 義援金の配分計画は、被害状況確定後、本部長（市長）が決定する。
- (イ) 健康対策部は、災害義援金品配分委員会を設置し、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案のうえ、世帯又は人員を単位として、義援金品の配分計画を立案する。
- (ウ) 応急対策上現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長（市長）の指示により有効活用する。

5. 生業及び復旧資金等支給・貸与計画

県は、次に掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、関係市町村を通じて被災状況を早急に確認するとともに、関係市町村と連携の上、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害見舞金の支給
- (3) 災害援護資金の貸付
- (4) 生活福祉資金の貸付
- (5) 母子寡婦福祉資金の貸付
- (6) 被災者生活再建支援金の支給

6. 被災者台帳の作成等

市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

7. 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

市は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、担当者の人材育成、他の自治体や不動産鑑定士や行政書士等士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備及び充実に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

併せて、当該業務を支援するシステムの導入や活用について検討する。

第8節 地震災害対策計画（安全安心課）

地震は、その発生形態、災害の規模等において、台風、集中豪雨等の災害と根本的に異なるものがあり、その対策においても特別な措置を必要とする。

本節においては、大地震発生時において緊急対策として措置しなければならない事項を定める。

1. 組織の確立

大地震による災害が発生したときは、第3章第1節「防災組織計画」の定めるところにより、直ちに合志市災害対策本部を設置し、次の措置を講ずる。

(1) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議する。

なお、本部員は、本部会議の決定に基づき、所属部員を指揮して応急措置に万全を期する。

(2) 現地本部

大地震により被害が発生し、本部長が災害対策上特に必要と認めるときは、現地対策本部を設置する。

(3) 市職員の緊急動員

ア 執務時間中における動員

市本部が設置されたときは、本部職員は直ちに、第3章第2節「動員計画」の定めるところにより、非常配置に移行する。

イ 執務時間外における緊急動員

関係職員は、市内に大地震により災害が発生したことを知った時は、直ちに登庁して配備体制に移行する。

2. 応援協力

大地震による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立して災害対策に万全を期する。

(1) 関係機関との相互連絡

市は、次の関係機関と相互に密接な連携を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努める。

ア 県との関係

市は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連携を保ち、県の施策に適合するよう十分調整を図る。

イ 防災会議構成機関

市は、合志市防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これら機関と相協力して災害対策に万全を期する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、県知事へ第3章第3節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、自衛隊の派遣を要求する。

3. 応援要請

市は、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、県又は他の市町に対し、応援を要請する。

4. 通信連絡体制

災害発生時における通信連絡は、第3章第6節「通信施設利用計画」によるが、特に次により通信手段の確保を図る。

(1) 防災行政無線の運用

防災行政無線運営要領に従い運用し、通信連絡の確保を図る。

(2) 孤立防止用（災害時緊急通話用）無線を利用

有線通信整備を利用することができない場合、又はこれを利用することが困難である場合、孤立防止用無線を利用し、通信手段を確保する。

5. 災害状況の把握及び広報

(1) 災害の緊急把握

災害状況の収集は、第3章第7節「情報収集及び共有並びに被害報告取扱計画」に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じて災害状況の把握に努める。

ア 調査班による調査の実施

市は、大地震による被害が発生したときは、直ちに調査班を編成し、被害状況の調査把握を行う。

(2) 市民に対する広報

大地震における災害情報の市民に対する広報は、第3章第8節「広報計画」に定めるところによるものとするが、市は特に次の措置を講じ、災害情報、災害応急対策、災害廃棄物の排出方法、仮置き場の設置、再地震時の心得等を住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図る。

【広報車等による広報】

広報車を必要に応じて現地に派遣し、各関係機関及び地区民の協力を得て、市民に対して災害情報及び応急対策の周知徹底を図り災害広報に努める。

6. 避難対策

大地震が発生した場合における避難対策は、第3章第10節「避難計画」に定めるところによるものとするが、関係機関は次の措置を講じ、震災時における住民の避難が円滑に適切に行われるよう努める。

(1) 避難の指示

避難の指示の実施責任者は、大地震が発生した場合避難の時機を失しないよう、速やかに避難の指示を行う。

(2) 避難の指示の伝達

避難の指示の責任者は、指示を発したときは、時機を失することなく、防災行政無線、サイレン、警鐘、地区放送設備、市HP、市防災メール、市公式LINE、X、デタポン、広報車等を用い又は併用して迅速に地域住民に対し、周知を図る。

(3) 避難者の収容

既存の収容設備が被害を受けた場合、被災者が多数のため既存の収容施設に収容できない場合又は近くに安全な施設がない場合は、野外収容施設を設営する。

7. 消火対策

大地震における消火対策は、第3章第9節「消防計画」に定めるところによるものとするが、市は、特に次の措置を講じ、大地震における消火の万全を期する。

(1) 市長は、地震直後直ちに各関係機関の協力を求め、あらゆる火源の即時消火について一般市民に周知を図るとともに、状況に応じて被災地への電気、ガスの供給の停止を要請する。

(2) 市長は、大火が予想されるときは直ちに関係市町長に対し、大火防護の措置を講ずるよう要請する。

なお、必要に応じて隣接市町の消防機関に対し、応援要請するとともに、知事に自衛隊の災害派遣を要請し、消防力の結集を図る。

(3) 被災地域に危険物等が存在し、特殊火災発生のおそれがある場合、市長は消防団、市職員、各関係機関に対し、直ちに特殊火災防止及び地域住民の避難等安全確保の措置を指示するとともに、必要に応じ関係機関に対し、消火に必要な専門技術者の派遣を要請する。

8. 救出対策

大地震等における被災者の救出は、第3章第12節「救出計画」に定めるところによるものとするが、関係機関は特に次の措置を講じ、被災者の救出に努める。

(1) 市民等による救出

市民は積極的に消防職員、消防団員及び警察官に協力し、被災者の救出に努める。

(2) 消防職員、消防団員及び警察による救出

消防職員、団員及び警察官は、相互に連絡協定し、被災者の救出に努めるものとする。

(3) 市職員による救出

市長は、必要に応じて職員による救出班を編成し、救出活動に当たらせる。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、必要を認めたときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請し、被災者の救出に万全を期する。

第9節 大規模火災対策計画（安全安心課・市民生活部・都市建設部）

1. 計画的復興の進め方

市及び県は、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

2. 被災者等の生活再建等の支援

市及び県は、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報及び連絡体制を構築するものとする。

3. 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第10節 罹災証明書等の発行（安全安心課・市民生活部）

本節は、災害等により市内で住家等が被災した者に対し、被災者支援を適切かつ円滑に実施する前提となる罹災証明書を遅滞なく交付するため、必要な業務の実施体制の確保等を定める。

なお、罹災証明書の発行については、住家のみとし、住家以外については、被災証明書の発行とする。

1. 実施責任者

罹災証明書及び被災証明書は、市長が交付する。

2. 災害の種類

罹災証明書及び被災証明書で証明する災害の種類等は次のとおりとする。

- (1) 火災、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、地滑り及び地震
- (2) その他市長が必要と認める災害

3. 交付の手順

(1) 申 請

罹災証明書及び被災証明書の交付を希望する者は、所定の様式に被害状況が確認できる資料を添えて、市長へ申請するものとする。ただし、市長により被害状況の確認を受けている住家等については、当該資料を省略することができる。

(2) 被害調査及び被害認定基準

ア 市長は、罹災証明申請書に記載された災害による被害の内容について調査する。

イ 住家等の被害調査に係る認定基準は「災害の被害認定基準」「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等の国が示す被害認定基準を準用する。

ウ 市長は、申請者に対して証明に必要な資料を求めることができる。

エ 申請者は、市の調査結果に異議がある場合に再調査を求めることができるものとする。

(3) 交 付

ア 罹災証明書は、調査結果に基づき、所定様式及び被災者支援システムにより交付する。

イ 早期交付のための体制確立

ウ 他の調査との違い

被災建築物応急危険度判定		被災危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度等を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	市町村（県等が支援）	市町村、県	市町村
調査員	応 急 危 険 度 尾 判 定 士 （行政又は民間の建築士）	被災宅地危険度判定士 （認定登録者）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等

被災建築物応急危険度判定		被災危険度判定	住家被害認定
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

4. 業務実施体制

(1) 方針

被害認定調査については調査から罹災証明発行までの専門チームとして被害認定調査チームを必要により編成する。

(2) 申請窓口

ア 住家被害に関する調査及び認定

被害認定調査チーム及び総務対策部（安全安心課）

イ その他の措置

交付：産業対策部（商工振興課）・（農政課）

(3) 調査の実施と調査人員の確保

市民対策部は、必要に応じて被害認定調査チームの協力を得て、住家の被害調査を行う。

5. その他必要な措置

【業務マニュアルの作成】

罹災証明書及び被災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するため、担当班は関係班と共同で罹災証明書に関する規定や様式、業務マニュアルを作成する。

6. 応援協力関係

【職員の派遣要請】

市長は、被害調査に必要な専門的知識を有する職員等が不足する場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請する。

7. 罹災証明書の様式等

罹災証明書については、「罹災証明書の申請書様式の統一化について」府政防第 1481 号（令和 6 年 11 月 8 日）に基づき統一様式とする。

(1) 項目の削除

項目の削除は可能であるが、「申請者（世帯主）」「罹災原因」及び「被災住家の所在地」は罹災証明書の統一様式における証明事項であるため、これらの項目は削除不可とする。

(2) 項目の追加

必要と考えられる記載項目については、適宜、追加可能とする。

(3) 項目の編集

申請者欄への生年月日の追加、罹災原因欄への災害名称の記入、記入欄の大きさ又は線の太さの変更、詳細な説明の追加等は可とするも、レイアウトの大きな変更は不可

(4) 写真を活用した被害区分の判定

申請者から提出された添付写真等を確認することにより、現地調査を経ずに被害区分を判定することが可能

写真による判定を行う場合、どのような場合に写真による判定が可能であることを別途周知するとともに、住家が申請者の居住家屋であることが分かるように、表札を含む住家の写真を撮影する等、申請用の写真を撮影する際のポイント等も併せて周知する。

なお、被災者に過度な負担とならないよう、申請時の写真や図面などの添付及び提示を必須としない旨を周知する。

ア 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合

イ 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合

(ア) 戸建て 1～2 階建ての木造・プレハブ※ 1 の場合、浸水深による簡易な判定が可能

(イ) 被災者からの申請により、第 2 次調査及び再調査として、住家内へ立入り、詳細な調査

を行うことも可能

浸水深	判 定	外力が作用する場合※ 2
床上 1.8 m 以上	大規模半壊	全壊
床上 1m 以上 1.8 m 未満	中規模半壊	大規模半壊
床上 0.5 m 以上 1 m 未満	半壊	中規模半壊
床上 0.1m 以上 0.5 m 未満		半壊
床上 0.1m 未満	準半壊	
床下浸水	一部損壊	

※ 1 在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅

※ 2 津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合

ウ 申請者の合意に基づく自己判定方式（※）による一部損壊の判定を行う場合

（※） 自己判定方式とは、「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることについて被災者が合意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式（現地での被害認定調査は省略）

（ア） 被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する物件については、自己判定方式により、調査を簡素化、あるいは現地調査を行わずに処置が可能であり、該当する住家の被害認定調査の事務手続を軽減し、結果的に罹災証明書の交付を迅速化
ただし、自己判定方式は申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることに合意を得ることが前提となり、合意が得られない場合や、写真だけでは、被害規模が判断ができない場合は、通常の現地調査を実施し、その結果に基づいて判定を行う。

（イ） 受付窓口の担当者は、受付窓口で写真を元に判断する必要があるため、被害認定調査に関する基本的な知識等を保持する必要がある。

（ウ） 水害等の被害の場合は、住民が発災直後から片付けを始めることが多く、普段から被災時は片付け開始前に被災状況を写真撮影するよう広報しておくことが重要となる。

（自己判定方式を行わない場合でも現地調査時に活用するため、必要）

（「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（令和 2 年 7 月 5 日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）通知）

（エ） 自己判定方式を実施する場合は、申請にあたり写真等の添付書類が必須となるが、自己判定方式を実施しない場合は、同様の添付書類を必須とする必要は無く、被災者負担の観点からも添付書類を必須としないよう留意

（オ） 自己判定方式の具体的な手順

①自己判定方式実施の広報	被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報 ○自己判定方式が実施できる条件（準半壊に至らない（一部損壊）程度の被害で自ら結果に合意できる など） ○自己判定方式の申請書類等の受付窓口 ○自己判定方式による申請受付の開始時期
②申請書類等の配布	自己判定方式を実施する被災者に対して申請書類を配布 ○申請に必要な書類等について説明した書類 ○申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類 等
③申請の受付	罹災証明書に係る窓口等で、申請を受け付け後、申請書類の内容を確認、明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」の罹災証明書を交付

(カ) 必要書類等

①申請書類	申請書類は以下の情報が記載でき、罹災証明書等交付申請書の内容も含むようにする。 ○申請者の住所、氏名及び被災した住家の所在地 ○建物の配置状況 ○被害の部位及び箇所
②被害状況がわかる写真	○建物の全景（周囲４面、４枚以上） ○表札 ○被害を受けた部位について、内容が明らかになるような写真
③被災住家図面（可能なら）	○配置図、平面図、立面図 など

(記入例)

罹 災 証 明 申 請 書

〇〇

市 長

令和〇 年 〇〇 月 〇〇 日

申請者 (世帯主)	住 所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	電話番号	000-000-0000
	(現在の連絡先)	同上	電話番号	同上
	(ふりがな) 氏 名	〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇	生年月日	〇年〇月〇日

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番△号	電話番号	000-000-0000
	(ふりがな) 氏 名	〇〇〇 □□□ 〇〇 □□	申請者との関係	子

罹災原因	令和〇 年 〇 月 〇 日の 大雨 による
------	-----------------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	〇〇市〇〇町△丁目△番△号
--	---------------

※住家とは、現実的に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☒ 浸水被害 (☒ 床上 ☐ 床下) ☒ その他被害(以下に記入)
	がけ崩れによる土砂が室内に流入した

写真による 被害区分の 判定(※)	☒ 希望する(写真を添付) ☐ 希望しない
-------------------------	---

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

	氏 名	続柄	生年月日	性別	備考
被災住家の 世帯構成員	〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇	世帯主	年 月 日	男	
	〇〇〇 △△△ 〇〇 △△	妻	年 月 日	女	
	〇〇〇 □□□ 〇〇 □□	子	年 月 日	男	
	〇〇〇 ☆☆☆ 〇〇 ☆☆	子の妻	年 月 日	女	
			年 月 日		

住家以外の 被害	がけ崩れによるカーポートの破損
-------------	-----------------

罹災証明書の 必要枚数	5 枚
----------------	-----

罹災証明書の 使用目的	各種申請、予備× 1
----------------	------------

住家に関する 情報の内部 利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の 所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 ☒ 確認しました
--------------------------	---

罹災証明書 の交付方法	☐ 郵送(住所:) (宛先:) ☒ 窓口(市本庁舎)
----------------	---

○ 委任状が必要な方は、下記に記入してください。 委 任 状 合志市長 様 上記申請者 〇〇 □□ に、罹災証明書の申請及び受領について委任します。 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 委任者 氏 名 〇〇 〇〇	
---	--

市職員記入事項	
損害の程度	☐ 調査依頼 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊)【写真判定】
本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他()

罹 災 証 明 申 請 書

市(区・町・村)長

年

月

日

申請者 (世帯主)	住 所
	電話番号
	(現在の連絡先)
	電話番号
	(ふりがな)
	氏 名
	生年月日

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所
	電話番号
	(ふりがな)
	氏 名
	申請者との関係

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
--	--

※住家とは、現実には居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☐ 浸水被害 (☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他被害(以下に記入)
-------	---

写真による 被害区分の 判定(※)	☐ 希望する(写真を添付) ☐ 希望しない
-------------------------	--

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

被災住家の 世帯構成員	氏 名	続柄	生年月日	性別	備考
		世帯主	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

住家以外の 被害	
-------------	--

罹災証明書の 必要枚数	枚
----------------	---

罹災証明書の 使用目的	
----------------	--

住家に関する 情報の内部 利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 ☐ 確認しました
--------------------------	---

罹災証明書 の交付方法	☐ 郵送(住所:) (宛先:) ☐ 窓口(市本庁舎)
----------------	--

○ 委任状が必要な方は、下記に記入してください。

委 任 状

合志市長 様
上記申請者_____に、罹災証明書の申請及び受領について委任します。

住 所

委任者

氏 名

市職員記入事項

損害の程度	☐ 調査依頼 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊)【写真判定】
本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他()

被災証明願

令和 年 月 日

あて先 合志市長 荒木義行

申請者 住所：

氏名：

電話番号（ ） ー

下記のとおり被災したことを証明願います。

記

災害の種類		災害の 発生日時	発生 令和 年 月 日 午 時 分ごろ
被災物件の 所在地	合志市		
罹災原因			
被災の状況			

添付書類：被害状況の分かる写真、または関係書類（修理の見積もり等）

合被災第 号

被災証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

合志市長 荒木 義行

委 任 状

代理人（受任者）

住 所

氏 名

委任者との関係

私は、上記の者を代理人と定め、罹災証明（被災証明）の申請及び受領について委任します。

合 志 市 長 様

令和 年 月 日

本人（委任者）

住 所

氏 名

印

窓口に来られた方の本人確認を実施していますので、身分証明書をお持ちください。

資料編

職員配置体制

災害対策本部設置前の情報収集体制				災害対策本部			
情報連絡室				災害警戒本部			
設置目的	被害情報等収集、市民及び職員に対する警報伝達等を実施して災害発生時の初動対応に万全を期す。			設置目的	高齢者等避難又は避難指示発令の為に必要な情報収集を実施して災害発生時の応急措置により減災に万全を期す。		
任務	情報収集、警報伝達、自主避難所の開設等を実施			任務	情報収集、避難情報の発令、避難所開設、災害対策本部開設準備等を実施		
設置基準	地震	震度 4 又は長周期地震動階級 3 以上、南海トラフ地震臨時情報※が発表された場合		設置基準	地震	震度 5 弱若しくは震度 5 強の地震が発生又は長周期地震動階級 3 が発表された場合	
	地震以外	レベル 3 の気象警報発表又は線状降水帯半日前予測発表時に防災気象情報レベル 2 大雨注意報及びレベル 2 土砂災害注意報が発表された場合、或いは自主避難所を開設した場合			地震以外	線状降水帯半日前予測発表時にレベル 3 の気象警報が発表、レベル 3 の気象警報が 2 つ以上発表又は発表の可能性が有る場合	
設置責任	総務部長に報告し、安全安心課長が設置			設置責任	市長に報告し、3 総務部長が設置		
参集範囲	情報連絡班及び市民対応班以外は安全安心課長の指示による			参集範囲	地震以外は総務部長以下の警戒本部要員 地震時は震度 5 弱では「部長職以上」「警戒本部員」その他の職員は自宅待機又は連絡が取れる体制、震度 5 強では「課長職以上」とし、その他は同じ。		
※安全安心課対応				長編成			
長	編成			総務部長	①総括班	安全安心課 必要により安全安心課OB	
安全安心課長	情報連絡班	安全安心課			②総務班	総務課、選挙管理委員会 会計課、監査委員事務局	
		都市建設部 水道局 産業振興部				市民課、税務課、環境衛生課	
	市民対応班	総務課			③情報班	財政課、管財課	
	自主避難所開設・運営班	生涯学習課			④広報班	企画課	
					⑤避難所支援班	学校教育課、生涯学習課	
	避難所班	動員計画			⑥援護班	福祉課、高齢者支援課 健康ほけん課 こども未来課、こども家庭課	
					⑦土木班	農政課、建設課、都市計画課 都市整備室、下水道課、水道課	
					⑧物資輸送班	商工振興課、農業委員会事務局	
					⑨連絡調整班	秘書政策課	
				対策本部支援室			
				室長	総務部長		
				班	総括班、総務班 情報班、広報班 避難所支援班 援護班、土木班 物資輸送班 連絡調整班		
				班員	各課員		

本部長
市 長

副本部長
副市長、教育長

本部員
オブザーバー

対策部
各部局等

被害認定調査チーム
※チーム設置時

特別警報の基準等、降灰予報の発表イメージ

1. 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想された場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

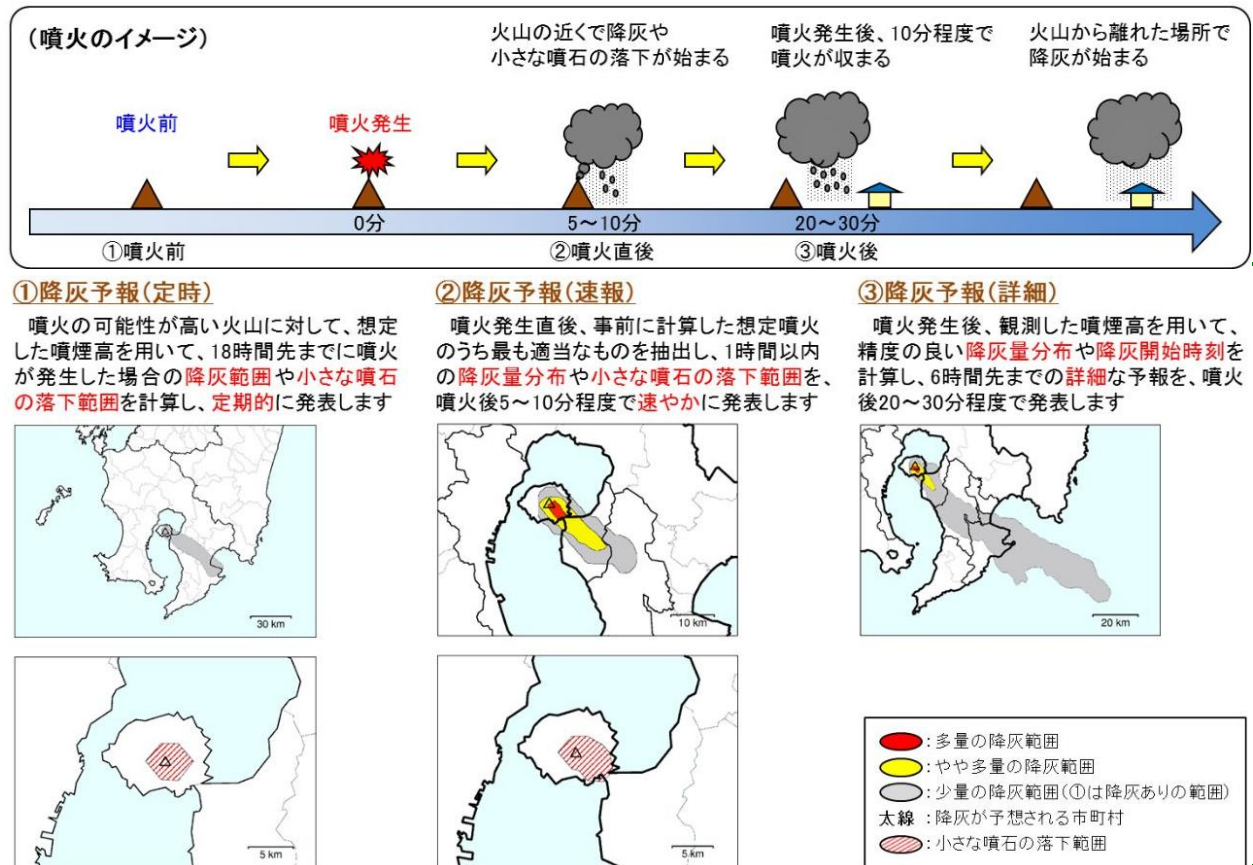
（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例にてらして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づき判断します。

2. 火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4）を特別警報に位置づける）

（*）噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル 4 または 5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけています。

3. 降灰予報の発表



※上空の風が弱い場合、あるいは高度によって風向きが大きく変化している場合、降灰予報と実際の降灰範囲及び降灰量が異なることがある。

※降灰予報は、噴煙の高さや気象予測データ等を用いて、降灰の範囲と降灰量を予測している。

そのため、噴煙の高さや気象予測の誤差により、降灰予報と実際の降灰範囲や降灰量が異なることがある。

安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表チェックリスト

1 氏名等公表業務チェックリスト（安否不明者・行方不明者）

N0	内 容	チェック
1	県警、消防及び関係機関に対し、同機関が把握している安否不明者、行方不明者の情報を提供するよう依頼する。	
2	安否不明者、行方不明者の数を県防災情報共有システムに入力する。	
3	安否不明・行方不明が災害に起因するものかについて、市長まで確認のうえ判断を行う。	
4	災害に起因する安否不明・行方不明と認められる場合、住民基本台帳の閲覧制限を確認する。	
5	住民基本台帳の閲覧制限がない場合、安否不明者・行方不明者の公表用名簿を作成する。名簿掲載項目…住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別	
6	公表用名簿を県危機管理防災課に送付する。	
7	公表は県危機管理防災課が行うものであるが、市としても公表する場合は内容やタイミングについて県危機管理防災課が行う公表と齟齬が生じないようにする。ホームページへの掲載は、県ホームページへのリンクとする。	
8	安否が判明した場合は、公表用名簿から削除し、その旨を県危機管理防災課に連絡する。	
9	安否不明者の氏名等を公表して一定期間が経過した場合、県危機管理防災課と調整の上、行方不明者に切り替える。	
10	安否不明者から行方不明者への切り替えの場合は、安否不明者の公表用名簿を行方不明者用に作成し直し、同名簿を県防災推進課に送付する。	

安否不明者：当該災害が原因で所在不明となっている者

行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者

2 氏名等公表業務チェックリスト（死者）

N0	内 容	チェック
1	県警の検視結果等を基に、災害に起因する死者と認められるかについて、市長まで確認のうえ判断する。	
2	災害に起因する死者と認められる場合、住民基本台帳の閲覧制限を確認する。	
3	死者数を県防災情報共有システムに入力するとともに、氏名等の情報について、管轄の広域本部・地域振興局に直接電話で連絡する。	
4	災害に起因する死者の公表用名簿を作成する。 名簿に掲載する項目 ①住民基本台帳の閲覧制限がない者 住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別、死因等 ②住民基本台帳の閲覧制限がある者 年代、性別、居住市町村、死因等	
5	作成した名簿を県危機管理防災課に送付する。	
6	公表は県危機管理防災課が行うものであるが、市としても公表する場合は内容やタイミングについて県防災推進課が行う公表と齟齬が生じないようにする。ホームページへの掲載は、県ホームページへのリンクとする。	

死者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者（災害関連死を除く。）

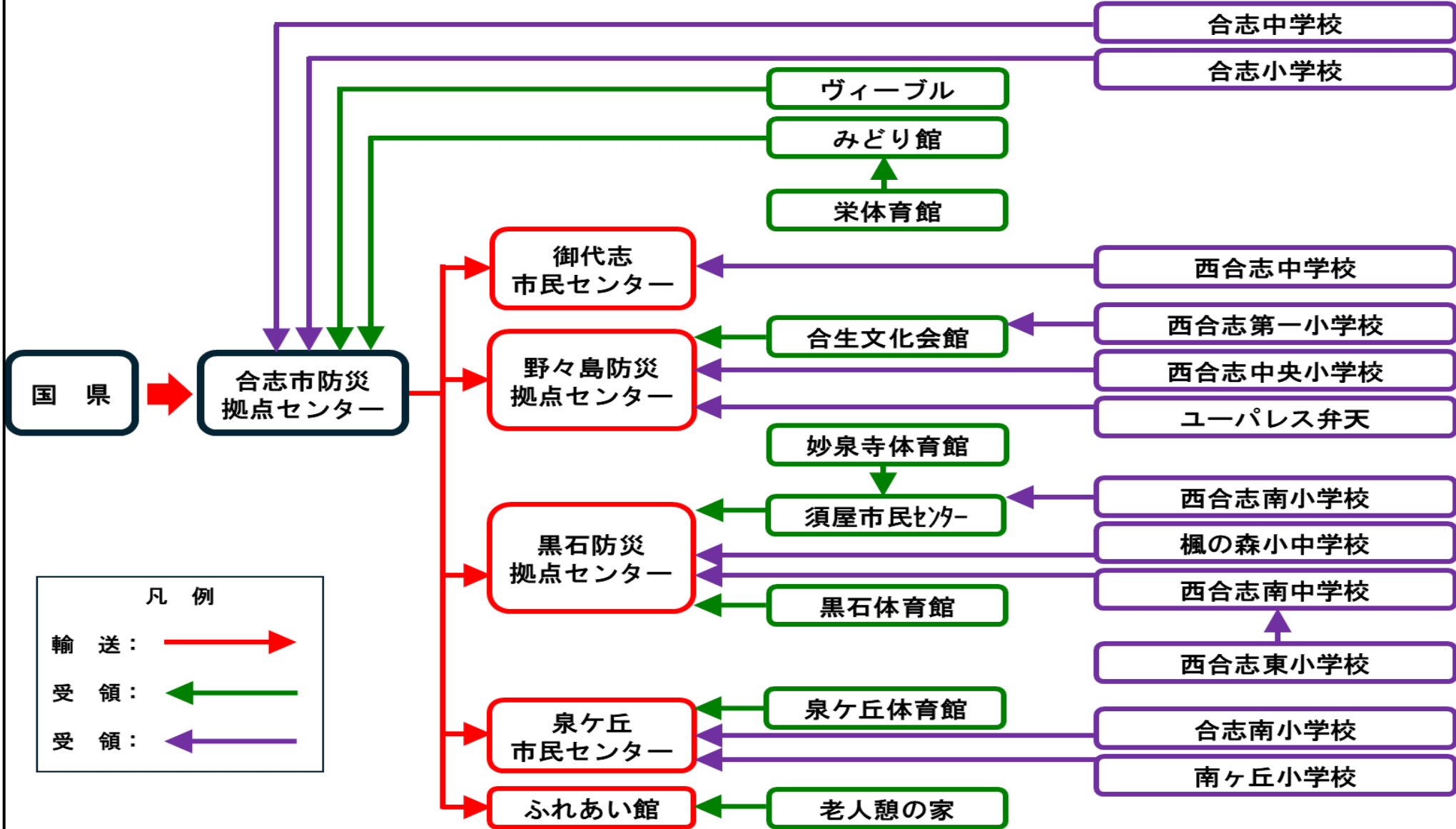
車両避難適地

指定避難場所等一覧												指定避難場所等一覧											
連番	指定緊急避難場所	30m/台	インフラ		地 盤			出入口		車中泊の有無	特記事項	連番	指定緊急避難場所	30m/台	インフラ		地 盤			出入口		車中泊の有無	特記事項
			トイレ	水道	土	芝	アスファルト	進入	進出						トイレ	水道	土	芝	アスファルト	進入	進出		
1	合志市泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター	90	○	○	△		○	○	○	○		16	南ヶ丘小学校	226	○	○	△			△		○	
2	栄市民センター「みどり館」	76	○	○			○	○	○	○		17	合志南小学校	200	○	○	△			○		○	
3	栄体育館	70	○	○	○			△		○		18	西合志第一小学校	134	○	○	△			△		○	
4	福原グラウンド	320	○	△	○		○	○	○	○	アスファルト	19	西合志中央小学校	164	○	○	△			△		○	
5	野付グラウンド	93	△	△	○			△	△	○	規模が小さい	20	西合志中学校	347	○	○	△			△		○	グラウンド門
6	すずかけ台コミュニティセンター	94	○	○		○		○	○	○		21	西合志東小学校	186	○	○	△			△		○	
7	野々島防災拠点センター	68	○	○			○	○	○	○		22	西合志南小学校	228	○	○	△			○	○	○	グラウンド門
8	黒石防災拠点センター	61	○	○			○	○	○	○	災害自販機	23	西合志南中学校	476	○	○	△			△		○	
9	合志地区防災広場	150	○	○			○	○	○	○		24	中央運動公園グラウンド（駐車場）	67	○	△	×		○	○		○	グラウンド不可
10	ユーパレス弁天（駐車場のみ）	259	○	○			○	○	○	○		25	合生グラウンド	115	△	○			○				
11	栄グラウンド 入口幅3.9m	332	○	△	△			△		△	入り口が狭い	26	みずき台グラウンド	114	○	○	△			○	○	○	
12	須屋市民センター	77	○	○	△			△			災害自販機	27	元気の森公園（地震時のみ）	74	○	○			○	○	○	○	災害自販機
13	総合センター「ヴィーブル」	319	○	○			○					28	アンビー熊本	235	○	○			○	○	○	○	新規登録
14	合志小学校	138	○	○	△			△		○		29	ニシムタ	418	○	○			○	○	○	○	新規登録
15	合志中学校	429	○	○	△			△		○		30	楓の森小・中学校	780	○	○	△			○	○	○	新規登録
凡例	ヘリポート																						
凡例：■インフラ（トイレ：1～2据、水道蛇口1～2口＝△ トイレ：3据以上、水道蛇口3口以上＝○） ■地盤（土 △雨の日不適、×不適） ■ 出入口（入出△ 相互通行不可）																							

物資配分の要領



物資輸送の要領



避難情報等の判断基準・伝達について

市長等は、危険の切迫性に応じて避難情報等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように５段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

1 水 害

(1) 対象とする河川

堀 川

(2) 避難すべき区域

原則として、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項により指定を受けた洪水浸水想定区域で、想定浸水深 50 c m以上の区域

(3) 避難情報の発令の判断基準

避難情報等の発令にあたっては、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

堀川（須屋観測所） 須屋川添 607-2	
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	○ 1 時間後に避難判断水位（4.51m）に到達すると予想され、引き続き水位が上昇すると見込まれる。
避難指示 【警戒レベル 4】	○ 避難判断水位に到達し、1 時間後に氾濫危険水位（4.95m）に到達すると予想される。
	○ 氾濫危険水位（4.95m）に到達する。 ○ 堤防が決壊するおそれがある。（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂が発見される。）
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	○ 堤防等の決壊、越水又は溢水が発生した場合
避難情報の解除	○ 関係する河川の水防警報、洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎ氾濫注意水位を下回り、気象状況などから水位が再上昇するおそれなくなった場合に、河川状況の現地調査を行い、安全を確認したうえで総合的に判断する。

* 観測データ（須屋観測所）

氾濫危険水位 【レベル 4 水位】	4.95m	○ 洪水により氾濫の起こるおそれがある水位 ○ 河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
避難判断水位 【レベル 3 水位】	4.51m	○ 避難等の判断の目安となる水位 ○ 指定避難所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して、設定された水位、ただし、避難判断水位を超えても、最終的に氾濫危険水位を超えない場合も多いため、避難判断水位を超えた段階で、指定河川洪水予報や河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断する。
氾濫注意水位 【レベル 2 水位】	3.13m	水防活動を行う指標となる水位で、消防団が出動する水位
水防団待機水位 【レベル 1 水位】	1.74m	消防団が出動のために待機する水位

2 土砂災害

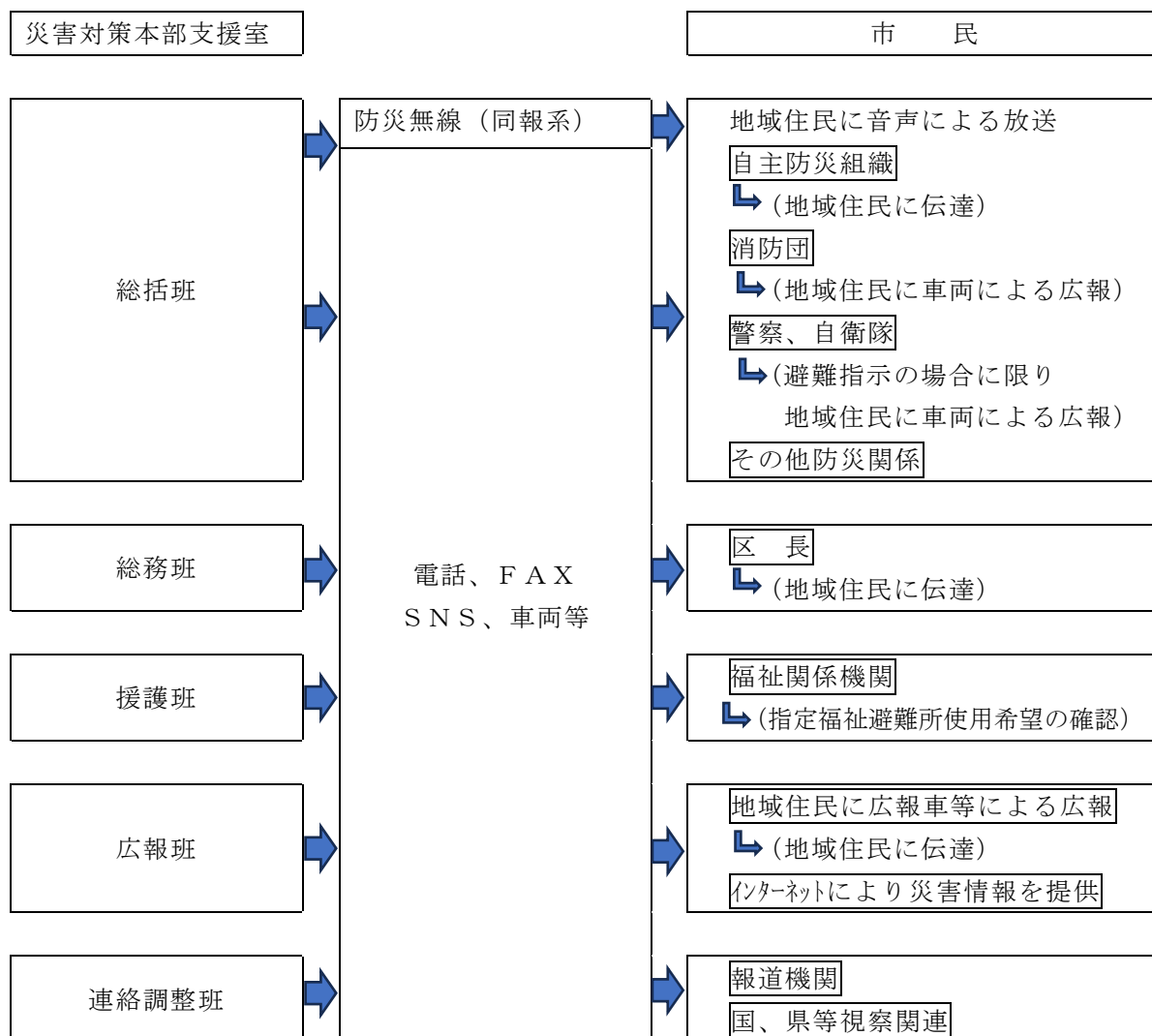
(1) 避難すべき区域

本市において、土砂災害発生のおそれのある県指定の急傾斜地は、市域のあらゆる箇所に点在していることから、市職員や消防職員等による危険箇所の巡視情報や周辺住民からの通報などの情報を基に、避難情報の対象となる「避難すべき区域」を判断する。

(2) 避難情報の基準

高齢者等避難 【警戒レベル3】	○「レベル3土砂災害警報」は、3～6時間先までに「レベル4土砂災害危険警報」の基準に達すると予想したときに限り発表する。 ○この情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」又は気象庁土砂キキクル（赤色）が出現（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）する場合、高齢者等避難を発令する。
避難指示 【警戒レベル4】	○「レベル4土砂災害危険警報」は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害危険警報（警戒レベル4相当）の発表をもって、直ちに避難指示を発令することを基本とする。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	○「レベル5土砂災害特別警報」は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、「レベル5土砂災害特別警報」の発表をもって直ちに緊急安全確保を発令することを基本とする。 ○家屋倒壊、道路崩壊等、人的被害につながる恐れのある規模の土砂災害の発生が確認された場合、直ちに緊急安全確保を発令することを基本とする。

3 避難情報等の伝達手段と伝達方法



4 防災・福祉関係機関

機 関 名	電 話 番 号
菊池広域連合消防本部	0 9 6 - 2 3 2 - 9 3 3 1
陸上自衛隊 第 4 2 即応機動連隊	(熊本県を經由して派遣要請)
熊本北合志警察署	0 9 6 - 3 4 1 - 0 1 1 0
熊本県知事公室防災推進課	0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 1 5
熊本県県北広域本部 総務部 振興課	0 9 6 8 - 2 5 - 4 1 1 1
熊本県県北広域本部 土木部 維持管理課	0 9 6 8 - 2 5 - 4 2 3 2
熊本河川国道事務所 防災課	0 9 6 - 3 8 2 - 1 1 1 1
九州電力送配電(株) 熊本西配電事業所	0 8 0 0 - 7 7 7 - 9 4 3 4
九州電力送配電(株) 大津配電事業所	0 8 0 0 - 7 7 7 - 9 4 3 3
N T T 西日本(株) 熊本支店	0 9 6 - 2 7 2 - 9 2 1 5
西部ガス(株) 熊本供給部	0 9 6 - 3 7 0 - 8 6 2 0
熊本電気鉄道(株)	0 9 6 - 3 4 3 - 2 5 2 6
独立行政法人国立病院機構 熊本再春医療センター	0 9 6 - 2 4 2 - 1 0 0 0
日本郵便(株) 熊本北郵便局	0 9 6 - 2 3 3 - 5 4 5 6
菊池地域農業協同組合	0 9 6 8 - 2 3 - 3 5 0 2
菊池地域農業協同組合 合志中央支所	0 9 6 - 2 4 8 - 1 1 2 0
菊池地域農業協同組合 西合志中央支所	0 9 6 - 2 4 2 - 1 1 6 3
合志市社会福祉協議会	0 9 6 - 2 4 8 - 1 1 0 0
合志市民生委員児童委員協議会(事務局:合志市社会福祉協議会内)	
合志市建設業協会	0 9 6 - 2 4 8 - 3 3 3 8

5 伝達内容

例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を決定する。

(1) 高齢者等避難の伝達例文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難 こちらは、(防災)合志市役所です。ただ今、〇〇(避難すべき理由)により、 〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。お年寄りの人など避難に時間がかかる人は、直ちに〇〇へ避難してください。 その他の人も避難の準備を始めてください。 ＊ 避難すべき理由例 ・ 〇〇川が増水しています。今後も水位上昇が続いた場合、〇〇川が溢れるおそれがあること ・ 大雨の影響により、〇〇地区では土砂災害の危険があること ＊ 放送は繰り返すこと。

(2) 避難指示の伝達例文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難

こちらは、(防災)合志市役所です。ただ今、〇〇(避難すべき理由)により、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して警戒レベル4避難指示を発令しました。大変危険な状況です。避難中の人は、〇〇への避難を完了してください。避難に十分な時間がない場合は、近くの安全な建物に避難してください。

(なお、〇〇道は冠水により通行できませんので、注意してください。)

(なお、山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がありますので、十分注意してください。)

* 避難すべき理由例

- ・ 〇〇川が危険水位を突破したこと
- ・ △△地区の〇〇川堤防が決壊したこと
- ・ □□地区で、土砂災害の危険性が高まっていること(土砂災害が発生したこと)

* 放送は繰り返すこと。

(3) 緊急安全確保の伝達例文

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、直ちに安全を確保

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、直ちに安全を確保

こちらは、(防災)合志市役所です。ただ今、〇〇(避難すべき理由)により、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して警戒レベル5緊急安全確保を発令しました。すでに災害が発生し、大変危険な状況です。避難中の人は、近くの安全な場所に避難を完了してください。避難の時間がない場合は、少しでも身の安全が確保できるように努めてください。

(なお、〇〇道は冠水により通行できませんので、注意してください。)

(なお、山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がありますので、安全が確認されるまで近づかないでください。)

* 避難すべき理由例

- ・ 〇〇川が越水、氾濫したこと
- ・ △△地区の〇〇川堤防が決壊したこと
- ・ □□地区で、土砂災害が発生したこと

6 避難情報等の基準（共通）

避難情報等は以下の基準を参考に、洪水や土砂災害に関する情報、今後の気象予測及び土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的な判断をして発令します。

警戒レベル	区 分	現地情報等による基準	河川氾濫及び外水氾濫に関する情報※ 1	土砂災害に関する情報※ 1
1	災害への心構えを高める	警報級の可能性	—	—
2	避難に備え自らの避難行動を確認する	大雨注意報 洪水注意報	・ 氾濫注意情報 ・ レベル 2 大雨注意報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意）：黄色	・ レベル 2 土砂災害注意報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（注意）：黄色 ※ 2
3	高齢者等避難	近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化）	・ 氾濫警戒情報 ・ レベル 3 大雨警報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）：赤色	・ レベル 3 土砂災害警報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）：赤色 ※ 2
4	避難指示 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	近隣で災害が発生するおそれがある。 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、斜面のひび割れ）が発見される。	・ 氾濫危険情報 ・ レベル 4 大雨危険警報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）危険）：紫色	・ レベル 4 土砂災害危険警報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（危険）：紫色 ※ 2
5	緊急安全確保 ※1	既に災害が発生又は緊迫している。	・ 氾濫発生情報 ・ レベル 5 大雨特別警報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫）：黒色	・ レベル 5 土砂災害特別警報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（災害切迫）：黒色 ※ 2

※ 1 「河川氾濫及び外水氾濫に関する情報」、「土砂災害に関する情報」の各情報は、対応する警戒レベル・区分に「相当する」情報であるため、実施責任者は各情報を参考に各警戒レベル・区分の発令を判断する。

※ 2 本関係図では、気象庁から提供される土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）と、県から提供される土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

合志市災害対策本部

指示・報告

応急対策活動が必要と
認めるときは、災害対策
本部設置以前に要請

市民等より
災害の通報

総務対策部

安全安心課
(情報の総括指示)

災害情報及び
対策状況の報告
(情報の共有)

指示・報告

要請・調整・報告

土木対策部
産業対策部

都市建設部長
建設業協会長

都市建設部
産業振興部

市民等より
災害の通

指示・報告

都市計画課長
建設課長
農政課長

災害現場状況 の報告

指示・調整・報告

〇〇班の△△より・・・の指示を受け完了した等の報告

2名4班以上体制

合志北部地区
都市建設部・産業振興部から2名
建設業協会から1名

合志南部地区
都市建設部・産業振興部から2名
建設業協会から1名

西合志北部地区
都市建設部・産業振興部から2名
建設業協会から1名

西合志南部地区
都市建設部・産業振興部から2名
建設業協会から1名

各課長の指示により現場到着後、災害の状況を十分把握し、補助及び単独事業等の判断を的確に行い、協会現場班に作業内容の指示を行う。
(現況写真を撮ること)

基本的に、道路においては通行ができる応急措置を目的とする。

協会現場各班に、責任者を協会より選任する

合志市建設業協会

事務局長
(情報の総括指示)

指示・調整・報告

都市建設部及び総務部の要請により現場班配置

建設業協会

協會現場班

協會現場班

協會現場班

協會現場班

協全現場班

协会项目班

协会项目培训

协会招租班

综合应用题

協会員は災害発生を思考するときはお互いに連絡を取るものとする

災害情報

災害応急対策班

現場指示者については、1名は状況判断が適切にできる者とする

合志市電波伝搬調査結果

場所名	カーラジオ	据置型ラジオ	携帯型ラジオ
西合志第一小学校	4	5	3
合生文化会館	3	5	4
西合志中央小学校	3	5	4
野々島防災拠点センター	5	5	4
西合志中学校・西合志体育館	4	5	2
ユウパレス弁天	2	4	3
御代志市民センター	3	4	3
栄体育館	5	5	4
栄市民センター「みどり館」	4	5	4
合志小学校	5	5	5
合志中学校	4	5	5
総合センター「ヴィーブル」	5	5	5
合志南小学校	5	5	5
泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター	4	4	4
南ヶ丘小学校	3	5	4
合志楓の森小中学校	5	5	5

場所名	カーラジオ	据置型ラジオ	携帯型ラジオ
保健福祉センター「ふれあい館」	5	5	3
老人憩いの家	5	5	3
黒石体育館	2	3	1
黒石防災拠点センター	4	5	4
西合志南中学校	4	5	4
西合志東小学校	4	5	3
西合志南小学校	3	5	2
妙泉寺体育館	5	4	3
須屋市民センター	3	4	2

評価	受信状態
5	極めて良好に受信できる
4	ほぼ良好に受信できる
3	多少の雑音があるが受信できる
2	受信状況が悪い
1	受信状況がかなり悪い